

様式 1－2－1 中期目標管理法人 中期目標期間評価 評価の概要様式

1. 評価対象に関する事項		
法人名	独立行政法人情報処理推進機構	
評価対象中期目標期間	見込評価（中期目標期間実績評価）	第四期中期目標期間（最終年度の実績見込を含む。）
	中期目標期間	平成 30～令和 4 年度

2. 評価の実施者に関する事項				
主務大臣		経済産業大臣		
	法人所管部局	商務情報政策局	担当課、責任者	総務課長 西川 和見
	評価点検部局	大臣官房	担当課、責任者	業務改革課長 佐野 究一郎

3. 評価の実施に関する事項
情報処理推進機構（以下、「機構」）の自己評価書をもとに第四期中期目標期間における見込評価を行うにあたって、以下の手続きを実施した。 ・ユーザからの意見聴取（令和 4 年 6 月、国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項の 3 項目（以下の※を参照）） ※①新たな脅威への迅速な対応等のセキュリティ対策の強化、②高度な能力を持つ I T 人材の発掘・育成・支援及びネットワーク形成と I T 人材の裾野拡大に向けた取組の強化、③ I C T に関する新しい流れを常に捉え、発信していく機能の強化 ・有識者からの意見聴取（令和 4 年 6・7 月、評価対象の全項目（国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項の 3 項目、業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項）） ・理事長ヒアリング（令和 4 年 7 月、全項目） ・監事ヒアリング（令和 4 年 7 月、全項目）

4. その他評価に関する重要事項
なし

1. 全体の評価		
評価 (S、A、B、C、D)	A：全体として中期目標における所期の目標を上回る成果が得られている。	(参考：見込評価) ※期間実績評価時に使用
評価に至った理由	「I. 国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項」の2項目においてA評価としており、また全体評価を引き下げる事象もなかったため。	

2. 法人全体に対する評価	
法人全体の評価	「I. 国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項」 1. 「新たな脅威への迅速な対応等のセキュリティ対策の強化」 平成30年度から令和4年度までの期間において、年度計画において全ての定量的指標を高いレベルで達成し、中期計画における所期の目標を上回る成果が得られる見込みであるため、当該項目の評価はAとした。主な成果は以下のとおり。 - サイバー情報共有イニシアティブ（J-CSIP）、サイバーレスキュー隊（J-CRAT）の運用継続の中で、注意喚起等の情報発信も行い、サイバー攻撃の早期発見・被害低減に大きく貢献。 「SECURITY ACTION」制度の普及促進、サプライチェーン・サイバーセキュリティ・コンソーシアム（SC3）事務局としてのサプライチェーンにおけるサイバーセキュリティ対策の議論の推進、民間サービスとして「サイバーセキュリティお助け隊サービス」の立上げと普及促進等の取組など、中小企業に対するセキュリティ対策支援を推進。 「政府情報システムのためのセキュリティ評価制度（ISMAP）」の運用及び登録申請の受付を開始。令和3年3月にISMAPクラウドサービスリストを公開し、政府調達におけるクラウドサービスの導入に貢献。 - 中核人材育成プログラムでは、企業の経営層と現場担当者を繋ぐ中核人材を担う方を対象とし、求められる幅広い知識及びスキルを身に着けるためのカリキュラムを提供し、令和3年度までに274名の修了者を輩出。短期プログラムでは、企業の責任者層や実務者層を対象にしたプログラムを実施・拡充し、サイバーセキュリティ対策の知見を提供。 - 海外機関との連携においては、経済産業省と協力し、米国政府の専門家を招聘し「ASEAN等向け日米サイバー共同演習」を開催。令和3年度からはEU政府も加わり、研修対象地域を拡大し、「インド太平洋地域向け日米EU産業制御システムサイバーセキュリティウィーク」を開催、同地域におけるサイバーセキュリティ能力向上に貢献。また、中核人材育成プログラム受講者への海外派遣演習により、現地トップレベル機関とのネットワークを構築。 - 新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、テレワーク実証実験である「シン・テレワークシステム」を緊急構築し、24万人のユーザへ提供。また、全国の自治体向けに「自治体テレワークシステム for LGWAN」を開発し、794団体が参加。 2. 「高度な能力を持つIT人材の発掘・育成・支援及びネットワーク形成とIT人材の裾野拡大に向けた取組の強化」 平成30年度から令和4年度までの期間において、年度計画における基幹目標および基幹目標以外の目標値が100%以上を概ね達成し、中期計画における所期の目標を達成する見込みであるため、当該項目の評価はBとした。主な成果は以下のとおり。 - ハイレベルな育成と事業化に向けたサポートを強化した未踏アドバンスト事業に加えて、次世代の量子技術を活用する未踏ターゲット事業（平成30年～）の開始により、社会課題の解決につながる人材の育成を強化。未踏ターゲット事業においては、平成30年度～令和3年度で、83名の量子コンピューティング技術に関する次世代IT人材を発掘・育成し産学界に輩出。 - 更に高度なプログラムで、世界に通用する人材の育成を目指すセキュリティ・ネクストキャンプ（令和元年～）を開始し、令和元年度～3年度に23名を輩出。 - 高度なIT人材を第四期で延べ約1,150名以上輩出し、累計延べ約4,200名のコミュニティを形成。（未踏：約2,000名、キャンプ：2,168名） - デジタル教育の推進、数理・AIニーズの高まりを踏まえて試験内容をタイムリーにアップデート（ITパスポート試験の「情報I」対応、基本情報技術者試験の数理・プログラミング強化、全試験区分での第4次産業革命（AI・ビッグデータ・IoTなど）対応を実施）。 - 情報処理技術者試験の基本情報技術者試験、情報セキュリティマネジメント試験を紙試験方式からCBT（Computer Based Testing）方式に迅速に移行し（令和2年～）、コロナ禍においても、持続的な受験機会を提供。

	3.「ICTに関する新しい流れを常に捉え、発信していく機能の強化」 平成30年度から令和4年度までの期間において、年度計画における基幹目標が目標値の100%以上、かつ基幹目標以外の目標値が120%以上を達成し、中期計画における所期の目標を上回る成果が得られる見込みであるため、当該項目の評定はAとした。主な成果は以下のとおり。 ・AIの社会実装推進を目的とした「AI白書」を平成30年度、令和元年度に、IT人材を取り巻く最新動向等を取りまとめた「IT人材白書」を平成30年度、令和元年度、令和2年度に刊行。令和3年度には、戦略・人材・技術の面からDXを推進するための情報を総合的にカバーし、DXに取り組む企業の経営者にとって具体的な手立てを探るための指南書となる「DX白書」を創刊。 ・「DX推進指標」による自己診断実施を促進。毎年度、診断結果提出企業に他社と比較ができるベンチマークを提供するとともに、全体的な傾向、企業規模別や先行企業の特徴などを分析したレポートを公開。自社の課題認識、対応策検討等の取組促進に寄与。 ・経済産業省が行うデジタル経営に係る認定制度（DX認定制度）について、申請受付や問合せ対応、審査業務を着実に実施。また、経済産業省と連携して「DX銘柄」選定に係る事務局業務を実施。取組内容や成果に対する客観的な評価の提供を通じ、モチベーション向上に寄与。 ・令和2年5月15日に施行された情報処理の促進に関する法律の一部を改正する法律（改正情促法）にあわせ、社会全体でのデータ連携・共有の基盤づくりを担う「デジタルアーキテクチャ・デザインセンター（DADC）」を発足し、本格稼働を開始（令和2年度）。政府等からの検討依頼に基づき、延べ3分野（6プロジェクト）のアーキテクチャ設計を実施（令和2年度～）。それぞれの分野における外部有識者を交えた検討会や関連する業界のステークホルダーとの意見交換等を実施し、検討内容を取りまとめた中間報告書等を公表（令和3、4年度）。 ・学び直しの指針となる「ITSS+」について、各領域における新たな潮流を踏まえた見直し、関連ドキュメント整備を含む拡充を実施（平成30年度～）。また、Society5.0を実現するために必要な人材像、スキル標準のあり方の全体像の検討を実施し、新たなスキル標準策定への提言を取りまとめ（令和3年度）。 ・データサイエンティスト協会及び日本ディープラーニング協会とともに「デジタルリテラシー協議会」を設立、経済産業省の「DXリテラシー標準」策定などに貢献（令和3年度）。 ・第四次産業革命スキル習得講座（Reスキル講座）認定制度の運用支援を継続実施（平成30年度～）。また、デジタル人材育成プラットフォームについて、経済産業省と連携し、デジタルスキルの学習コンテンツを一元的に提示するためのポータルサイト「マナビDX」を構築・公開、事務局として運営を開始（令和3年度～）。 「Ⅱ．業務運営の効率化に関する事項」、「Ⅲ．財務内容の改善に関する事項」及び「Ⅳ．その他業務運営に関する重要事項」については、中期計画における所期の目標を達成する見込みであるため、当該項目の評定はBとした。 以上を踏まえ総合的に勘案した結果、法人全体として中期計画における所期の目標を上回る成果が得られているものと評価し、全体の評定をAとした。
全体の評定を行う上で特に考慮すべき事項	特に全体の評定に影響を与える事象はなかった。

3. 課題、改善事項など	
項目別評定で指摘した課題、改善事項	「Ⅱ．業務運営の効率化に関する事項」 ○第四期中期目標期間においては、令和2年5月にDX推進やアーキテクチャ設計業務が追加されたことに伴いDX推進部及びアーキテクチャ設計部を新設するなど業務や組織も拡大。こうした中、これを支えるためのバックオフィス関連の業務量も増加しているが、必ずしも対応できていない。このため、バックオフィス業務の改革が喫緊の課題となっており、特に、人材育成・確保、IPA-DX（調達の効率化を含む）、ガバナンスの最適化が急務となっている。 「Ⅲ．財務内容の改善に関する事項」 ○繰越欠損金は、地域事業出資勘定における関係会社株式評価損が主な要因となっている。欠損金の圧縮には、地域ソフトウェアセンター（地域SC）の経営改善が不可欠であり、地域SCの経営状況について、中間決算及び年度決算見込等の資料提出を求めることにより的確に把握し、また、様々な機会をとらえて経営者との情報交換を密に行うことにより指導・助言等を積極的に行い、地域SCの経営改善を図るとともに、適切な配当を求めるものとする。 「Ⅳ．その他業務運営に関する重要事項」

	○内部統制の推進に関する規程に基づき内部統制委員会を開催しているが、開催頻度が不定期であり、かつリスク管理委員会との議題の切り分けが不明確である。また、インシデントの報告体制や、各種会議や委員会における資料・決定事項などの周知方法などが必ずしも統一されていない部分があり、IPA 内における情報共有体制の整備が求められている。
その他改善事項	なし
主務大臣による改善命令を検討すべき事項	なし

4. その他事項	
監事等からの意見	中期目標達成状況については、令和3年度目標を達成しており、特段の問題は認められない。
その他特記事項	経営に関わる有識者からは、以下の意見があった。 ・IPAの事業は重要。対象となる人材やスコープ、地域、テクノロジー、セキュリティの状態、ランサムウェアへの対応などを行っている。 ・セキュリティクリアランスにおいて、IPAがやっているもの（試験等）が信頼のトレードマークになる。 ・数字が示す通り、IPAはよくやっていると認識。全体的には数字が示すとおり。 ・特にiパスが普及してきたと実感。若年層や、大学生・高校生でiパスを取る方も増えている。出版社の中でもiパスを取る文系編集者もでてきているので、iパスは数字を含めて良かったと思う。 評価に関わる有識者からは、以下の意見があった。 ・全般的に広い範囲の事をしっかりやっている印象。一方で中小企業向けは量的な面もやらなければならないと思う。 ・様々な事業を行っていて組織も大きくなっていると実感しているが、評価についてはおっしゃる通りでよい。 ・経営層向けに人材等に投資するような教育を考えてほしい。 ・IPA組織について、多数の方が働いていると思うが、オピニオンリーダーや目立つ方など、顔と名前を出して引っ張るような方を育ててほしい。優秀な方がいるのは承知しているが、その方々が自身の技術を向上させるため内部でサポートが受けられよう考えてほしい。 ユーザからは、以下の意見があった。 ・中小企業向けのガイドラインを含む、セキュリティ対策ツール類は非常によくできているので、引き続きの改善・公開をお願いしたい。 ・試験制度も歴史もあり、人材育成の基盤にもなっている重要なテーマ。デジタル人材の基盤となる試験制度の構築についても引き続き期待したい。 ・情報システム・モデル取引・契約書について音頭をとってやってもらっており感謝。引き続き見直し等も含めしっかりやっていただきたいし、また我々としても協力もさせていきたい。 ・2025年に向けて、地方自治体のシステム全体の標準化等が進み、ガバメントクラウドへの移行も課題になっているが、日本の自治体の7割が人口5万人以下の小規模自治体。そうした問題は自治体だけでは解決できない課題であり、その点の支援をお願いしたい。

様式 1－2－3 中期目標管理法 人 中期目標期間評価 項目別評定総括表様式

中期目標	年度評価					中期目標期間評価		項目別 調書No.	備考欄
	平成 30 年度	令和 元 年 度	令和 2 年 度	令和 3 年 度	令和 4 年 度	見込評 価	期間実 績評価		
Ⅰ．国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項									
新たな脅威への迅速な対応等のセキュリティ対策の強化	S	A	A	A		A		I-1	
高度な能力を持つ I T 人材の発掘・育成・支援及びネットワーク形成と I T 人材の裾野拡大に向けた取組の強化	A	B	B	C		B		I-2	
ICT に関する新しい流れを常に捉え、発信していく機能の強化	A	A	A	B		A		I-3	

※1 重要度を「高」と設定している項目については、各評語の横に「○」を付す。

※2 困難度を「高」と設定している項目については、各評語に下線を引く。

中期目標		年度評価					中期目標期間評価		項目別 調書No.	備考欄
		平成 30 年 度	令和 元 年 度	令和 2 年 度	令和 3 年 度	令和 4 年度	見込 評価	期間 実績 評価		
Ⅱ．業務運営の効率化に関する事項										
	業務運営の効率化	B	B	B	B		B		II	
Ⅲ．財務内容の改善に関する事項										
	財務内容の改善	B	B	B	B		B		III	
Ⅳ．その他の事項										
	その他の事項	B	B	B	B		B		IV	

I－1 新たな脅威への迅速な対応等のセキュリティ対策の強化

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I-1	新たな脅威への迅速な対応等のセキュリティ対策の強化		
関連する政策・施策	IT 戦略、成長戦略、サイバーセキュリティ戦略	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	情報処理の促進に関する法律（以下、「情促法」）第 51 条
当該項目の重要度、困難度	－	関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビューシート 0392、0085、0086、0087、0088、0089、0120

2. 主要な経年データ

①主要なアウトプット（アウトカム）情報										②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	基準値 （前中期目標期間 最終年度値等）	達成状況							平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	
			平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度								
情報セキュリティ 対策強化に向けた 新規・追加の取組 を実施した重要イ ンフラ関連企業数	最終年度までに 596 社以上	227 組織 （平成 29 年 12 月末時点 の J-CSIP 参 加組織数）	計画値	100 社	100 社	100 社	100 社	196 社							
			実績値	139 社	175 社	273 社	237 社								
			達成度	139%	175%	273%	237%								
「SECURITY ACTION 制度」 に参画する中小企 業数 ※（下段）令和元 年度指標 「SECURITY ACTION 制度」 を通じてセキュリ ティ対策取組み段 階のステップアッ プを行った企業数	3 大都市圏を 除く 36 道県に て 第 四 期 中 期 目 標 期 間 終 了 時 点 に 累 計 で 70,000 社以上	280 社 （平成 29 年 12 月末時点 の参画企業 数） ※（下段）令 和元年度指標 245 件 （平成 30 年 度実績）	計画値	5,000 社	— 500 社	48,000 社	70,000 社	98,000 社							
			実績値	66,616 社	25,787 社 503 社	累計 63,194 社	累計 80,727 社								
			達成度	1,332%	—	132%	115%								

	※（下 段）令和 元年度 指標 500 社 以上				100%											
ガイドライン等の 累計普及数（ダウ ンロード件数、販 売数、申込による 無償配布など）	最 終 年 度 ま で に 250,000 件以上	約 25 万社 （大企業、一 定以上の従業 員規模を持つ 中小企業（個 人事業者を除 く。）及びセプ ターカウンシ ルの各セプタ ー構成員であ る重要インフ ラ関連事業者 の合計）	計 画 値	50,000 件	50,000 件	50,000 件	50,000 件	50,000 件	注 1）予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載 注 2）上記以外に必要と考える情報があれば欄を追加して記載しても差し支えない							
			実 績 値	70,315 件	86,036 件	82,297 件	89,510 件									
			達 成 度	141%	172%	165%	179%									
ガイドライン等に 対する役立ち度 （4 段階評価で上 位 2 つの評価を得 る割合）	3 分の 2 以上	—	計 画 値	3 分の 2												
			実 績 値	93%	92%	92%	85%									
			達 成 度	140%	138%	138%	128%									
安心相談窓口等と の連携組織数	毎 年 度 拡大	—	計 画 値	1 組織（令和 4 年度は 2 組織）												
			実 績 値	2 組織	2 組織	3 組織	2 組織									
			達 成 度	200%	200%	300%	200%									
人材育成プログラ ムの受講者数	最 終 年 度 ま で に 延 べ	76 名 （平成 29 年 7 月に開講し	計 画 値	76 名	100 名	100 名	100 名	175 名								

		551 名 以上	た中核人材育成プログラム (長期) の第 1 期受講者 数)	実 績 値	100 名	225 名	200 名	139 名		
				達 成 度	132%	225%	200%	139%		
	人材育成プログラムの受講者による 企業や産業における企画・提案等の 取組みの実施数	最 終 年 度 ま で に 延 べ 871 件	—	計 画 値	50 件	100 件	150 件	150 件	421 件	
				実 績 値	295 件	368 件	600 件	762 件		
				達 成 度	590%	368%	400%	508%		

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
	中期目標	中期計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価		
				業務実績	自己評価	(見込評価)		(期間実績評価)
				(詳細は、平成 30～令和 3 年度業務実績報告書 I.1.)	< 評価と根拠 > 評価 : A 根拠 : 以下のとおり、中期目標及び中期計画における指標を達成し、質的にも所期の目標を上回る成果を得ていることを評価。 [定量的指標の実績] ①情報セキュリティ対策強化に向けた新規・追加の取組を実施した重要インフラ関連企業数について、累計 824 社(目標値比 206%)を達成。 (要因分析) 「サイバー情報共有イニシアティブ (J-CSIP)」の運用を継続し、令和 3 年度までに参加組織数が 56 組織増加し、また情報連携体制として 2 業界 13 組織が新たに加わることで、13SIG279 組織+情報連携体制 (13 組織、約 5,500 施設)での運用体制を構築した。 「制御システムのセキュリティリスク分析ガイド」に基づく実践研修の開催や、特定事業者に対するリスク分析の実施等を通じて 421 社が新たな取組を開始した。 4 事業者に対し、リスク分析及びペネトレーションテストの実施。 - 中核人材プログラムを通じて得られた経験・知見をもとに修了生主導による新規・追加の取組は 330 社。 ②3 大都市圏を除く 36 道県にて「SECURITY ACTION 制度」に参加する中小企業数について累計 80,727 社 (目標値比 115%) を達成。 (要因分析) 「SECURITY ACTION 制度」について、「中小企業の情報セキュリティ普及推進協議会」参画組織等と協力し、積極的な普及活動を実施。また、「IT 導入補助	評価 A < 評価に至った理由 > - 第四期中期目標及び中期計画に掲げる定量的指標は令和 3 年度までに上回っている又は当期間中に達成する見込みであるものと認められるとともに、質的にも高い成果が得られていることから、評価は A とする。 - J-CSIP については、従来の運用規則をそのまま適用するのが難しい等があったが、導入の工夫を重ねながら、省庁の枠組みを越えた情報共有体制を構築。重要インフラ・重要産業分野に対する標的型攻撃などサイバー攻撃の早期発見・被害低減に大きく貢献している点を高く評価。 - また、J-CRAT については、初動対応を行い被害低減に貢献するとともに、組織的な攻撃者による標的型サイバー攻撃の活動状況、具体的攻撃事例等の収集・分析を行い、定期的に報告書として公表。政府機関・重要組織における標的型サイバー攻撃に対するセキュリティ対策レベル向	評価	

					金」などの中小企業支援施策との連携により本制度の認知度が向上し、自己宣言した中小企業数が 184,338 社となった。 － 令和 2 年度から新たな目標値を設定し、従来セキュリティ対策への取組が遅れがちだった 3 大都市圏以外の地域におけるセキュリティ普及を目的とした、地域の警察、自治体等の外部機関との連携強化、各機関・団体主催セミナーでの講演などの普及活動を実施することで、これら地域の SECURITY ACTION 自己宣言者数が 80,727 社となった。 ③・1 ガイドライン等の累計普及数について 累計 328,158 件（目標値比 164%）を達成。 ③・2 ガイドライン等に対する役立ち度について上位 2 つの回答割合について、毎年度目標値を達成（目標値比 128%～140%）。 （要因分析） － IPA が提供するガイドライン等のより一層の活用を促進するべく、社会環境の変化や利用者の意見等を踏まえた改訂等を実施し、下記の普及率を達成した。 ・ 制御システムのセキュリティリスク分析ガイド 41,450 件 ・ 中小企業の情報セキュリティ対策ガイドライン 268,507 件 ・ サイバーセキュリティ経営ガイドライン Ver2.0 実践のためのプラクティス集 18,201 件 － 上記ガイドラインに関する役立ち度について読者へのウェブアンケートを実施し、毎年度 85～93%の回答者から 4 段階中上位 2 段階の評価を得た。 ④安心相談窓口等との連携組織数について、 累計 9 組織（目標値比 225%）の拡大を達成。 （要因分析） － 公的相談窓口運営機関により組織した「相談窓口連絡会」に参画する組織数を	上に大きく貢献している点を評価。今後も被害発生時における初動対応措置及び対応策検討について目標達成の見込みである。 ・わが国における脅威情報や被害傾向の分析能力の向上を図り、発信する情報に活用。過去 J-CRAT が支援した組織等に情報共有を行い、サイバー攻撃被害の低減、拡大防止に貢献。今後もサイバー攻撃等に関する情報について、情報の量及び質を高める目標を達成見込みである。 ・一般からの情報セキュリティ関連相談や問い合わせ対応を行う「情報セキュリティ安心相談窓口」について、新型コロナウイルスの状況においてもこれまで通りのサービス提供を維持し、国民の不安や被害の低減に貢献している点を評価。また、「相談窓口連絡会」の体制も強化しており、今後も継続して「相談窓口連絡会」に参画する組織が 2 組織以上増加することが見込まれる。 ・「脆弱性関連情報届出受付制度」の運用により、脆弱性情報等の共有、また、その対策状況等の公表を行い、	
--	--	--	--	--	---	--	--

					令和 3 年度末までに 7 組織新たに拡大し協力体制を構築。またその他 2 組織について個別に協力関係を構築し、相談内容に関する情報交換等を実施。 ⑤人材育成プログラムの受講者数について、累計 664 名（目標値比 176%）を達成。（要因分析） - 中核人材育成プログラムでは、企業の経営層と現場担当者を繋ぐ中核人材を担う方を対象とし、求められる幅広い知識及びスキルを身に着けるためのカリキュラムを提供。また、短期プログラムでは、企業の責任者層や実務者層を対象にしたプログラムを実施・拡充し、サイバーセキュリティ対策の知見を提供。 ⑥人材育成プログラムの修了者による企業や産業における企画・提案等の取組の実施数について、累計 2,025 件（目標値比 450%）を達成。（要因分析） - 実践的な教育プログラムによる人材育成の成果として、セキュリティ対策の現場で活躍できる即戦力人材を多く輩出し、重要インフラ企業におけるサイバーセキュリティ対策レベルの底上げを実施。	IT 製品やインターネット環境を安全に利用できる環境整備に貢献。今後も当該受付制度について、目標達成見込みである。 - 国内外の脅威動向や攻撃を識別するための情報、製品・サービスに関する脆弱性情報等を積極的に収集し、これらの分析により得られた情報を定期レポートや注意喚起情報として発信することにより、セキュリティ対策に取り組む企業や一般国民に貢献している点を評価。今後もサイバーセキュリティ上のリスク低減の促進が見込まれる。 「制御システムのセキュリティリスク分析ガイド」を改訂し、リスク分析の大幅な工数削減を実現。オンライン配信を活用したセミナーにより、地方からの参加者を大幅に増加させ組織のセキュリティ対策推進に貢献。また、「業界向け分析用標準テンプレート」を作成し、所管省庁や業界団体に提供、各業界の特性を踏まえた効果的なリスク分析の実施が可能となり、業界全体のセキュリティ対策レベル向上に貢献。こうした取組により、今後	
	-中期目標 P.6- ○標的型攻撃や新たなサイバー攻撃に係る情報共有体制の強化・拡大及び被害発生時における初動対応措置や対応策検討の支援	-中期計画 P.2- ○深刻化、増大する標的型攻撃や新種のマルウェア等によるサイバー攻撃に対して、攻撃情報の共有体制を強化・拡大させる。また、被害発生時における初動対応措置や対応策検討の支援を行う。	<主な定量的指標> ①情報セキュリティ対策強化に向けた新規・追加の取組を実施した重要インフラ関連企業数 <その他の指標> ○サイバー情報共有イニシアティブ（J-CSIP）、サイバーレスキュー隊（J-CRAT）の運用を着実に継続し、標的型サイバー攻撃の早期版	<主要な業務実績> 〔定量的指標の実績〕 ① 累計 824 社（206%） 〔主な成果等〕 ○標的型サイバー攻撃への対応（<u>J-CSIP、J-CRAT</u>） ・「サイバー情報共有イニシアティブ（J-CSIP）」の運用を着実に継続し、令和 3 年度までに参加組織数 13SIG（Special Interest Group、類似の産業分野同士が集まったグループ）279 組織＋情報連携体制（13 組織、約 5,500 施設）での運用体制を構築し、参加組織からの情報提供を受け、検	〔主な成果等〕 ○標的型サイバー攻撃への対応（<u>J-CSIP、J-CRAT</u>） ・J-CSIP の運用継続の中で参加組織からの情報提供を受け、分析・解析・匿名化を行ったうえで情報共有を実施。運用体制強化の面では、関連組織が非常に多いなど従来の SIG 運用規則をそのまま適用することが難しい業界については比較的ゆるやかな情報連携規則を導入するなどの工夫を重ねなが	ナーにより、地方からの参加者を大幅に増加させ組織のセキュリティ対策推進に貢献。また、「業界向け分析用標準テンプレート」を作成し、所管省庁や業界団体に提供、各業界の特性を踏まえた効果的なリスク分析の実施が可能となり、業界全体のセキュリティ対策レベル向上に貢献。こうした取組により、今後	

			権、被害低減に貢献 ＜評価の視点＞ ○安全な IT を安心して利用できる環境の整備に資する活動成果であるか	体の収集、分析・解析及び匿名化を行い、情報共有を実施することで、攻撃の早期発見・被害低減に貢献。さらに、J-CSIP の活動をレポートとして毎年四半期ごとに公開。 ・「サイバーレスキュー隊（J-CRAT）」の運用を継続し、「標的型サイバー攻撃の特別相談窓口」の運営を通して情報収集に努め、対応策及び初動対応の方針などを情報提供者へアドバイスすることにより、被害の拡大と感染予防（未然の発生防止）に貢献。 ・J-CSIP、J-CRAT の活動を通じて提供された情報に加え、国内外の脅威情報やインジケータ情報（ファイル情報や嫌疑通信先情報）等を積極的に収集し、これらの分析により得られた情報を J-CSIP 参加組織や J-CRAT が支援した組織に提供するだけでなく、定期的な技術レポートや一般の注意喚起情報としても発信。 ・東京オリンピック・パラリンピックに向けたセキュリティ対策支援のため、関係重要組織や団体に対して、対策や現状把握に関わる支援活動を実施。	ら、省庁の枠組みを越えた情報共有体制を構築。重要インフラ・重要産業分野に対する標的型攻撃などサイバー攻撃の早期発見・被害低減に大きく貢献している点を高く評価。 ・J-CRAT のレスキュー活動では緊急対応を要する案件について被害組織への初動対応を行い被害低減に貢献するとともに、組織的な攻撃者による標的型サイバー攻撃の活動状況、具体的攻撃事例等の収集、分析を行いながら定期的に報告書を公表し、政府機関・重要組織における標的型サイバー攻撃に対するセキュリティ対策レベル向上に大きく貢献している点を高く評価。 ・J-CSIP、J-CRAT の活動を通じて提供された情報に加え、国内外の脅威動向や攻撃を識別するための情報等を積極的に収集し、これらの分析により得られた情報を J-CSIP 参加組織や J-CRAT が支援した組織に提供するだけでなく、注意喚起情報として一般にも発信することにより、標的型サイバー攻撃による被害低減に取り組む企業等に貢献している点を評価。 上記により、中期計画の攻撃情報の共有体制を強化・拡大や、被害発生時における初動対応措置や対応策検討の支援についての目標を達成見込みであることを高く評価。	も制御システムの安全性・信頼性に関するリスク評価手法の普及が見込まれる。 ・OT と IT 双方のスキルを核とした上で、サイバーセキュリティ対策の必要性を把握し、プロジェクトを強力に推進していく力をもった経営層と現場の橋渡しも可能となる人材の輩出を目的に人材育成プログラムを実施。 ・また、新型コロナウイルス感染症の影響で在宅勤務のニーズが高まる中で構築した「シン・テレワークシステム」により、テレワークの利用の促進に寄与。 ・今後も社会インフラ・産業基盤へのサイバーセキュリティリスクに対応する人材・組織・システム・技術を生み出していく目標を達成することが見込まれる。 ・様々な広報ツールを作成し、幅広いチャネルを用いて普及啓発活動を実施。継続的な実施により、広く国民の情報セキュリティの意識を向上させ、スマートフォン等の通信機器や SNS 等のインターネット技術を安全に使える社会の推進に貢献。今後も広く企業及
	-中期目標 P.6- ○被害の未然防止のための措置等高度な対策等の提案に向けた情報収集先の拡大、情報の量及び質の向上	-中期計画 P.2- ○脅威やサイバー攻撃の傾向を予測し、被害の未然防止のための措置等高度な対策等の提案、中長期的に発生し得る事象の発信等を図るため、情報収集チャネルを拡大し、情報の量及び質を高める。	＜主な定量的指標＞ － ＜その他の指標＞ － ＜評価の視点＞ ○安全な IT を安心して利用できる環境の整備に資する活動成果であるか。	＜主要な業務実績＞ 〔定量的指標の実績〕 － 〔主な成果等〕 ○標的型サイバー攻撃への対応（情報収集） ・複数の国内外脅威情報商材を使い、レスキュー活動に活用。 ・インジケータ情報を公開情報より収集し、国内外脅威情報商材から得た情報及び被害組織の攻撃痕跡とのつきあわせを実施することで、被害組織の被害範囲の調査や、攻撃者像の推定に活用。 ・これら脅威情報や被害の傾向を分析し、得	〔主な成果等〕 ○標的型サイバー攻撃への対応（情報収集） ・被害組織、攻撃ツール、攻撃者情報などの脅威情報を用いてわが国における脅威情報や被害傾向の分析能力の向上を図り、助言品質の向上、機構から発信する注意喚起情報等に活用している点を評価。 ・情報収集、分析活動で得られた情報を過去 J-CRAT が支援した組織等に事前に連絡することによって、サイバー攻撃被害の低減、	

				られた情報を過去 J-CRAT が支援した組織等に提供。	拡大防止に貢献している点を評価。 上記により、脅威やサイバー攻撃に関する情報収集チャネルを拡大し、情報の量及び質を高める目標を達成見込みであることを評価。	び国民一般に情報セキュリティ対策の重要性が広まることが見込まれる。 ・「セキュリティプレゼンター制度」について、中小企業診断士、税理士等幅広く周知を行い、登録数を大幅に増加させ、地域の支援体制を強化。 ・また、「SECURITY ACTION 制度」については、既存の枠組みを活用し、中小企業等へ積極的な普及活動を実施。その結果、自己宣言した中小企業数を大幅に増加、中小企業におけるセキュリティ対策への意識向上に大きく貢献。 ・「サイバーセキュリティお助け隊」に関しては、令和 3 年度より民間サービスとして展開を開始。利便性向上を目的としたサービス基準改訂やウェブサイトを活用したプロモーション活動を実施し、制度の普及促進に貢献。 今後も中小企業が情報セキュリティ対策を身近な課題としてとらえ、自発的に対策を講じる目標の達成ができる見込み。 ・NISC の監督のもと、独法等に対してサイバー攻撃等に関する監視
	-中期目標 P.6- ○国民からの相談・問い合わせの相談窓口の運営及び当該業務における適切な情報提供	-中期計画 P.2- ○国民からの相談・問合せに対応するための相談窓口を引き続き運営するとともに、急速に変化しつつある脅威を的確に把握し、コンピュータウイルス等のマルウェアや不正アクセス等の情報を積極的に収集・分析し、傾向や対策等の情報提供を行う。	<主な定量的指標> ④安心相談窓口等との連携組織数 <その他の指標> － <評価の視点> ○安全な IT を安心して利用できる環境の整備に資する活動成果であるか。	<主要な業務実績> [定量的指標の実績] ④累計 9 組織 (225%) [主な成果等] ○届出制度、相談窓口運営 ・経済産業省の告示に基づき、コンピュータウイルス及び不正アクセス被害の届出受付を行いつつ、届出状況を公表。 ・「情報セキュリティ安心相談窓口」を継続運用し、国民から寄せられる相談に対応。 ・国民の手元で起きている現象を把握したうえでタイムリーな情報提供を行うため、スマートデバイスやパソコンにまつわるインターネットトラブルに関して検証・分析できる環境の維持、外部組織との連携の活性化や情報収集チャネル拡大等により、相談対応品質及び問題解決能力を向上。 ・相談窓口間での連携を目的として「相談窓口連絡会」を構築し、11 組織による構成まで拡大した。各窓口 to 寄せられるトラブル事例やその対策、各々の対応可能範囲等を共有。 ・相談対応や各所との情報共有で得られた脅威情報や被害状況の収集及び分析に努め、手口の検証を実施し、対策ノウハウの蓄積に努めるとともに、注意喚起等の形で国民への情報提供を実施。	[主な成果等] ○届出制度、相談窓口運営 ・ウイルス・不正アクセス情報に関する届出制度を継続運用し、被害情報を収集するとともに、定期レポートとしてとりまとめた届出情報を公開することにより更なる被害拡大の防止に貢献している点を評価。 ・一般からの情報セキュリティ関連相談や問い合わせ対応を行う「情報セキュリティ安心相談窓口」を継続運用。新型コロナウイルスの影響でこれまで通りの受付体制の維持が難しい状況においても独自の事業継続計画に基づき規模を縮小しながらサービスを継続し相談対応を行うなど、国民の不安や被害の低減に貢献している点を評価。 ・「相談窓口連絡会」の体制強化も継続し、各窓口 to 寄せられるトラブル事例やその対策、各々の対応可能範囲等を共有することにより、一次対応の品質向上や適切な相談窓口への誘導など、国民にとって利用しやすい相談窓口体制を構築した点を評価。 ・相談件数が増加している脅威情報や特に注意が必要な情報について、「安心相談窓口だより」の発行による注意喚起や SNS の活用、トラブルの手口を解説する動画の公開等タイムリーな情報発信により、被害の低減に寄与している点を評価。相談者からの感謝の声や、SNS 上の好意的な反応など、相談窓口の活動に対して利用者からも高い評価が寄せられている。 上記により、中期計画の相談窓口の運営や脅威に関する情報を積極的に収集・分析し、傾向	び国民一般に情報セキュリティ対策の重要性が広まることが見込まれる。 ・「セキュリティプレゼンター制度」について、中小企業診断士、税理士等幅広く周知を行い、登録数を大幅に増加させ、地域の支援体制を強化。 ・また、「SECURITY ACTION 制度」については、既存の枠組みを活用し、中小企業等へ積極的な普及活動を実施。その結果、自己宣言した中小企業数を大幅に増加、中小企業におけるセキュリティ対策への意識向上に大きく貢献。 ・「サイバーセキュリティお助け隊」に関しては、令和 3 年度より民間サービスとして展開を開始。利便性向上を目的としたサービス基準改訂やウェブサイトを活用したプロモーション活動を実施し、制度の普及促進に貢献。 今後も中小企業が情報セキュリティ対策を身近な課題としてとらえ、自発的に対策を講じる目標の達成ができる見込み。 ・NISC の監督のもと、独法等に対してサイバー攻撃等に関する監視

					や対策等の情報提供を行う目標を達成見込みであることを高く評価。	結果等適切な情報提供を実施。最新技術を用いた機能強化等を行いながら各法人におけるセキュリティ対策に貢献している点を評価。今後も独法等の情報システムの監視を実施する目標を達成することが見込まれる。 ＜今後の課題＞ ・J-CRAT、J-CSIP、ガイドラインの策定等セキュリティ上の脅威及び脆弱性対策の更なる強化等が必要。 ＜その他事項＞ 特になし	
	-中期目標 P.6- ○「脆弱性関連情報届出受付制度」の実施並びに当該業務における脆弱性関連情報の提供及びその活用の推進	-中期計画 P.2- ○「脆弱性関連情報届出受付制度」を引き続き着実に実施するとともに、関係者との連携を図りつつ、脆弱性関連情報をより確実に必要とする者に提供する手法を検討する。	＜主な定量的指標＞ － ＜その他の指標＞ － ＜評価の視点＞ ○安全な IT を安心して利用できる環境の整備に資する活動成果であるか。	＜主要な業務実績＞ [定量的指標の実績] － [主な成果等] ○脆弱性関連情報届出受付制度の運用 ・経済産業省の告示に基づき、「脆弱性関連情報届出受付制度」継続運用し、届け出された脆弱性情報を製品開発者やウェブサイト運営者と共有し、その対策状況等を組織・個人の利用者に公表。また届出状況等について四半期ごとのレポートを公表。 ・深刻な影響が想定される脆弱性情報について、「情報セキュリティ早期警戒パートナーシップガイドライン」に基づき特定業界・組織（電力分野、政府組織等）に優先的に提供。	[主な成果等] ○脆弱性関連情報届出受付制度の運用 ・脆弱性関連情報届出受付制度の運用を通じて、関係組織と連携しながら届け出された脆弱性情報を製品開発者やウェブサイト運営者と共有し、またその対策状況等を組織・個人の利用者に公表することにより、IT 製品やインターネット環境を安全に利用できる環境整備に貢献している点を評価。 ・「情報セキュリティ早期警戒パートナーシップガイドライン」に基づき、深刻な影響が想定される脆弱性情報について特定業界・組織に優先的に提供することにより、重要分野・組織における早期の脆弱性対策に大きな貢献を行った点を高く評価。 上記により、中期計画の「脆弱性関連情報届出受付制度」の実施について目標を達成見込みであることを評価。		
		-中期計画 P.2- ○統合的な脆弱性対策情報の提供環境を整備することにより、開発者、運用者及びエンドユーザに対して、脆弱性対策情報の活用を促す。	＜主な定量的指標＞ － ＜その他の指標＞ － ＜評価の視点＞ ○安全な IT を安心して利用できる環境の整備に資する活動成果であるか。	＜主要な業務実績＞ [定量的指標の実績] － [主な成果等] ○システムの脆弱性に対する対策推進 ・「JVN iPedia」（脆弱性対策情報データベース）及び「My JVN」（PC のソフトウェアバージョン確認ツール）の運用を継続。 ・脆弱性対策を促進するため、啓発映像コンテンツ、複数のガイドラインや以下のようなツールを継続提供。 ・脆弱性体験学習ツール「AppGoat」、 ・ウェブサイトの攻撃兆候検出ツール「iLogScanner」、 ・サイバーセキュリティ注意喚起サービス「icat」	[主な成果等] ○システムの脆弱性に対する対策推進 ・届出された脆弱性情報に関する定期レポートの公表や脆弱性対策情報データベースの運用、脆弱性対策を推進するための各種ツール、啓発映像コンテンツの提供など総合的な脆弱性対策環境を整備し、情報システムや IT 製品の脆弱性対策の普及・啓発を促進することで、開発側、利用者側双方のセキュリティ対策推進に大きく貢献している点を評価。 ・政府からの要請を受け、スポーツ団体等が運用するウェブサイトの簡易チェックを実		

				・「MyJVN バージョンチェッカ」 ・ウェブ簡易チェックツールを提供するとともに、スポーツ団体、地方自治体、競技場事業者などが運用するウェブサイトに対してサーバ設定、ブラウザ通信などを簡易的にチェックし、サイバー攻撃に対する準備状況を確認。	施。地方自治体をはじめとする各種団体におけるサイバー攻撃に対する準備状況を確認することにより、対策や現状把握に関わる支援活動に貢献するとともに、東京オリンピック・パラリンピック競技大会など、これら組織が共同して行う国際的事業の安全性向上に大きく貢献した点を高く評価。 上記により、中期計画の統合的な脆弱性対策情報の提供環境を整備し、開発者、運用者及びエンドユーザに対して、脆弱性対策情報の活用を促す目標を達成見込みであることを評価。		
	-中期目標 P.7- ○組込み機器等の脆弱性に関する対策の提示等の実施	-中期計画 P.2- ○組込み機器等の脆弱性に関する対策の提示等を行う。	<主な定量的指標> － <その他の指標> － <評価の視点> ○安全な IT を安心して利用できる環境の整備に資する活動成果であるか。	<主要な業務実績> [定量的指標の実績] － [主な成果等] ○組込み機器等の脆弱性に対する対策推進 ・組込み機器等に対する脆弱性対策のためのガイドライン「IoT 開発におけるセキュリティ設計の手引き」を提供。 ・各種セミナーで講演を行う等、組込み機器等に対する脆弱性対策に関する普及啓発を実施。	[主な成果等] ○組込み機器等の脆弱性に対する対策推進 ・IoT 製品・サービス開発者に向けたセキュリティ対策に関するガイドラインの提供や各種セミナーでの講演等を通じて組込み機器開発におけるセキュリティ対策に貢献している点を評価。 上記により、中期計画の組込み機器等の脆弱性に関する対策の提示等の目標を達成見込みであることを評価。		
	-中期目標 P.7- ○脆弱性情報や攻撃・被害情報の収集・分析、危険回避対策の徹底を通じたサイバーセキュリティ上のリスク低減の促進	-中期計画 P.3- ○最新の脆弱性情報や攻撃・被害情報を収集・分析し、注意喚起による危険回避や対策の徹底を図り、サイバーセキュリティ上のリスクの低減を促進する。	<主な定量的指標> － <その他の指標> － <評価の視点> ○安全な IT を安心して利用できる環境の整備に資する活動成果であるか。	<主要な業務実績> [定量的指標の実績] － [主な成果等] ○脆弱性情報に関する情報発信 ・各業務の中で得られた情報に加え、サイバーセキュリティに関わる最新状況等を適宜収集し、必要に応じてタイムリーに注意喚起等による対策情報等を公表。 ・「サイバー情報共有イニシアティブ（J-CSIP）運用状況」の定期公開。 ・脆弱性対策情報の公表、注意喚起。 ・「安心相談窓口だより」による注意喚起。	[主な成果等] ○脆弱性情報に関する情報発信 ・セキュリティに関する各事業を通じて提供された情報に加え、国内外の脅威動向や攻撃を識別するための情報、製品・サービスに関する脆弱性情報等を積極的に収集し、これらの分析により得られた情報を定期レポートや注意喚起情報として発信することにより、セキュリティ対策に取り組む企業や一般国民に貢献している点を評価。		

				・サイバーセキュリティ注意喚起サービス「icat」をはじめとする各種ツール、コンテンツの提供によるセキュリティ対策に関する情報発信。	上記により、中期計画の最新の脆弱性情報や攻撃・被害情報を収集・分析し、注意喚起による危険回避や対策の徹底を図り、サイバーセキュリティ上のリスクの低減を促進する目標を達成見込みであることを評価。	
	・中期目標 P.7- ○重要インフラ分野等（データ活用に積極的に取り組む企業・組織を含む。）の社会的に重要な情報システム等における、関係府省等の求めに応じた、セキュリティ対策状況の確認、サイバーセキュリティ強化等のための調査、インシデント発生時の原因究明調査等	・中期計画 P.3- ○重要インフラ分野等（データ活用に積極的に取り組む企業・組織を含む。）の社会的に重要なシステム等について、関係府省等の求めに応じて、セキュリティ対策状況の確認、サイバーセキュリティ強化等のための調査、インシデント発生時の原因究明調査等の協力を行う。	＜主な定量的指標＞ － ＜その他の指標＞ － ＜評価の視点＞ ○安全な IT を安心して利用できる環境の整備に資する活動成果であるか。	＜主要な業務実績＞ [定量的指標の実績] － [主な成果等] ○政府施策への対応 ・生産性向上特別措置法に基づくデータ共有事業の安全確認業務について、安全確認内容の整理、委員会設置等を含む業務の受け入れ準備を実施するとともに、経済産業省からの要請に基づき、安全確認審査におけるセキュリティ対策状況の確認を実施。 ・経済産業省からの依頼により、経済産業省が策定した「情報セキュリティサービス基準」に適合する情報セキュリティサービスの提供状況について調査を行い、その結果を「情報セキュリティサービス基準適合サービスリスト」として公開。 ・産業競争力強化法改正に基づく「技術等情報管理認証制度」や中小企業等経営強化法改正に基づく「認定情報処理支援機関（スマート SME サポーター）制度」の創設に向けた検討に協力するとともに、IPA 内に問合せ窓口を設置。 ・経済産業省が進めている「サイバー・フィジカル・セキュリティ対策フレームワーク（CPSF）」の策定・普及活動に協力するため、CPSF の業界実装支援、CPSF に関する海外基準の改訂状況フォロー・翻訳等を実施。	[主な成果等] ○政府施策への対応 ・「新しい経済政策パッケージ」（平成 29 年 12 月閣議決定）において掲げられた「生産性革命」をキーワードに、生産性向上特別措置法や産業競争力強化法等により、データ利活用推進や中小企業の IT 投資促進等に向けた様々な新規政策が打ち出される中、これらをセキュリティの観点から支える中立的専門機関として、制度設計や基準等の検討段階から参画するとともに、IPA の業務としてこれら制度のセキュリティ対策面での役割を担うため、業務実施・協力体制を整備し、各種制度運用開始に大きく貢献した点を高く評価。 ・Society5.0、Connected Industries の進展に伴い、サイバーセキュリティの脅威も増大している中、経済産業省が掲げる「産業サイバーセキュリティ強化へ向けたアクションプラン」の実現に向けた検討、実行等に協力し、CPSF の策定・普及活動への協力など、各種政策の推進に貢献した点を評価。	

	-中期目標 P.7- ○社会インフラ・産業基盤に係る制御システムの安全性・信頼性に関するリスク評価手法の普及	-中期計画 P.3- ○我が国の社会インフラ・産業基盤に係る制御システムの安全性・信頼性に関するリスク評価手法の浸透を図る。	<主な定量的指標> — <その他の指標> — <評価の視点> ○安全な IT を安心して利用できる環境の整備に資する活動成果であるか。	<主要な業務実績> [定量的指標の実績] — [主な成果等] ○制御システムのサイバーセキュリティ対策強化 ・制御システムのセキュリティについて、標準化動向、業界動向等に関する情報を調査するとともに、平成 29 年に公開した「制御システムのセキュリティリスク分析ガイド」の改訂作業、実践研修開催等によるガイドラインの普及活動を実施。 ・経済産業省や重要インフラ産業を所管する省庁と協議の上、重要インフラシステムのリスク分析を継続実施し、令和 3 年度までに 4 業界 4 事業者に対してリスク分析とペネトレーションテストを実施。 ・重要インフラシステムのリスク分析等を通じて抽出したノウハウを文書化し、各業界で共有可能な個別業界向けのリスク分析ガイドを作成し、業界向け分析用標準テンプレートとして提供。	[主な成果等] ○制御システムのサイバーセキュリティ対策強化 ・これまで多くの業界で実施してきた分析・テストで得た知見を基に「制御システムのセキュリティリスク分析ガイド」を改訂。脅威と対策の抽出方法を簡略化するとともに、優先的に対応すべき事業被害の選定基準を提示するなどにより、リスク分析の大幅な工数削減を実現させた点を評価。また当該ガイドの適用性を向上させるとともに、適用を検討している組織に対して講習・演習（セミナー）を実施することにより、組織のセキュリティ対策支援に大きな貢献をしている点を高く評価。特にコロナ禍のため対面でのセミナー開催が難しい状況においては、オンライン配信環境を活用することにより、地方からの参加も含め参加者を大幅に増加させリスク分析を起点とした組織のセキュリティ対策推進に貢献している点を評価。 ・特定事業者に対するリスク分析の結果を基に、業界内で共有可能な「業界向け分析用標準テンプレート」を作成し、所管省庁や業界団体に提供することで、各業界の特性を踏まえた効果的なリスク分析の実施が可能となり、業界全体のセキュリティ対策レベル向上に貢献している点を評価。 上記により、中期計画の重要インフラ分野等の社会的に重要なシステム等について関係府省等の求めに応じた協力に関する目標を達成見込みであることを評価。		
--	--	--	---	--	--	--	--

-中期目標 P.7- ○制御技術（OT）と情報技術（IT）の知見を結集し、模擬システムを用いた演習や最新のサイバー攻撃情報の調査・分析等を通じて、社会インフラ・産業基盤へのサイバーセキュリティ対策リスクに対応する人材・組織・システム・技術を創出	-中期計画 P.3- ○我が国の経済・社会を支える重要インフラや産業基盤のサイバー攻撃に対する防御力を強化するため、官民が共同し、産業サイバーセキュリティセンターを制御技術（OT）と情報技術（IT）の知見を結集させた世界最高レベルのサイバーセキュリティ対策の中核拠点としていくことを目指しながら、模擬システムを用いた演習や、攻撃・防御の実践経験、最新のサイバー攻撃情報の調査・分析等を通じて、社会インフラ・産業基盤へのサイバーセキュリティリスクに対応する人材・組織・システム・技術を生み出していく。	＜主な定量的指標＞ ⑤人材育成プログラムの受講者数 ⑥人材育成プログラムの受講者による企業や産業における企画・提案等の取組の実施数 ＜その他の指標＞ － ＜評価の視点＞ ○我が国の経済・社会を支える重要インフラや産業基盤のサイバー攻撃に対する防御力の強化に資する活動成果であるか。	＜主要な業務実績＞ 〔定量的指標の実績〕 ⑤累計 664 名（176%） ⑥累計 2,025 件（450%） 〔主な成果等〕 ○<u>社会インフラ・産業基盤を有する企業・機関において、OT や IT システムのリスクを認識しつつ、必要なサイバーセキュリティ対策を総合的に判断できる人材を育成するプログラムを提供する。</u> ・OT と IT の双方のスキルを核として、企業の経営層と現場担当者を繋ぐ中核人材を育成する 1 年間のトレーニング「中核人材育成プログラム」を構築。OT 防御技術・ペネトレーション手法、OT インシデント対応・BCP、IT セキュリティの基軸カリキュラムに加え、セキュリティ投資、チームマネジメント等のビジネス・マネジメントに関する講義を実施し、平成 29 年 7 月に開講した第 1 期から第 5 期までに累計で 322 名（第 1 期（平成 30 年度）76 名、第 2 期（令和元年度）83 名、第 3 期（令和 2 年度）69 名、第 4 期（令和 3 年度）46 名、第 5 期（令和 4 年度）48 名（見込））修了。 ・秋葉原 UDX に各分野の制御システムを模擬した演習施設を平成 30 年 2 月に開設し、演習施設を活用して実践的な講義を提供。令和 2 年度には「熱資源活用制御システム」を新設。電力、ガス、石油、化学等の各分野を対象に、分散制御システム（DCS）を用いた総合的な制御の演習、特に流体を扱う制御の演習が実施可能となり、演習の幅が拡充。 ・中核人材育成プログラム修了者を対象とした修了者コミュニティ「叶会（かなえかい）」を、平成 30 年 7 月に発足。令和 4 年度現在、修了者 260 名が参加。修了後も情報共有ツール（SIGNAL）等を活用した交	〔主な成果等〕 ○<u>社会インフラ・産業基盤を有する企業・機関において、OT や IT システムのリスクを認識しつつ、必要なサイバーセキュリティ対策を総合的に判断できる人材を育成するプログラムを提供する。</u> ・中核人材育成プログラムでは、電力、ガス、石油、化学、鉄鋼、自動車・自動車部品、鉄道、航空、ビル、放送・通信、保険、産業機械、ベンダーなど、経済・社会を支える重要インフラや産業基盤の幅広い企業等から受け入れを行い、OT と IT 双方のスキルと核とした上で、サイバーセキュリティ対策の必要性を把握し、プロジェクトを強力に推進していく力をもった経営層と現場の橋渡しも可能となる人材を輩出したことを大きく評価。 ・秋葉原 UDX の演習施設によって、受講者が自社に近い環境で演習を体験し、日々の演習を通じてサイバーセキュリティ対策を学ぶ場を提供したことを評価。また、令和 2 年度の新プラントの導入により、受講者の演習を拡充したことを高く評価。 ・叶会による情報共有を支援することにより、中核人材育成プログラム修了後の経験を共有し、知見の向上に貢献した。また、修了者によって地域やテーマに応じた部会が発足し、業界や修了年次の垣根を超えた		
--	---	---	---	---	--	--

			流や業務に有用な情報収集の機会となる年次総会を実施。 ・中核人材育成プログラムの修了者を対象にした帰任後の具体的取組事例調査によると、セキュリティ戦略の企画立案、必要なセキュリティ対策の調査・分析（リスク分析）の実施、システムのセキュリティ機能の設計・改善等の取組をはじめとする具体的な事例が累計で 2,025 件（平成 30 年度 295 件、令和元年 368 件、令和 2 年度 600 件、令和 3 年度 762 件）報告された。 ・中核人材育成プログラムにおいて、海外現地機関へ訪問し、各国のサイバーセキュリティ対策の取組理解やネットワーク構築を目的に、海外派遣演習を実施。平成 30 年度から毎年、フランス、イギリス派遣演習によって、政府、研究機関、企業等との意見交換を実施。令和 2～3 年度はイスラエルの政府機関、企業等による特別講義をオンラインで実施。 ・海外機関との連携として、平成 30 年度、令和元年度に、米国政府と協力し、制御システムのサイバーセキュリティに関するインド太平洋地域向け日米サイバー演習を実施。インド太平洋地域から招聘した研修生に対して、ハンズオン演習プログラム、ワークショップを提供し、中核人材育成プログラム受講者や修了者も参加。令和 3 年度からは EU 政府も主催者に参加し、連携をしてサイバー演習を開催。 ・平成 30 年度に「戦略マネジメント系セミナー」を新設。内閣サイバーセキュリティセンター（NISC）の「サイバーセキュリティ戦略」及び経済産業省の政策を踏まえ、経営層を補佐し、実務者層・技術者層を指揮することでセキュリティ対策を進める人材である「戦略マネジメント層」の育成を目的とす	コミュニケーション、ネットワークの形成を促進したことを高く評価。 ・中核人材育成プログラムの修了者の帰任後の具体的取組から、実践的な教育プログラムによる人材育成の成果として、セキュリティ対策の現場で活躍できる即戦力人材を多く輩出し、重要インフラ企業におけるサイバーセキュリティ対策レベルの底上げに大きな貢献を果たしたことを高く評価。 ・海外派遣演習については、現地へ赴きトップレベル機関による講義や施設見学を経て、海外のサイバーセキュリティ事情を理解するだけでなく、現地トップレベル機関との関係構築を強化してきたことを高く評価。令和 2～3 年度は、新型コロナウイルス感染症の影響で渡航が難しい状況であったが、オンライン形式を活用することによって演習を提供したことを評価。 ・インド太平洋地域向け演習では、ASEAN 諸国からインド太平洋地域へと受講者の対象地域を拡大し、インド太平洋地域全体でのサイバーセキュリティ能力の向上を図り、国を跨いだネットワーク構築に寄与したことを評価。新型コロナウイルス感染症により、国際的な往来が難しい状況において、オンライン形式でプログラムを提供したことにより、受講者への知見の向上、ネットワーク構築を継続したことを評価。 ・「戦略マネジメント系セミナー」では、技術部門にとどまらず経営・管理部門におけるセキュリティ意識の向上に寄与するとともに、組織におけるサイバーセキュリティ対策の機能の実装に向けて、受講者がその方策を獲得し、組織内での取組促進にも寄与したことを評価。セミナー内容につい	
--	--	--	---	---	--

			るプログラムとなり、累計 140 名（平成 30 年度 17 名、令和元年度 68 名、令和 2 年度 40 名、令和 3 年度 15 名）が参加。 ・令和元年度に「制御システム向けサイバーセキュリティ演習」を新設。模擬プロセス制御ネットワークを使用して、機器の不正な制御に使用されるサイバー攻撃やそれら攻撃への防御を体験するハンズオン演習で、累計 62 名（令和元年度 44 名、令和 2 年度 12 名、令和 3 年度 6 名）参加。新型コロナウイルス感染症の影響を受け中止があったが、令和元年度は東京のほか、大阪、名古屋、令和 3 年度は、初めて福岡で地方開催。 ・令和 2 年度において、送配電事業者などエネルギー・リソース・アグリゲーション・ビジネス（ERAB）に参画する事業者向けのセキュリティトレーニングを、90 名が参加し試行的に実施。令和 3 年度は、試行実施の結果を踏まえ、「ERAB サイバーセキュリティトレーニング」として本格開催し、30 名が参加。 ・令和 3 年度において、中核人材育成プログラム修了者を対象に、知見の向上やネットワーク構築・維持を目的として修了後の差分講習を提供する「中核人材育成プログラム修了者向けリカレント教育」のプログラムを新設し、計 4 コース開催、24 名が参加。 ・令和 3 年度において、府省庁からの要請に応じて「官公庁向け短期プログラム」を実施。組織におけるセキュリティの方針や戦略を検討する部門の方や IT 及び OT のセキュリティとリスクマネジメントの推進において実務者層や技術者層を指揮し、平時における経営層への報告や、緊急時における事業影響を踏まえた対処を実施すると想定される方を対象に開催し、16 名が参加。 ・平成 29 年度に創設し、名称を見直した「業界別サイバーレジリエンス強化演習	て、受講者同士のディスカッションを盛り込むなど、毎年度リニューアルを図ったことを評価。 ・「制御システム向けサイバーセキュリティ演習」について、大阪や名古屋、福岡でも開催し、地方における重要インフラ企業のセキュリティ担当者に対し、産業制御システムにおけるサイバーセキュリティ対策を実践するための基礎的な知識や技術を獲得させるなどセキュリティ意識の底上げに寄与する演習を提供できたことを評価。 ・「ERAB サイバーセキュリティトレーニング」については、経済産業省資源エネルギー庁が進める政策である ERAB 事業の制度設計と密接に連携し、ERAB に参画している組織におけるセキュリティ対策レベルの底上げに貢献。 ・中核人材育成プログラムは 4 期まで修了者を輩出してきたところ、サイバーセキュリティ分野の高まる脅威に対しては、知見の向上、ネットワーク構築・維持が重要であることから、ニーズに応じた新規プログラムを構築したことを評価。 ・これまでの人材育成プログラムの知見、ノウハウを生かし、府省庁からの要請に応じた短期プログラムを提供し、セキュリティ対策の向上に貢献したことを評価。 ・「業界別サイバーレジリエンス強化演習（CyberREX）」では、毎年度最新のイン		
--	--	--	--	---	--	--

			(CyberREX)」は、業界別に仮想企業を想定した、シナリオによる実践的演習の形式を中心としたトレーニングを提供し、累計 144 名（平成 30 年度 50 名、令和元年度 38 名、令和 2 年度 22 名、令和 3 年度 34 名）参加。 ・平成 29 年度に創設し、名称を見直した「サイバー危機対応机上演習（CyberCREST）」は米国の専門家による講義や机上演習、基調講演を提供し、累計 42 名（平成 30 年度 21 名、令和元年度 17 名、令和 3 年度 4 名）参加。また、新型コロナウイルス感染症の影響で開催が令和 3 年度に延期となったが、内容を大幅にアップデートし、米国のサイバーセキュリティ戦略「コレクティブ・ディフェンス」を含む講義を提供。 ・事業内容について情報発信を行うため、「ICSCoE Report」を、令和 4 年 3 月 31 日時点で累計 12 号を発刊。また、「ICSCoE Report」の英語版を発行するとともに、ホームページの英語版を令和 3 年度に立上げ、英語での情報発信を強化。 ・秋葉原 UDX において、業界関係者や政府関係者へ施設見学を実施。重要インフラに対するサイバー攻撃により実際に起こり得るインシデント事例について、産業サイバーセキュリティセンターが有する模擬プラントを用いてデモンストレーションを行い、重要インフラにおけるセキュリティ対策の重要性を共有。（累計 951 名） ・令和 2 年 4 月、新型コロナウイルス感染症により、在宅勤務を余儀なくされ、安全・安心・安価なオンラインシステムへのニーズが急激に高まる中で「シン・テレワークシステム」を緊急構築。令和 4 年 5 月 13 日時点でユーザ数 24 万以上。令和 2 年 11 月から	シデントを取り上げたシナリオを用いて、サイバー攻撃の可能性も考慮した初動対処や社内外の関連組織との連携による対処スキルの習得と、専門家や受講者同士のネットワーク形成に貢献したことを高く評価。 ・「サイバー危機対応机上演習（CyberCREST）」では、米国の専門家を招いた講義や机上演習、グループディスカッションを通じて、日本の受講者へ米国のサイバーセキュリティ戦略の知見を共有しただけでなく、専門家とのネットワーク構築を行ったことを評価。新型コロナウイルス感染症によりオンラインとなった場合でも、こまめな休憩を用意し、集中力が落ちないように工夫した点を高く評価。 ・「ICSCoE Report」において、受講者の活動内容を発信することで、派遣元企業への活動報告として活用され、受講者派遣の安心感やカリキュラムへの満足度の向上に寄与したことを高く評価。また、英語版の広報誌を作成し、海外機関の有識者へ配布、英語版のホームページを立上げ、情報発信を行ったことを評価。 ・業界関係者や政府関係者に対して行った施設見学では、重要インフラにおけるサイバー攻撃により起こり得る被害と必要となる対策について、実際のプラントを活用したデモを通して共有したことを高く評価。 ・令和 2 年に緊急構築した「シン・テレワークシステム」について、新型コロナウイルス感染症の影響で在宅勤務のニーズが高まる中で、在宅勤務を利用する環境がない組織等に対して、テレワークの利用促進に寄与したことを高く評価。また、「自治体テ	
--	--	--	---	--	--

				J-LIS（地方公共団体情報システム機構）と連携して全国の自治体向けに提供開始した実証実験事業「自治体テレワークシステム for LGWAN」を提供し、794 団体が参加。	レワークシステム for LGWAN」の提供により、中小企業や地方自治体等の業務継続に貢献。 上記により、中期計画の産業サイバーセキュリティセンターによる社会インフラ・産業基盤へのサイバーセキュリティリスクに対応する人材・組織・システム・技術を生み出していく目標を達成見込みであることを高く評価。		
	-中期目標 P.7- ○企業・組織・サプライチェーン全体で見逃されがちな情報セキュリティに係る脅威、課題等の抽出、分析、評価及びガイドライン等による情報提供	-中期計画 P.3- ○経営層等に対して情報セキュリティ対策の重要性を訴え、企業や組織における情報セキュリティ対策の取組を促進させるため、企業・組織・サプライチェーン全体で見逃されがちな脅威、課題等を掘り起こし、分析・評価及び必要な情報提供を行う	<主な定量的指標> － <その他の指標> － <評価の視点> ○安全な IT を安心して利用できる環境の整備に資する活動成果であるか。	<主要な業務実績> [定量的指標の実績] － [主な成果等] ○<u>サプライチェーンに関するセキュリティ対策強化</u> ・企業経営層や CISO、事業部門等が連携し、脅威に柔軟に対応できるセキュリティリスク管理を行うため、既存のセキュリティガイドライン等の活用状況について調査を行い、具体的な実践事例（プラクティス）を提示するとともに、セキュリティ対策状況を可視化するための検討を実施。 ・サイバーセキュリティ経営ガイドライン対策実施状況を可視化することで、セキュリティ対策の実態を把握し、事業リスク評価等に活用するための「サイバーセキュリティ経営ガイドライン実践状況の可視化ツール」の作成を作成し公開。 ・ICT システムやクラウドサービスの調達に関するサプライチェーンにおいて効果的にセキュリティリスク管理を行うための共通な指針等について調査を実施し、その結果を公開。	[主な成果等] ○<u>サプライチェーンに関するセキュリティ対策強化</u> ・企業経営者を対象にした組織のセキュリティ対策に関するガイドラインである「サイバーセキュリティ経営ガイドライン」で掲げた重要 10 項目に関する企業での実践事例（手順や着手の際の考え方等）や実践にあたっての担当者の悩み、解決方法等を整理した「サイバーセキュリティ経営ガイドライン Ver2.0 実践のためのプラクティス集」を公開。また、自社の対策状況を可視化するツールを公開するなど、組織のセキュリティ対策推進に貢献している点を評価。 ・サプライチェーンリスクに関する調査の一環として、新型コロナウイルスの影響を受け ICT 環境が急速に変化する中、組織・個人のセキュリティ対策状況や業務委託における取り決めに対する影響、あらたな脅威や脆弱性についての実態を把握するため「ニューノーマルにおけるテレワークと IT サプライチェーンのセキュリティ実態調査」を実施しその調査結果を公表するなど、実践的で役に立つドキュメントを多数公開し、組織・個人におけるセキュリティ対策推進に大きく貢献した点を高く評価。 上記により、経営層等に対して情報セキュリ		

					ティ対策の重要性を訴え、企業や組織における情報セキュリティ対策の取組を促進させる目標を達成見込みであることを評価。		
	-中期目標 P.7- ○情報セキュリティ対策、データ利活用における情報保護、プライバシー・情報セキュリティ倫理に対する意識等に関する調査・分析及び情報提供	-中期計画 P.3- ○IT利用企業や国民一般に向けて積極的な情報セキュリティ対策の浸透を促すため、社会的要請等に応じ、情報セキュリティ対策、データ利活用における情報保護、プライバシー・情報セキュリティ倫理に対する意識等に関する状況調査・分析及び必要な情報提供を行う。	<主な定量的指標> — <その他の指標> — <評価の視点> ○安全なITを安心して利用できる環境の整備に資する活動成果であるか。	<主要な業務実績> [定量的指標の実績] — [主な成果等] <u>○セキュリティ倫理やデータ利活用に関する実態調査</u> ・インターネット利用者を対象に、情報セキュリティ脅威及び倫理に対する意識調査を実施し、調査報告書を公開。 ・企業が営業秘密の管理や漏えい対策を強化するための施策に資するための調査を実施し、その報告書を公開。 ・サイバーセキュリティに関する最新動向や政策についての情報発信とユーザ、ベンダ等との交流促進するための「コラボレーション・プラットフォーム」を開催。 ・情報セキュリティインシデント事例における手口と対策、国内外の政策や組織の取組等の動向をまとめた「情報セキュリティ白書」を毎年継続発行。	[主な成果等] <u>○セキュリティ倫理やデータ利活用に関する実態調査</u> ・情報セキュリティやネットモラルに対する認識、対策状況の現状把握のための定点観測である意識調査を継続実施し、調査結果を公開することにより、セキュリティ普及啓発にかかわる官民組織の施策に反映され、国民のセキュリティ・モラルに関する意識向上が期待される。これらの取組を継続的に実施している点を評価。 ・経済産業省と協力し、「コラボレーション・プラットフォーム」を設置。ベンダ、ユーザを始めとする幅広い参加者を得、様々なテーマを取り上げるとともに、グループディスカッションを主体に実施することにより、政策に対する情報交換や参加者同士の交流、連携強化の場として有効に機能させた点を評価。コロナの影響で対面での実施、地方開催が難しい状況においてはオンライン化も含めた新しい会議の在り方について検討を進め継続開催し、ユーザ、ベンダ企業との交流の場を提供したことを評価。 ・「情報セキュリティ白書」を毎年継続発行し、例年1万を超えるダウンロードを得ることで、情報セキュリティに関する最新情報を広く普及させている点を評価。 上記により、企業・組織・サプライチェーン全体で見逃されがちな脅威、課題等を掘り起こし、分析・評価及び必要な情報提供を行う目標を達成見込みであることを評価。		

	-中期目標 P.7- ○潜在的な情報セキュリティ上の脅威等の分析及び情報発信	-中期計画 P.3- ○潜在的な情報セキュリティ上の脅威や攻撃の傾向を技術動向や社会動向、利用者・攻撃者の心理等から多面的に分析し、中長期的に発生し得る重大事象やそれに対する対策等の予測的な情報発信や、セキュリティリスク・対策状況を可視化・評価する手法提供の可能性について検討する。	<主な定量的指標> ー <その他の指標> ー <評価の視点> ○安全な IT を安心して利用できる環境の整備に資する活動成果であるか。	<主要な業務実績> [定量的指標の実績] ー [主な成果等] ○脅威予測等に関する調査分析 ・IoT、AI 等の急速に普及している新しい IT 基盤に関し、それらの潜在的な脆弱性、信頼の欠如等のリスクがどのように発現・拡大しうるか等の脅威予測に向けた調査・検討を実施するとともに、学会等での講演を実施。 ・セキュリティ対策に係る製品・サービスの効果・性能等を評価し、その有効性を検証する基盤構築に向け有識者会議を立上げ、そこで決定された方針のもと、試行検証の実施、検証製品の市場参入支援策検討などを実施。	[主な成果等] ○脅威予測等に関する調査分析 ・AI、IoT 等の脅威分析、トラスト構築手法をサイバー・フィジカル・セキュリティ対策フレームワーク等に組み込み、民間に周知・普及することにより、関連シスムの設計開発、サービスを実施している、あるいは立ち上げようとしている企業・自治体等が適切なセキュリティ・トラスト施策を準備する際の助けとなることを期待。 ・検証基盤構築のための有識者会議の運営、方針検討などを進め、対象となるセキュリティ製品・サービスの選定やそれらの有効性検証を行う仕組みからなる基盤を構築し国内で開発されるセキュリティ製品の普及展開につなげる政策実現に大きな貢献した点を高く評価。 上記により、中期計画の中長期的に発生し得る重大事象やそれに対する対策等の予測的な情報発信や、セキュリティリスク・対策状況を可視化・評価する手法提供の可能性について検討する目標を達成見込みであることを評価。	
	-中期目標 P.7- ○企業や国民一般における情報セキュリティ対策の普及促進に向けた取組実施	-中期計画 P.3- ○広く企業及び国民一般に情報セキュリティ対策の重要性を知らしめるため、地域で開催される情報セキュリティに関するセミナー等への講師派遣等の支援、セミナーの開催、各種イベントへの出展、普及啓発資料の配布、啓発サイトの運営等を行う。	<主な定量的指標> ③-1 対象者別に整備、提供するガイドライン等の普及数 ③-2 当該ガイドライン等に対する役立ち度 <その他の指標> ー <評価の視点> ○安全な IT を安心して利用できる環境の整備	<主要な業務実績> [定量的指標の実績] ③-1 累計 328,158 件(164%) ③-2 毎年度目標値を達成（目標値比 128%～140%） [主な成果等] ○情報セキュリティ対策に関する普及啓発 ・広く企業及び国民一般に、効果的・効率的に情報セキュリティ対策を普及啓発するための動画等のコンテンツを作成するとともに、各種イベントへの参加、セミナーの開催等を行い、更なる普及啓発を実施。 ・官・民の各組織が公開している情報セキュ	[主な成果等] ○情報セキュリティ対策に関する普及啓発 ・IPA が実施する各事業の中で、「制御システムのセキュリティリスク分析ガイド」、「中小企業の情報セキュリティ対策ガイドライン」、「サイバーセキュリティ経営ガイドライン Ver2.0 実践のためのプラクティス集」等の各ガイドラインの普及啓発を実施	

			に資する活動成果であるか。	リティ普及啓発関連資料を集約することによる、利用者の利便性向上とセキュリティ対策の浸透を目的とした官民ボードのポータルサイト「ここからセキュリティ！」を継続運用。 ・関係機関、全国の民間団体等の協力の下、児童・生徒への情報セキュリティの普及啓発、情報モラル向上の啓発を目的として、標語、ポスター等の作品制作、学校全体としての取組事例に関するコンクールを毎年実施。 ・全国の民間団体や関係機関との連携を図りつつ、スマートフォン・SNS・インターネット利用者に対し情報セキュリティ対策等の普及啓発を目的としたインターネット安全教室を全国、現地あるいはオンラインで開催。	するとともに、その効果を計測するため各ガイドラインの利用者に対して、役立ち度に関するアンケートを実施し、中期目標値を超える高い満足度が確認できた点を評価。 ・サイバー攻撃等に関する情報の収集・分析や提供・共有に対するフィードバック及び調査結果等を基に情報セキュリティ対策を普及啓発するためのコンテンツを作成するとともに、各種イベントへの参加等の取組を通じて、企業及び国民一般に対する情報セキュリティ対策の意識向上に大きな貢献をしている点を評価。新たに制作した映像コンテンツは、実際に安心相談窓口に寄せられた相談がベースになっているなど、リアルな情報に基づいた実践的、実用的なコンテンツを提供している。 ・情報モラル・セキュリティコンクールを継続開催し、主に小中高生を対象に日常生活におけるインターネットや通信機器の使い方を振り返りながら応募作品を制作頂くことで、情報モラルや情報セキュリティについて考える機会を提供し、児童・生徒への情報モラル向上、情報セキュリティ普及啓発に貢献している点を評価。 ・インターネット利用者に対し情報セキュリティ対策等の普及啓発を目的としたインターネット安全教室を継続開催。新型コロナウイルスの影響で対面での実施が難しい状況においては、オンラインでの開催を併用し、対面開催とほぼ同等の参加者を確保した。これら取組を通じて教育関係者も含め広く国民の情報セキュリティの意識を向上させ、スマートフォン等の通信機器や SNS 等のインターネット技術を安全に使える社会の推進に貢献している点を評価。 上記により、中期計画の広く企業及び国民一般に情報セキュリティ対策の重要性を知らしめる目標を達成見込みであることを高く評価。		
--	--	--	----------------------	--	---	--	--

	-中期目標 P.7- ○中小企業に対する情報セキュリティ対策に係るガイドラインや自己宣言制度等の普及促進、中小企業関連団体との連携拡大	-中期計画 P.3- ○中小企業が情報セキュリティ対策を身近な課題としてとらえ自発的に対策を行う気運を高めるべく、中小企業が関連する様々な団体や制度との連携を図りつつ、ガイドライン、自己宣言制度等の普及を行う。 ○機構が提供する情報などが、必要とされる現場に届き、有効に活用されるようにするため、個々の現場に近い団体等との連携を拡大させるなどにより、情報提供チャネルの拡大を図る。	<主な定量的指標> ②SECURITY ACTION 制度に参画する中小企業数 <その他の指標> ー <評価の視点> ○安全な IT を安心して利用できる環境の整備に資する活動成果であるか。	<主要な業務実績> [定量的指標の実績] ②累計 80,727 組織(115%) [主な成果等] ○中小企業におけるセキュリティ対策意識の向上 ・「中小企業の情報セキュリティ対策ガイドライン」の改訂版を公開するとともにガイドライン普及、中小企業におけるセキュリティ対策意識の向上を目的として、IPA 講習能力養成セミナー、セキュリティプレゼンター勉強会、セキュリティプレゼンターカンファレンスを全国都市部及びオンライン配信により実施。 ・「セキュリティプレゼンター制度」について、情報処理安全確保支援士や IT コーディネータ、中小企業診断士、税理士等への周知を行い、登録数を大幅増加させた（令和 3 年度までに約 1,200 名増加し、合計 2,096 名）。 ・「SECURITY ACTION 制度」を継続運用し、各企業の自発的な情報セキュリティ対策を目的とし、全国の関連組織が参画する「中小企業の情報セキュリティ普及推進協議会」の開催や、関係団体組織との連携、全国の中小企業に対する情報セキュリティマネジメント指導支援、及び IT 補助金等の他制度と連携した普及啓発活動を実施。累計で 18 万社強まで宣言者数を増加。	[主な成果等] ○中小企業におけるセキュリティ対策意識の向上 ・IPA 講習能力養成セミナー、セキュリティプレゼンター勉強会、セキュリティプレゼンターカンファレンスの全国都市部での開催や、コロナ禍において開催が難しい状況ではオンライン配信の活用、また中小企業関連団体との連携強化などの活動を通じて、IPA 単独ではリーチできない地域の中小企業への情報セキュリティ対策に関する普及啓発を促進した点を評価。 ・「セキュリティプレゼンター制度」について、情報処理安全確保支援士や IT コーディネータ、中小企業診断士、税理士等への周知を行い、登録数を大幅に増加（第 4 期中に登録者数を倍増）させることにより、身近で指導できる人材の拡大を図り、地域の支援体制を強化した点を評価。 ・中小企業自らが対策に取り組むことを自己宣言する「SECURITY ACTION 制度」について、「中小企業の情報セキュリティ普及推進協議会」参画組織等と協力し、積極的な普及活動を実施。さらに、「IT 導入補助金」（経済産業省）や「サイバーセキュリティ対策促進助成金」（公益財団法人東京都中小企業振興公社）といった中小企業支援施策との連携（申請要件化）を実現したことにより、本制度の認知度が向上し、自己宣言した中小企業数を大幅に増加させ、中小企業におけるセキュリティ対策への意識向上に大きく貢献している点を高く評価。 ・この「SECURITY ACTION 制度」への参加企業数については、第四期中期計画（当初）において設定した目標値を早期達成したため、目標値の上方修正を行うとともに		
--	---	---	---	--	--	--	--

				自己宣言のステップアップ促進などを参考指標として盛り込むなど活動を継続することで、中小企業のセキュリティ対策レベルの向上に貢献している点を評価。 ・また令和２年度からは３大都市圏を除く３６道県における参加中小企業数を新たな目標として設定し、従来セキュリティ対策への取組が遅れがちだった３大都市圏以外の地域におけるセキュリティ普及を目的として、地域の警察、自治体等の外部機関との連携を強化し、各機関・団体主催セミナーでの講演などの普及活動を行うことで、これら地域の SECURITY ACTION 自己宣言者数を令和３年度までに大幅増加させ、目標値を達成するなど、国内全域に広がる中小企業のセキュリティ対策強化に大きく貢献した点を高く評価。 ・令和元年度よりインシデント対応を補助する「サイバーセキュリティお助け隊」の実証事業を実施。中小企業向けセキュリティサービスとして求められる支援内容、体制等を整理し、民間サービス展開に向けた準備を推進し、令和３年度からサービスの運用を開始。 ・産業界が一体となりサプライチェーン全体のサイバーセキュリティ対策を推進するための「サプライチェーン・サイバーセキュリティ・コンソーシアム (SC3)」を設立、170 会員が参加。傘下に設置されたワーキンググループ (WG) の運営も含めた運営事務局を担当し議論の活性化を推進。サイバーセキュリティお助け隊サービスのブランド化等、中小企業のセキュリティに関する意識	自己宣言のステップアップ促進などを参考指標として盛り込むなど活動を継続することで、中小企業のセキュリティ対策レベルの向上に貢献している点を評価。 ・また令和２年度からは３大都市圏を除く３６道県における参加中小企業数を新たな目標として設定し、従来セキュリティ対策への取組が遅れがちだった３大都市圏以外の地域におけるセキュリティ普及を目的として、地域の警察、自治体等の外部機関との連携を強化し、各機関・団体主催セミナーでの講演などの普及活動を行うことで、これら地域の SECURITY ACTION 自己宣言者数を令和３年度までに大幅増加させ、目標値を達成するなど、国内全域に広がる中小企業のセキュリティ対策強化に大きく貢献した点を高く評価。 ・中小企業のセキュリティ対策に関するニーズを把握し、対策支援体制構築のための仕組みづくりを目的とした「サイバーセキュリティお助け隊」の実証事業を令和元年度より実施し、具体的効果及び課題を確認し、令和３年度より民間サービスとして展開を開始した点を評価。 ・さらに「サイバーセキュリティお助け隊サービス」の普及促進に関して SC3 とも連携しながら取組を進め、登録サービス事業者・ユーザ双方における利便性向上を目的としたサービス基準改訂やウェブサイトを活用したプロモーション活動を実施し、制度の普及促進に貢献したことを評価。 ・令和２年度に設立された SC3 の事務局として、傘下に設置されているワーキンググループ (WG) の運営も含め、サプライチェーンにおけるサイバーセキュリティ対策の推進に貢献している点を評価。特に大規模イベントの開催や国際情勢の変化などサイバー攻撃の増加が懸念されるタイミングでの会員企業への注意喚起の発信や年度総会の開催などコンソーシアムとしての活動を活	
--	--	--	--	--	---	--

				の向上、セキュリティ対策を促進する取組に着手。 ・中小企業において身近で情報セキュリティに関する相談ができる専門家とのつながりや、セキュリティポリシーの策定など情報セキュリティ対策の実践を促すため、情報処理安全確保支援士等の専門家を直接中小企業に派遣し、指導する「中小企業の情報セキュリティマネジメント指導業務」を実施。 ○関係機関との連携強化 ・警察・自治体・情報産業協会等からの講師派遣依頼への協力を通じて、情報提供チャネルの拡大を実施。	性化させ、サプライチェーンリスクを踏まえたセキュリティ対策への意識向上に大きな貢献をしている点を高く評価。 ・地域で活躍している情報処理安全確保支援士等の専門家が訪問し、指導を行う「中小企業の情報セキュリティマネジメント指導業務」の実施により、参加した中小企業における組織的な情報セキュリティ対策の開始やステップアップを支援できただけでなく、中小企業の現場を専門家の目で見ることにより、中小企業におけるセキュリティ対策の実態を知見として得ることができたことを評価。 ○関係機関との連携強化 ・各セミナー、講師派遣及びサイバーセキュリティお助け隊事業等を通じての地域関係機関・団体等との連携を強化したことを評価。 上記により、中期計画の中小企業が情報セキュリティ対策を身近な課題としてとらえ自発的に対策を行う気運を高める目標、及び情報提供チャネルの拡大を図る目標を達成見込みであることを高く評価。	
	-中期目標 P.7- ○国内外のセキュリティ関連組織等との連携	-中期計画 P.4- ○国内外のセキュリティ関連組織との連携、国際会議への参加、セキュリティ関連規格の調査等を通じて、機構が行う情報セキュリティ関連事業への最新動向の反映や国際標準化を含めた国際整合性の確保を図るとともに、情報セキュリティ対策の実施にあたり有効な情報を発信する。	<主な定量的指標> ー <その他の指標> ー <評価の視点> ○安全な IT を安心して利用できる環境の整備に資する活動成果であるか。	<主要な業務実績> [定量的指標の実績] ー [主な成果等] ○国内外の関連組織との連携強化 ・下記国内委員会活動等への貢献 ・ 日本自動認識システム協会（JAISA）委員 ・ 電子情報通信学会（IEICE）ハードウェアセキュリティ研究専門委員会 ・ 新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）PUF 標準評価基盤検討委員会 ・ 設計・製造におけるチップの脆弱性検知手法の研究開発運営委員会	[主な成果等] ○国内外の関連組織との連携強化 ・各事業を通じて得られた情報や知見を活かし、国内外の関係組織と連携しながら、各種調査活動や標準化活動などに参加することで、規格策定や最新情報の発信など貢献し、また各事業への最新動向、国際標準の反映を可能としており、中期計画の目標を達成見込みであることを評価。	

				・下記国際活動等への貢献 - ISO/IEC JTC1 SC27/WG2、WG3 - International Cryptographic Module Conference (ICMC) 2020 - The International Conference on the EU Cybersecurity Act			
	-中期目標 P.7- ○「IT 製品のセキュリティ評価及び認証制度」の実施並びにその活用促進に向けた評価・認証手続の改善等の取組実施	-中期計画 P.4- ○国際標準に基づく「IT 製品のセキュリティ評価及び認証制度」を引き続き着実に実施するとともに、評価・認証手続の改善、評価に関する技術の維持・向上、現状・動向の調査、情報提供を実施する。	<主な定量的指標> － <その他の指標> － <評価の視点> ○安全な IT を安心して利用できる環境の整備に資する活動成果であるか。	<主要な業務実績> [定量的指標の実績] － [主な成果等] ○「IT 製品のセキュリティ評価及び認証制度」の運営 ・「IT 製品のセキュリティ評価及び認証制度」に係る作業を着実に実施。また、制度運営において発生する技術面及び手続き面での課題については、関係各者と調整して解決。 ・評価品質の均質化及び評価作業の効率化のため、制度関係者との情報共有及び国内の技術力維持・向上を図る下記取組を実施。 - 複合機業界団体である JBMIA 及び評価機関とともにHCD-PP評価における課題検討を行う WG に認証機関として参加。 - 各種ガイドラインの改訂作業を実施。 - JICA への協力として ASEAN 研修での講演、ベトナム支援プロジェクトへの協力等を実施。 - IC システムセキュリティ協会（ICSS-RT/JC）への参加。 - JIWG/JHAS/CCRA 等の国際議への参加、最新情報の収集を実施。 ・制度の利用促進のため、政府機関による IT 関連調達の動向を見据え、新たな製品分野としてネットワークカメラ等の特定用途機器に関するセキュリティ要件の策定に着手。 ・認証制度に関する相互承認アレンジメント（CCRA）の運営に参画するとともに、国際的に共同で策定中のセキュリティ要件（cPP）についても参画。	[主な成果等] ○「IT 製品のセキュリティ評価及び認証制度」の運営 ・認証制度を安定的に運営し、政府調達における本制度の利活用を推進することにより、政府機関等で使用される IT 製品に関するセキュリティ要件の確認が効率的・効果的に行え、政府が提供するサービスを最終利用者である国民が安全に利用できる環境構築に貢献している点を評価。 ・政府機関による IT 関連調達の動向を踏まえながら、新たな製品分野のセキュリティ要件を策定し、認証製品分野の拡大を図るなど、制度の利用促進に向けた各種活動を継続的に行っている点を評価。 ・認証制度に関する国際的な枠組みである相互承認アレンジメント（CCRA）の活動に参画し、制度運営や評価基準策定に関して海外組織との連携を推進することで、認証製品の国際的な利活用を可能にする環境構築に貢献している点を評価。 上記により、中期計画の国際標準に基づく IT 製品のセキュリティ評価及び認証制度の実施に関する目標を達成見込みであることを評価。		

	-中期目標 P.7- ○政府調達における IT 機器等のセキュリティ要件、認証取得製品等の情報提供	-中期計画 P.4- ○政府調達における I T機器等のセキュリティの確保等に資するため、I T機器等のセキュリティ要件、その要件を満たす認証取得製品、その他調達要件等の情報提供を行う。	<主な定量的指標> ー <その他の指標> ー <評価の視点> ○安全な IT を安心して利用できる環境の整備に資する活動成果であるか。	<主要な業務実績> [定量的指標の実績] ー [主な成果等] ○セキュリティ要件に関する情報提供 ・「IT 製品の調達における要件リスト」の改訂案を策定するとともに、当該リストに掲載する国際標準に基づくセキュリティ要件については翻訳等を行った上で、ウェブ上で公開。	[主な成果等] ○セキュリティ要件に関する情報提供 ・政府機関等に対して、IT 製品等のセキュリティ要件、その要件を満たす認証取得製品等の情報提供を行うことにより、セキュアな IT 製品の調達に貢献しており、中期計画の目標を達成見込みであることを評価。	
	-中期目標 P.7- ○制度所管官庁からの指示等に基づく、クラウドサービスの安全性評価に係る制度運営・審査業務の遅滞のない着実な実施（セキュリティに係る他の業務との間でシナジーを発揮しながら、評価の枠組みや管理基準等についてクラウドサービスに係る最新の技術的動向や海外動向の確認を継続的に行う。その上で、制度運営や審査の効率化等に資する効果的な改善の提案を制度所管官庁に対して行う。）	-中期計画 P.4- ○制度所管官庁からの指示等に基づく、クラウドサービスの安全性評価に係る制度運営・審査業務を遅滞なく着実に実施する。制度運営・審査業務の実施にあたっては、セキュリティに係る他の業務との間でシナジーを発揮しながら、評価の枠組みや管理基準等についてクラウドサービスに係る最新の技術的動向や海外動向の確認を継続的に行う。その上で、制度運営や審査の効率化等に資する効果的な改善の提案を制度所管官庁に対して行う。	<主な定量的指標> ー <その他の指標> ー <評価の視点> ○安全な IT を安心して利用できる環境の整備に資する活動成果であるか。	<主要な業務実績> [定量的指標の実績] ー [主な成果等] ○クラウドサービスの安全性評価 ・NISC、内閣官房 IT 総合戦略室、総務省、経済産業省の監督のもと、制度設立に向けた体制を新たに構築し、「政府情報システムのためのセキュリティ評価制度（ISMAP）」運用支援機関として準備を進め ISMAP の運用及び登録申請の受付を開始。 ・登録申請のあった案件について審査を進め、令和 3 年度末までに 35 サービスを登録した ISMAP クラウドサービスリストを公開。 ・以下 3 か国のクラウドサービスのセキュリティ評価制度について調査を実施し、報告書とりまとめを実施。 ・ FedRAMP（アメリカ） ・ G-Cloud（イギリス） ・ C5（ドイツ） ・ISMAPを円滑に運営するため電子申請が可能なポータルサイトを構築し運用開始。 ・ISMAPにおける監査業務の運用改善に役立たせることを目的として、FedRAMP における監査制度及びプロセスに関する調査を実施。	[主な成果等] ○クラウドサービスの安全性評価 ・クラウドサービスの安全性評価に係る制度設立に向けた体制を新たに構築し、ISMAP の運用及び登録申請の受付を開始した。登録申請のあった案件について審査を進め、クラウドサービスリストを公開。これら新たな制度運用開始、リストへの登録・公開により、政府のクラウドサービス調達におけるセキュリティ水準の確保、クラウドサービスの円滑な導入に大きく貢献した点を高く評価。 ・最新の技術動向調査、制度改善に向けた取組として、海外で運用されているクラウドサービスのセキュリティ評価制度についての調査を実施。新型コロナウイルスの感染拡大の影響で海外の現地調査が困難となる中、文献調査、調査対象者へのオンラインでのインタビューなどを行いながら調査結果をまとめ、知見の蓄積や本制度を今後より良いものにしていくために有効な取組となった点を評価 上記により、中期計画のクラウドサービスの安全性評価に係る制度運営・審査業務の実施に関する目標を達成見込みであることを評価。	

	-中期目標 P.7- ○CRYPTREC (Cryptography Research and Evaluation Committees) の事務局業務及び暗号アルゴリズムに関する利用実態調査の実施	-中期計画 P.4- ○CRYPTREC 暗号リストの適切な維持・管理のため、CRYPTRECの事務局を引き続き務めるとともに、CRYPTREC暗号リストに掲載されている暗号アルゴリズムについて、危殆化の有無を監視するための調査及び実際の利用状況などを把握するための利用実績調査を行う。	<主な定量的指標> － <その他の指標> － <評価の視点> ○安全な IT を安心して利用できる環境の整備に資する活動成果であるか。	<主要な業務実績> [定量的指標の実績] － [主な成果等] ○暗号技術に関する活動 ・CRYPTREC 事務局を引き続き務めるとともに、CRYPTREC 暗号リストの信頼性維持のため、国際会議等への参加を通じて暗号アルゴリズムの安全性／危殆化を監視。また、CRYPTREC 暗号リスト改訂に向け CRYPTREC 暗号リスト掲載暗号の利用実績調査を実施。 ・CRYPTREC シンポジウムを開催し、CRYPTREC の活動成果を報告する等、暗号に関する成果の普及活動を実施。	[主な成果等] ○暗号技術に関する活動 ・CRYPTREC 事務局を務めながら暗号リストの信頼性維持のための活動を通じて、政府機関等の各種システムにおける適切な暗号の利活用、およびシステムのセキュアな運用に貢献しており、中期計画の目標を達成見込みであることを評価。		
	-中期目標 P.8- ○情報システムのセキュリティ確保に向けた暗号技術の現状・動向等の調査及びガイドライン等による情報提供	-中期計画 P.4- ○情報システムのセキュリティ確保の根幹である暗号技術の適切な利用／運用を促進するため、暗号技術の利用／運用面での現状・動向等の調査を行い、ガイドライン等により、情報提供を行う。	<主な定量的指標> － <その他の指標> － <評価の視点> ○安全な IT を安心して利用できる環境の整備に資する活動成果であるか。	<主要な業務実績> [定量的指標の実績] － [主な成果等] ○暗号技術に関する活動 (ガイドライン提供) ・暗号技術の適切な利用、運用を促進するためガイドライン等による情報提供を実施するとともにセミナー等での普及活動を実施。 ・SSL/TLS 暗号設定ガイドラインの改訂版公開 ・暗号鍵管理システム設計指針の公開 ・NIST 関連文書の翻訳版公開	[主な成果等] ○暗号技術に関する活動 (ガイドライン提供) ・暗号技術に関する情報発信、普及活動を通じて、政府機関や民間企業における適切な暗号の利活用、およびシステムのセキュアな運用に貢献しており、中期計画の目標を達成見込みであることを評価。		
	-中期目標 P.8- ○「暗号モジュール試験及び認証制度」の実施並びに現状調査、情報提供等の実施	-中期計画 P.4- ○「暗号モジュール試験及び認証制度」を着実に実施するとともに、評価・認証手続の改善、評価に関する技術の維持・向上、現状・動向の調査、情報提供等を実施する。	<主な定量的指標> － <その他の指標> － <評価の視点> ○安全な IT を安心して利用できる環境の整備に資する活動成果であるか。	<主要な業務実績> [定量的指標の実績] － [主な成果等] ○「暗号モジュール試験及び認証制度」の運用 ・「暗号モジュール試験及び認証制度」に係る作業を着実に実施。また、制度運営において発生する技術面及び手続き面での課題については、関係各者と調整して解決。 ・脆弱性評価ツールの外部利用及びテストビークルの貸与等を通じて日本国内の開発	[主な成果等] ○「暗号モジュール試験及び認証制度」の運用 ・暗号モジュールに関する認証制度を安定的に運営し、政府調達における本制度の利活用を推進することにより、政府機関等で使用される暗号製品に関する実装の適切性の確認が効率的・効果的に行え、セキュアな製品を政府に提供することに貢献しており、		

				者、評価機関、大学等の関係者と、暗号実装の脆弱性評価に係る情報共有を実施。 ・海外の暗号モジュール試験及び認証制度について、関連する法律及び政府の施策も含め、制度の現状、動向、効果等について調査を実施。	中期計画の目標を達成見込みであることを評価。	
	-中期目標 P.8- ○NISC の監督の下における独法等の情報システムの監視	-中期計画 P.4- ○内閣官房内閣サイバーセキュリティセンター（N I S C）の監督の下、独法等の情報システムの監視を実施する。	<主な定量的指標> － <その他の指標> － <評価の視点> ○安全な IT を安心して利用できる環境の整備に資する活動成果であるか。	<主要な業務実績> [定量的指標の実績] － [主な成果等] <u>○独法等に対する不正な通信の監視</u> ・NISC の監督のもと、独法等の情報システムに対する不正な通信の監視業務を着実に継続し、独法等に対してサイバー攻撃等に関する監視結果等適切な情報提供を実施。 ・最新の技術を用いて監視・分析等の機能強化を図るため、独法等の現地調査を行ったうえで機能強化の設計及び構築を行い、監視・分析等に係る能力やその他機能の向上の観点からシステム強化を実施。	[主な成果等] <u>○独法等に対する不正な通信の監視</u> ・独法等の情報システムに対する不正な通信の監視業務について、NISC との緊密な連携を図りつつ、着実に運用を継続し、各法人に監視結果等適切な情報を提供するなど、各組織の安定的な運用に貢献している点を評価。 ・監視・分析等に係る機能強化のため、最新技術を用いた機能強化等を行いながら各法人におけるセキュリティ対策に貢献している点を評価。 上記により、中期計画の NISC の監督の下、独法等の情報システムの監視を実施する目標を達成見込みであることを評価。	
	-中期目標 P.8- ○サイバーセキュリティ戦略本部からの委託に基づく、独法等の情報セキュリティに関する監査、原因究明調査の実施	-中期計画 P.5- ○サイバーセキュリティ戦略本部からの委託により、独法等の情報セキュリティに関する監査、原因究明のための調査を実施する。	<主な定量的指標> － <その他の指標> － <評価の視点> ○安全な IT を安心して利用できる環境の整備に資する活動成果であるか。	<主要な業務実績> [定量的指標の実績] － [主な成果等] <u>○独法等に対する監査</u> ・「政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群（平成 30 年度版）」に基づく規程・体制等の整備・運用状況を検証し、改善のために必要な助言等を行うマネジメント監査と、サイバー攻撃に対する技術的な対策状況を検査し、改善のために必要な助言等を行うペネトレーションテストと、過年度に情報セキュリティ監査を実施した法人に対するフォローアップを実施。 ・監査を通じて得られた知見をもとに、独法	[主な成果等] <u>○独法等に対する監査</u> ・独法等に対する監査、ペネトレーションテストを継続的に着実に実施し、各組織自身による情報セキュリティ対策の PDCA サイクルの確立に貢献している点を評価。 ・コロナの影響で対面での監査実施や現地を訪問してのテスト実施が難しい状況においては、対象法人の業務内容や勤務状況等を考慮しながら準備を進め、リモート接続での監査、テストも取り入れながら年度当初予定した法人への監査を実施した点を評	

			等全体の情報セキュリティ水準の更なる向上に資する施策等を検討するための提案や、監査をより効率的に実施するための提案、リモート監査における課題と解決案を含む全体監査報告書を NISC へ提出。	価。 上記により、中期計画のサイバーセキュリティ戦略本部からの委託により、独法等の情報セキュリティに関する監査、原因究明のための調査の実施に関する目標を達成見込みであることを評価。														
		<課題と対応> <table><tr><th>課題</th><th>対応</th></tr><tr><td>○これまでサイバー攻撃に関する情報収集や関連団体等との連携を行ってきたが、攻撃手法の高度化、攻撃対象の拡大に対抗していくため更なる機能強化が求められる。</td><td>○関係機関との連携強化も含めたさらなる体制強化、ウイルス検体の入手ソース拡充、調査・分析能力向上、支援体制の強化等を継続的に実施し、高度化するサイバー攻撃への対応を実施していく。</td></tr><tr><td>○日常生活におけるサイバーセキュリティのリスクが増大する状況において「誰一人取り残さない」セキュリティ対策支援を実現するため更なる普及の加速化が必要。</td><td>○IPA が実施するセミナー等から排出された人材が指導者となり、更なる人材育成に貢献していくことにより効率的なセキュリティの普及を行うなど、新たな普及啓発のための施策を実施しながら広く国民への普及啓発を推進していく。</td></tr><tr><td>○国家的イベントにおいては、関連団体・省庁等からのサイバーセキュリティに関する支援要請に対応するため、更なる体制強化等が重要。</td><td>○東京オリンピック・パラリンピックにおいては関係機関からの要請を受け、サイバー攻撃対策状況に関する事前確認やセキュリティ対策支援体制への協力等の対策を支援。今後も支援体制の拡充や分析能力強化を継続的に実施して要請に対応していく。</td></tr><tr><td>○サイバーセキュリティの脅威は日々複雑性を増しており、社会インフラに物理的なダメージを与えるサイバー攻撃のリスクが増大していることから、社会インフラ・産業基盤事業者における制御システムのサイバーセキュリティ対策を担う人材においては、高度化する攻撃手法への対応や、スキルの不足を補うことが求められている。</td><td>○産業サイバーセキュリティセンターにおいては、中核人材育成プログラムを実施し、模擬プラントを用いた実践的演習を組み込んだカリキュラムの基盤を構築し、中核人材育成プログラムを提供。新たな模擬プラントも導入するなど、設備の充実化を図ることで、多様な演習が可能となっている。また、企業の責任者層や実務者層を対象にした各種短期プログラムを実施・拡充するなど、受講対象の拡大やスキルアップの機会を提供。今後も社会の動向を踏まえつつ、重要インフラをもつ企業・機関社会インフラ・産業基盤事業者におけるサイバーセキュリティ対策を促していく。</td></tr><tr><td>○サイバーセキュリティ対策は一企業や一国の取組では不十分であり、サプライチェーン全体での対策が必要。そのため産業サイバーセキュリティセンターは、「世界最高レベルのサイバーセキュリティ対策の中核拠点」となることが期待されており、国際的な連携拠点としての役割を果たすことが重要である。</td><td>○米国政府や EU 政府と連携しインド太平洋地域の受講者へハンズオン演習、日米 EU の専門家による講義やワークショップを提供。また、イギリスやフランスへの海外派遣演習、アメリカ米国政府研修期間機関・アイダホでのトレーニングなどにより国際的な知見、連携を強化する。</td></tr></table>			課題	対応	○これまでサイバー攻撃に関する情報収集や関連団体等との連携を行ってきたが、攻撃手法の高度化、攻撃対象の拡大に対抗していくため更なる機能強化が求められる。	○関係機関との連携強化も含めたさらなる体制強化、ウイルス検体の入手ソース拡充、調査・分析能力向上、支援体制の強化等を継続的に実施し、高度化するサイバー攻撃への対応を実施していく。	○日常生活におけるサイバーセキュリティのリスクが増大する状況において「誰一人取り残さない」セキュリティ対策支援を実現するため更なる普及の加速化が必要。	○IPA が実施するセミナー等から排出された人材が指導者となり、更なる人材育成に貢献していくことにより効率的なセキュリティの普及を行うなど、新たな普及啓発のための施策を実施しながら広く国民への普及啓発を推進していく。	○国家的イベントにおいては、関連団体・省庁等からのサイバーセキュリティに関する支援要請に対応するため、更なる体制強化等が重要。	○東京オリンピック・パラリンピックにおいては関係機関からの要請を受け、サイバー攻撃対策状況に関する事前確認やセキュリティ対策支援体制への協力等の対策を支援。今後も支援体制の拡充や分析能力強化を継続的に実施して要請に対応していく。	○サイバーセキュリティの脅威は日々複雑性を増しており、社会インフラに物理的なダメージを与えるサイバー攻撃のリスクが増大していることから、社会インフラ・産業基盤事業者における制御システムのサイバーセキュリティ対策を担う人材においては、高度化する攻撃手法への対応や、スキルの不足を補うことが求められている。	○産業サイバーセキュリティセンターにおいては、中核人材育成プログラムを実施し、模擬プラントを用いた実践的演習を組み込んだカリキュラムの基盤を構築し、中核人材育成プログラムを提供。新たな模擬プラントも導入するなど、設備の充実化を図ることで、多様な演習が可能となっている。また、企業の責任者層や実務者層を対象にした各種短期プログラムを実施・拡充するなど、受講対象の拡大やスキルアップの機会を提供。今後も社会の動向を踏まえつつ、重要インフラをもつ企業・機関社会インフラ・産業基盤事業者におけるサイバーセキュリティ対策を促していく。	○サイバーセキュリティ対策は一企業や一国の取組では不十分であり、サプライチェーン全体での対策が必要。そのため産業サイバーセキュリティセンターは、「世界最高レベルのサイバーセキュリティ対策の中核拠点」となることが期待されており、国際的な連携拠点としての役割を果たすことが重要である。	○米国政府や EU 政府と連携しインド太平洋地域の受講者へハンズオン演習、日米 EU の専門家による講義やワークショップを提供。また、イギリスやフランスへの海外派遣演習、アメリカ米国政府研修期間機関・アイダホでのトレーニングなどにより国際的な知見、連携を強化する。		
課題	対応																	
○これまでサイバー攻撃に関する情報収集や関連団体等との連携を行ってきたが、攻撃手法の高度化、攻撃対象の拡大に対抗していくため更なる機能強化が求められる。	○関係機関との連携強化も含めたさらなる体制強化、ウイルス検体の入手ソース拡充、調査・分析能力向上、支援体制の強化等を継続的に実施し、高度化するサイバー攻撃への対応を実施していく。																	
○日常生活におけるサイバーセキュリティのリスクが増大する状況において「誰一人取り残さない」セキュリティ対策支援を実現するため更なる普及の加速化が必要。	○IPA が実施するセミナー等から排出された人材が指導者となり、更なる人材育成に貢献していくことにより効率的なセキュリティの普及を行うなど、新たな普及啓発のための施策を実施しながら広く国民への普及啓発を推進していく。																	
○国家的イベントにおいては、関連団体・省庁等からのサイバーセキュリティに関する支援要請に対応するため、更なる体制強化等が重要。	○東京オリンピック・パラリンピックにおいては関係機関からの要請を受け、サイバー攻撃対策状況に関する事前確認やセキュリティ対策支援体制への協力等の対策を支援。今後も支援体制の拡充や分析能力強化を継続的に実施して要請に対応していく。																	
○サイバーセキュリティの脅威は日々複雑性を増しており、社会インフラに物理的なダメージを与えるサイバー攻撃のリスクが増大していることから、社会インフラ・産業基盤事業者における制御システムのサイバーセキュリティ対策を担う人材においては、高度化する攻撃手法への対応や、スキルの不足を補うことが求められている。	○産業サイバーセキュリティセンターにおいては、中核人材育成プログラムを実施し、模擬プラントを用いた実践的演習を組み込んだカリキュラムの基盤を構築し、中核人材育成プログラムを提供。新たな模擬プラントも導入するなど、設備の充実化を図ることで、多様な演習が可能となっている。また、企業の責任者層や実務者層を対象にした各種短期プログラムを実施・拡充するなど、受講対象の拡大やスキルアップの機会を提供。今後も社会の動向を踏まえつつ、重要インフラをもつ企業・機関社会インフラ・産業基盤事業者におけるサイバーセキュリティ対策を促していく。																	
○サイバーセキュリティ対策は一企業や一国の取組では不十分であり、サプライチェーン全体での対策が必要。そのため産業サイバーセキュリティセンターは、「世界最高レベルのサイバーセキュリティ対策の中核拠点」となることが期待されており、国際的な連携拠点としての役割を果たすことが重要である。	○米国政府や EU 政府と連携しインド太平洋地域の受講者へハンズオン演習、日米 EU の専門家による講義やワークショップを提供。また、イギリスやフランスへの海外派遣演習、アメリカ米国政府研修期間機関・アイダホでのトレーニングなどにより国際的な知見、連携を強化する。																	

4. その他参考情報
なし

I－2 高度な能力を持つ I T 人材の発掘・育成・支援及びネットワーク形成と I T 人材の裾野拡大に向けた取組の強化

1．当事務及び事業に関する基本情報				
I-2	高度な能力を持つ I T 人材の発掘・育成・支援及びネットワーク形成と I T 人材の裾野拡大に向けた取組の強化			
関連する政策・施策	IT 戦略、成長戦略、AI 戦略、知的財産推進計画、サイバーセキュリティ戦略、統合イノベーション戦略	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	情促法第 51 条	
当該項目の重要度、困難度	－	関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビューシート 0392	

2．主要な経年データ														
①主要なアウトプット（アウトカム）情報									②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	基準値 （前中期目標期間最終年度値等）	達成状況							平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
				平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度						
未踏関係事業の修了生による新技術の創出数、新規起業・事業化の資金確保数、ビジネスマッチング成立件数	最終年度までに延べ62件以上	毎年度10件（直近年の起業・事業化見込み(5件)から倍増）	計画値	10 件	10 件	10 件	10 件	22 件	予算額（千円）	904,510【ほか 3,196,750】	673,279【ほか 3,376,223】	781,776【ほか 3,990,110】	812,987【ほか 4,993,848】	
			実績値	25 件	15 件	26 件	21 件		決算額（千円）	702,929【ほか 3,560,682】	730,894【ほか 3,939,581】	654,118【ほか 3,375,663】	743,772【ほか 5,144,635】	
			達成度	250%	150%	260%	210%		経常費用（千円）	702,795【ほか 3,468,267】	715,911【ほか 3,740,997】	658,973【ほか 3,411,846】	752,046【ほか 5,177,969】	
セキュリティ・キャンプの修了生によるイベント講師等の実績数（キャンプ講師、チューター含む。）	最終年度までに延べ237名以上	毎年度45名（第三期中期目標期間の実績値（年平均29名）から約1.5倍増）	計画値	45 名	45 名	45 名	45 名	57 名	経常利益（千円）	15,487【ほか 274,352】	145,626【ほか 208,810】	121,171【ほか △ 1,112,493】	69,485【ほか △ 1,096,512】	
			実績値	65 名	69 名	57 名	59 名		行政コスト（千円）	－	743,625【ほか 3,916,535】	666,143【ほか 3,416,464】	752,315【ほか 5,178,334】	
			達成度	144%	153%	126.7%	131%		従事人員数	16【ほか 38】	18【ほか 42】	22【ほか 43】	26【ほか 45】	
情報処理安全確保支援士による情報セキュリティに関連する業務遂行割合	最終年度までに75%以上	－（1年目に情報処理安全確保支援士にアンケートを実施して指標の基礎数値を取得する）	計画値	30%	45%	60%	70%	75%	注1）予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載 注2）上記以外に必要と考える情報があれば欄を追加して記載しても差し支えない					
			実績値	51.9%	72.4%	81.6%	85.7%							
			達成	173%	161%	136%	122%							

			度						
企業における情報 処理技術者試験の 活用割合	毎 年 度 55 % 以 上	54.3% （平成 26 年 度から 28 年 度の直近 3 か 年平均）	計 画 値	55%					
			実 績 値	61.5%	60.7%	62. 1%	53.1%		
			達 成 度	112%	110%	112.9%	96.5%		

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価									
	中期目標	中期計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価			
				業務実績	自己評価	(見込評価)		(期間実績評価)	
				(詳細は、平成 30～令和 3 年度業務実績報告書 I.2.)	< 評価と根拠 > 評価：B 根拠：以下のとおり、中期目標及び中期計画における指標を概ね達成し、質的にも所期の目標を上回る成果を得ていることを評価。 [定量的指標の実績] ①未踏事業修了生による新たな社会価値創出（知的財産権に関する出願・登録数、企業等との共同研究・開発テーマ設定数、新規起業・事業化の資金確保数、ビジネスマッチング成立件数）を総合的に捉え、累計 87 件（目標値比 218%）を達成。 (要因分析) ー プロジェクトマネージャーを中心に質の高い育成を着実に実施したことに加え、ビジネスアドバイザー等による専門的かつ的確な助言により、採択者の社会価値創出への意識の向上を促し、さらに、未踏人材のポテンシャルの高さを積極的に発信したことにより、採択者を支援する人的ネットワーク活性化が新たな社会価値の創出に寄与。 ②セキュリティ・キャンプの修了生によるイベント講師等の実績数について、累計 250 名（目標値比 139%）を達成。 (要因分析) ー 修了生講師を育成するため、（一社）セキュリティ・キャンプ協議会ステアリングコミッティの講師育成グループと連携し、修了生講師を育成し輩出することで人材育成エコシステムを確立、またベテラン講師が全国大会の修了生講師をフォローすることで講師への登用を促進。	評価 B		評価 B	
						＜評価に至った理由＞ ・第四期中期目標及び中期計画に掲げる定量的指標は令和 3 年度までに上回っている又は当期間中に達成する見込みであるものと認められるとともに、質的にも高い成果が得られていることから、評価は B とする。 ・未踏事業については、プロジェクトマネージャーを中心に質の高い育成を実施したことに加え、ビジネスアドバイザー等による専門的かつ的確な助言により、採択者の社会価値創出への意識の向上を促し、さらに、未踏人材のポテンシャルの高さを積極的に発信したことにより、採択者を支援する人的ネットワーク活性化が新たな社会価値の創出に貢献。 ・未踏 IT 人材発掘・育成事業では、独創的なアイデアと技術を併せ持つ IT 人材を発掘・育成し、25 歳未満の若い人材で			

				③情報処理安全確保支援士による情報セキュリティに関連する業務遂行割合について、毎年度目標値を達成（目標値比122%～173%）。 （要因分析） - 指標達成のため、制度周知セミナーのオンライン開催など制度の普及活動を実施するとともに、有識者委員会と連携し、法定講習教材の見直し・開発等の講習品質維持・向上のための取組を実施。また、情報処理安全確保支援士ポータルサイトの開設、登録更新申請のオンライン化等、情報処理安全確保支援士の満足度向上につながる取組を実施。 ④企業における情報処理技術者試験の活用割合について、目標値を概ね達成。 平成30年度：61.5%（111.8%） 令和元年度：60.7%（110.4%） 令和2年度：62.1%（112.9%） 令和3年度：53.1%※（96.5%） ※コロナ禍における回収率向上のため、調査対象数を増加。結果、従来から活用割合が低い、従業員規模30名以下の企業の回答割合が急増したことにより、目標値を下回った。なお、例年の従業員規模の構成比であったと仮定し、再分析すると60.4%・達成度109.8%。 （要因分析） - 指標達成のため、SNS（Twitter、Facebook）の活用、企業訪問（オンライン等含む）、活用事例収集・公開など積極的な広報活動を展開。 - 社会的ニーズを踏まえ、AI人材育成やDXの取組進展等の最新動向に対応し、ITパスポート試験（iパス）等の出題範囲等の見直しを着実に実施。 - 社会全体でDXの加速が求められる	ありながら、第四期中期目標期間内で、これまでに36件もの新たな社会価値を創出し、産業界の発展に大きく貢献。また、修了生のうち、育成期間中に特に優れた成果を挙げた68名を「スーパークリエータ」として認定し、能力の高い人材を産学界に多数輩出。 - 未踏アドバンスト事業については、これまでに51件もの新たな社会価値を創出。 - また、平成30年度より、中長期的視点で革新的な次世代ITを活用して基礎技術や領域横断的技術革新に取り組む先進的IT人材の発掘・育成を目指す「未踏ターゲット事業」を開始。「量子コンピューティング技術を活用したソフトウェア開発」をターゲット分野に設定し、国内で初めて量子コンピューティング技術者の育成を行う事業を開始し、国際競争力の強化に貢献。未踏ターゲット事業を中心に数多くの分野の技術者が参加する、世界的にも類を見な	
--	--	--	--	--	--	--

				なか、従業員の IT リテラシーを向上させるため、ユーザ企業の i パス応募者が特に増加するなど、IT 社会で活躍するためのスキルを測るスタンダードとして広く活用。 ＜i パス応募者数推移＞ 平成 30 年度応募者数： 107,172 人(平成 29 年度比 113.7%) 令和元年度応募者数： 117,923 人(前年度比 110.0%) 令和 2 年度応募者数： 146,971 人(前年度比 124.6%) 令和 3 年度応募者数： 244,254 人(前年度比 166.2%)	い産業分野の垣根のないコミュニティを形成したことを評価。今後も突出した IT 人材を発掘・育成する目標を達成の見込み。 ・「情報処理安全確保支援士試験 (SC)」を着実に実施。積極的な普及活動等により 登 録 者 総 数 20,253 名 (令和 3 年 4 月 1 日時点) となり、情報処理安全確保支援士試験合格者累計 23,368 人のうち、8,533 人が登録し 累 計 登 録 率 が 36.5%となった。また、新型コロナウイルスの影響により、法定講習を対面で実施することが難しくなったが、リモート講習等、柔軟に切り替え、国家資格の法定講習としての品質を維持した上で実施したことを評価。 ・また、企業の経営層をターゲットにしたセミナーの開催、関連団体と連携した制度の普及活動など、認知度向上及び活用促進のための活動を幅広く実施。今後も登録・試験運用等の事務を着実に実施する目標の達成が見込まれる。	
	-中期目標 P.12- ○IT の活用によりイノベーションを創出することのできる独創的なアイデア・技術等を有する突出した IT 人材の発掘・育成及び突出した IT 人材が持つイノベティブな技術シードの磨き上げを通じた産業界をけん引・リードしていく人材の育成	-中期計画 P.8- ○ I T の活用によるイノベーションの創出を行うことができる独創的なアイデア・技術等を有する突出した I T 人材を、優れた能力と実績を持つプロジェクトマネージャーの指導のもとで、発掘・育成する。また、我が国の産業の活性化・競争力強化に資するため、突出した I T 人材が持つ高度かつイノベティブな技術シードに更に磨きをかけ、産学界をけん引し、また強力にリードしていくような新たな社会価値創出を目指す人材を育成する。	＜主な定量的指標＞ ①未踏関係事業の修了生による新技術の創出数、新規起業・事業化の資金確保数、ビジネスマッチング成立件数 ＜その他の指標＞ － ＜評価の視点＞ ○未踏事業により発掘・育成した IT 人材が新たな社会価値の創出に寄与しているか	＜主要な業務実績＞ 〔定量的指標の実績〕 ①累計 87 件 (218%) 〔主な成果等〕 ○未踏 IT 人材発掘・育成事業の実施 ・未踏 IT 人材発掘・育成事業で発掘・育成した若い才能に溢れる IT 人材により、第四期中期目標期間内では、これまでに 36 件もの新たな社会価値を創出。 【参考：未踏 IT 人材発掘・育成事業修了生による新たな社会価値創出数】 ・平成 30 年度：11 ・令和元年度：12 ・令和 2 年度：10 ・令和 3 年度：3 ・未踏 IT 人材発掘・育成事業において、第四期中期目標期間内、これまでに新たに 120 名もの独創的なアイデアと技術を持つ若い IT 人材を発掘・育成。 ・育成期間中は、プロジェクトマネージャ (PM) による個別指導のほか、全体会議 (ブースト会議、八合目会議)、成果報告会を実施。さらに、令和元年度からは新型コロナウイルス感染症感染拡大対策として、オンラインコミュニケーションツールを活用した採択者同士や未踏事業修了生、産学界の有識者とのコミュニケーションのための交流の場を提供し、対面での育成と同等以上に充実した育成を実施。 ・第四期中期目標期間内において、これまでに、68 名を育成期間中に特に優れた成果を挙げた「スーパークリエータ」に認定。	〔主な成果等〕 ○未踏 IT 人材発掘・育成事業の実施 ・未踏 IT 人材発掘・育成事業では、独創的なアイデアと技術を併せ持つ IT 人材を発掘・育成し、25 歳未満の若い人材でありながら、第四期中期目標期間内で、これまでに 36 件もの新たな社会価値を創出し、産業界の発展に大きく貢献したことを評価。 ・第四期中期目標期間中に新たに 120 名の若い逸材を育成。PM による個別指導のほか、全体会議など未踏事業修了生や産学界の有識者からのフィードバックや交流を行える機会を提供するなど、育成効果の高い育成を実施。コロナ禍においてもオンラインコミュニケーションツールを積極的に活用することで、場所の制約を失くして全国の有識者からコメントを得る機会を提供するなど従来と同等以上に質の高い育成を実施。また、修了生のうち、育成期間中に特に優れた成果を挙げた 68 名を「スーパークリエータ」として認定し、能力の高い人材を産学界に多数輩出したことを評価。	

				○未踏アドバンスト事業の実施 ・未踏アドバンスト事業で育成した社会課題の解決を目指す人材により、第四期中期目標期間内では、これまでに 51 件の新たな社会価値を創出。 【参考：未踏アドバンスト事業修了生による新たな社会価値創出数】 - 平成 30 年度：14 - 令和元年度：3 - 令和 2 年度：16 - 令和 3 年度：18 ・未踏アドバンスト事業において、第四期中期目標期間内で、新たに 77 名ものビジネスや社会課題の解決に意欲のある人材を育成。 ・育成期間中は、PM による個別指導のほか、全体会議（キックオフ会議、中間報告会議、成果報告会）を実施。さらに、ビジネスアドバイザー（BA）が採択者に対して都度専門的な助言を行う体制を構築。さらに育成期間終了後を見据え、BA によるビジネスにおいて重要な会社経営、資金調達等に関する実践的な講座を開催し、採択者の能力を更に引き上げ。 ○未踏ターゲット事業の実施 ・平成 30 年度より、中長期的視点で革新的な次世代 IT を活用して基礎技術や領域横断的技術革新に取り組む先進的 IT 人材の発掘・育成を目指す「未踏ターゲット事業」を開始。「量子コンピューティング技術を活用したソフトウェア開発」をターゲット分野として取り上げ、国内で初めてアニーリングマシン・ゲート式量子コンピュータに携わる人材を発掘・育成。 ・未踏ターゲット事業において、第四期中期目標期間内で、83 名もの次世代 IT 人材を発掘・育成。 ・量子コンピューティング技術に関する人材の裾野拡大、同技術の将来的な発展を目的として「量子コンピューティング技術シンポジウム」を開催。また、アニーリングマシン・ゲート式量子コンピュータの活用方法を、実践を通して学ぶ講座や、育成期間における成果を公表する成果報告会の開催などを通して、技術者コミュニティを形成。 ・令和 4 年度から、量子コンピューティング技術に関する技術者の裾野拡大やさらなる応用展開に向けて、同技術の活用例が少ない分野・領域における量子コンピューティング技術を活用する人材の発掘のため、新たにカーボンニュー	○未踏アドバンスト事業の実施 ・未踏アドバンスト事業では、ビジネスや社会課題の解決を目指す IT 人材を発掘・育成し、第四期中期目標期間内で、これまでに 51 件もの新たな社会価値を創出し、産業界の発展に大きく貢献したことを評価。 ・第四期中期目標期間内で、新たに 77 名ものビジネスや社会課題の解決に意欲のある人材を育成。PM による個別指導、全体会議のほか、BA によるビジネスに関する専門的な助言を行う体制を拡充。さらに、育成期間終了後も見据え、令和元年度からビジネスにおいて重要な知的財産権に関する BA の追加登用や会社経営、資金調達等に関する実践的な講座を開催。素質のある人材の能力を更に引き上げて産業界に輩出し、経済の発展に寄与したことを評価。 ○未踏ターゲット事業の実施 ・中長期的視点で次世代 IT を活用して技術革新を目指す先進的 IT 人材を発掘・育成する「未踏ターゲット事業」を新たに開始。平成 30 年度からは「量子コンピューティング技術を活用したソフトウェア開発」をターゲット分野に設定し、国内で初めて量子コンピューティング技術者の育成を行う事業を開始し、国際競争力の強化に貢献したことを評価。 ・第四期中期目標期間内で、83 名もの量子コンピューティング技術に関する次世代 IT 人材を発掘・育成し産学界に輩出したことを評価。 ・量子コンピューティング技術に関する人材の裾野拡大や同技術の今後の発展を目的としたイベントを多数開催。量子コンピューティング技術をキーワードとして未踏ターゲット事業を中心に数多くの分野の技術者が参加する、世界的	・政府の「統合イノベーション戦略 2020」（閣議決定）や「AI 戦略 2021」（令和 3 年 6 月 11 日統合イノベーション戦略推進会議決定）に沿って、i パスの出題範囲等を着実に改訂。 ・「基本情報技術者試験（FE）」「情報セキュリティマネジメント試験（SG）」について、コロナウイルス感染症の影響による新たな日常に対応した試験形式となる CBT 試験への切り替えに緊急対応し全国での受験機会を確保。 ・試験受験者の数は、コロナ禍以前の水準に回復。特に i パスについては、令和 3 年度の年間応募者数が過去最高の約 24.4 万人、9 年連続の増加。今後も大規模な国家試験として試験活用者の増加が見込まれる。 ・国内外の日系企業が、アジア各国の IT 人材を活用しやすくなるため、日本の情報処理技術者試験と同等な人材像や出題範囲を持つことを認める相互認証に基づくアジア共通統一試
--	--	--	--	--	--	--

				トラル部門を新設。	にも類を見ない産業分野の垣根のないコミュニティを形成したことを評価。 上記により、中期計画の突出した IT 人材を発掘・育成する目標を達成見込みであることを評価。	験を実施。アジア共通統一試験が行われている各国で、広くアジア各国の IT 人材の育成強化に貢献。今後も相互認証	
	-中期目標 P.12- ○若年層の優秀なセキュリティ人材の発掘・育成	-中期計画 P.8- ○サイバーセキュリティの強化へ向けて、若年層の優秀なセキュリティ人材の早期発掘・育成を行う。また、育成された人材が指導的役割を果たし、継続的な自己研鑽と社会への還元を図るような活動を促進する。	＜主な定量的指標＞ ②セキュリティ・キャンプの修了生によるイベント講師等の実績数 ＜その他の指標＞ ー ＜評価の視点＞ ○我が国の IT 人材等の質の高度化やセキュリティ人材の育成を踏まえたものか	＜主要な業務実績＞ [定量的指標の実績] ②累計 250 名（139%） [主な成果等] ○セキュリティ・キャンプの開催／若年層の優秀なセキュリティ人材の発掘・育成 ・優秀なキュリティ人材の育成を行うため「セキュリティ・キャンプ全国大会（全国大会）」を開催。平成 30 年より全国大会にジュニアゼミを新設し小中学生限定のネットワークを中心としたゼミを開設。令和 2 年度及び 3 年度はコロナウイルス感染の影響によりオンライン形式に変更し、開催期間は土日を利用した約 2 か月の期間で開催。 ・全国大会修了生の次のステップまた自己研鑽として、さらに高度な教育を行うための特別プログラム「セキュリティ・ネクストキャンプ（ネクストキャンプ）」を新たに令和元年より開始。全国大会修了生レベルの 25 歳以下の学生から情報セキュリティの多様なシーンに対応し、新たな価値を生み出していけるトップオブトップの人材を発掘。 ・全国の地域における情報セキュリティ人材の早期発掘と育成を目的に（一社）セキュリティ・キャンプ協議会（協議会）とセキュリティ・キャンプ地方大会を共同実施。各地方からの要望に基づいて、専門講義のみの実施と、一般講座も取り入れたセキュリティの啓発活動も行う 2 つのタイプで開催。コロナウイルス感染の影響により、令和 2 年度は 12 カ所開催予定を 2 箇所中止、令和 3 年は 11 カ所開催を予定したが全開催を中止。代替え開催として「セキュリティ・ミニキャンプ オンライン 2021」を開催。 ・セキュリティ・キャンプ修了生の年度を越えた交流を促進するため、セキュリティ・キャンプフォーラムを、毎年サイバーセキュリティ月間（2～3 月）に合わせて開催。協議会の会員企業関係者も多数参加し、修了生の産業界における活躍支援の場としても機能。令和元年はコロナウイルス感染の影響より開催を中止。また令和 2 年度と 3 年度はオ	[主な成果等] ○セキュリティ・キャンプの開催／若年層の優秀なセキュリティ人材の発掘・育成 ・全国大会は 4 泊 5 日の合宿形式で開催してきたが昨今コロナウイルス感染症の影響を受け、開催以来初めてオンライン形式による開催を実施。令和 2 年度は開催について中止含め検討を行い、開催時期や開催方法、講義内容また講師手配など（一社）セキュリティ・キャンプ協議会や講師陣との連携において無事に開催できた事を評価。 ・全国大会開催は、令和 2 年度の開催時期が 10 月開始となった為、応募者が例年より減ったことが一因として考えられるが、令和 3 年度は学生が夏休みの 8 月開催で検討を進め、応募者を増加させたことを評価。 ・「セキュリティ・ネクストキャンプ」は全国大会修了生の次のステップとして新設。応募者は少数ではあるが、狙い通り受講者が高いレベルの方のみであることが確認でき評価。 ・令和 2 年度以降の地方大会はコロナウイルス感染拡大防止のため中止することになったが「セキュリティ・ミニキャンプオンライン」として開催することができた。また全国を 9 カ所のブロックに分けて対抗形式とした工夫により、地域での絆ができた事を評価。 ・「セキュリティ・ミニキャンプオンライン」において、全国大会応募者で選考か	に基づくアジア共通統一試験を着実に実施する目標を達成することが見込まれる。 ＜今後の課題＞ ・優れたアイデア、技術を持つ日本人の人材支援制度（未踏事業）の拡大等が必要。 ＜その他事項＞ 特になし	

				ンライン形式に変更し開催。 協議会を中心に、キャンプ修了生の交友会を年に 2 回実施。（セキュリティ・キャンプフォーラム開催後に 1 回と夏以降に 1 回開催。） ・修了生を対象に継続的に学習機会を提供する施策として例年 1 回～3 回ワークショップを実施。全国大会で人気のあった講義や最新のサイバーセキュリティに関する講演、また現場で活躍している方の講演など幅広く実施。 ・修了生の就職先としてアンケートによる結果 50%以上がセキュリティ関連の職種に従事。 ・第四期中期目標期間内での修了生講師・チューターや受賞・講演などの実績として、250 名を輩出。 ＜年度毎の修了生講師数＞ ・平成 30 年度：65 名 - 全国大会 34 名 - 地方大会 22 名 - 他イベント 9 名 ・令和元年度：69 名 - 全国大会/ネクスト 41 名 - 地方大会 19 名 - 他イベント 9 名 ・令和 2 年度：57 名 - 全国大会/ネクスト 39 名 - 地方大会 18 名 ・令和 3 年度：59 名 - 全国大会/ネクスト 44 名 - 地方大会 15 名 ○セキュリティ・キャンプ人材育成 ・例年 4 泊 5 日の合宿形式で開催してきたが令和 2 年度及び 3 年度はオンライン形式に変更し、全国大会を開催。集中的な専門講義・演習を行い、次代を担う若年層のセキュリティ人材を発掘・育成を実施。令和 30 年度～令和 3 年度に 326 名の修了生を輩出。同時開催でネクストキャンプも実施。令和元年度～3 年度に 23 名を輩出。 ・協議会と共同で開催している地方大会について平成 30 年 11 カ所、令和元年 10 カ所、令和 2 年 7 カ所、令和 3 年 1 カ所（ミニキャンプオンライン）を開催。 【参考：全国大会・ネクストキャンプ修了者数】 - 平成 30 年度：85 名 - 令和元年度：76 名/ネクスト 6 名	ら漏れた方に応募を促したことで、質の高い応募者が増えたことを評価。 上記により、中期計画の若年層の優秀なセキュリティ人材の早期発掘・育成についての目標を達成見込みであることを評価。	
--	--	--	--	--	--	--

			- 令和 2 年度：84 名/ネクスト 7 名 - 令和 3 年度：81 名/ネクスト 10 名 【参考：地方大会修了者数】 - 平成 30 年度：223 名 - 令和元年度：165 名 - 令和 2 年度：89 名 - 令和 3 年度：37 名 【参考：セキュリティ・キャンプ修了生の主な活躍】 <平成 30 年度> ・「Kyushu Security Conference」で、平成 26 年度修了生および平成 27 年度修了生が講演。 ・「Computer Security Symposium 2018 in Nagano」において、平成 22 年度修了生、平成 24 年度修了生、平成 27 年度修了生 2 名、平成 29 年度修了生 3 名が発表。 ・「サイバーセキュリティに関する総務大臣奨励賞」、第 15 回「情報セキュリティ文化賞」受賞、「Black Hat Asia」地域査読委員に就任、「CTF for GIRLS」主催（平成 21 年度修了生） ・「10th IEEE International Conference on Cloud Computing Technology and Science」においてベストペーパー賞受賞。（平成 24 年度修了生） ・「Black Hat USA」で自作攻撃解析ツールをデモ展示。（平成 27 年度修了生） ・「国際情報オリンピック銅メダル」、「アジア太平洋情報オリンピック銅メダル」受賞。（平成 27 年度修了生） ・「情報処理学会コンピュータサイエンス領域奨励賞」受賞。（平成 28 年度修了生） ・情報セキュリティコンテストイベント 「SECCON2018」の実行委員会メンバーとして修了生 11 名が活動。 ・セキュリティの総合力を試す国内最大のハッキングコンテスト「SECCON CTF 2018 (domestic)」で第 1 位。（平成 24 年度修了生 <令和元年度> ・第 82 回情報処理学会「全国大会 中高生情報学研究コンテスト」において平成 29 年度修了生 2 名の中学生が受賞。 ・「サイバーセキュリティ総務大臣奨励賞」において、平成 27 年度修了生が団体枠で受賞。			
--	--	--	---	--	--	--

			・「ACM ASIACCS 2019」、研究成果論文が難関国際会議で採択（平成 21 年度修了生） ・「Black Hat USA」 登壇。（平成 21 年度修了生） <令和 2 年度> ・第 83 回情報処理学会 「全国大会 中高生情報学研究コンテスト」において平成 29 年度修了生の中学生が受賞 ・「Black Hat USA2021」 Review Board メンバー。（平成 21 年度修了生）																																																																									
-中期目標 P.12- ○情報処理安全確保支援士制度に係る登録（更新を含む。）、講習（同等以上の効果を有すると認められる講習に係る業務を含む。）の実施及び普及促進	-中期計画 P.8- ○情報処理安全確保支援士に係る登録（更新を含む。）、講習（同等以上の効果を有すると認められる講習に係る業務を含む。）の事務を着実に実施するとともに、情報処理安全確保支援士が有する知見をいかに発揮できるよう、企業における情報処理安全確保支援士の役割等に関する事例収集とその展開、資格のブランディング活動、企業・団体などへの普及の働きかけ等を行う。	<主な定量的指標> ③情報処理安全確保支援士による情報セキュリティに関連する業務遂行割合（アンケートによる分析結果） <その他の指標> ○情報処理安全確保支援士の登録・更新に係る事務を着実に実施 ○法定講習（オンライン講習、及び実践講習）の確実な運営 <評価の視点> ○我が国の IT 人材の質の高度化やセキュリティ人材の育成を踏まえたものか	<主要な業務実績> [定量的指標の実績] ③毎年度目標値を達成（目標値比 122%～173%） [主な成果等] ・情報処理安全確保支援士支援士試験の応募者・合格者数 <table><tr><td></td><td>応募者数</td><td>合格者数</td></tr><tr><td>平成 30 年度春期</td><td>23,180</td><td>2,596</td></tr><tr><td>平成 30 年度秋期</td><td>22,447</td><td>2,818</td></tr><tr><td>平成 31 年度春期</td><td>22,175</td><td>2,744</td></tr><tr><td>令和元年度秋期</td><td>21,229</td><td>2,703</td></tr><tr><td>令和 2 年度 10 月</td><td>16,597</td><td>2,253</td></tr><tr><td>令和 3 年度春期</td><td>16,273</td><td>2,306</td></tr><tr><td>令和 3 年度秋期</td><td>16,354</td><td>2,359</td></tr></table> ※令和 2 年度春期試験は開催中止 ・登録者数、更新者数、登録者総数 <table><tr><td></td><td>登録者数</td><td>更新者数</td><td>登録者総数</td></tr><tr><td>平成 30 年 4 月 1 日</td><td>2,206</td><td>-</td><td>9,181</td></tr><tr><td>平成 30 年 10 月 1 日</td><td>8,214</td><td>-</td><td>17,360</td></tr><tr><td>平成 31 年 4 月 1 日</td><td>1,052</td><td>-</td><td>18,330</td></tr><tr><td>令和元年 10 月 1 日</td><td>1,200</td><td>-</td><td>19,417</td></tr><tr><td>令和 2 年 4 月 1 日</td><td>1,096</td><td>-</td><td>20,413</td></tr><tr><td>令和 2 年 10 月 1 日</td><td>307</td><td>5,865</td><td>19,752</td></tr><tr><td>令和 3 年 4 月 1 日</td><td>804</td><td>1,847</td><td>20,178</td></tr><tr><td>令和 3 年 10 月 1 日</td><td>1,037</td><td>6,339</td><td>19,450</td></tr><tr><td>令和 4 年 4 月 1 日</td><td>1,016</td><td>882</td><td>20,253</td></tr></table> ・共通講習（オンライン講習）及び実践講習の受講者数（上段）と講習の満足度（5 段階）評価平均（下段） <table><tr><td>年度</td><td>共通講習</td><td>実践講習</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td></tr></table>		応募者数	合格者数	平成 30 年度春期	23,180	2,596	平成 30 年度秋期	22,447	2,818	平成 31 年度春期	22,175	2,744	令和元年度秋期	21,229	2,703	令和 2 年度 10 月	16,597	2,253	令和 3 年度春期	16,273	2,306	令和 3 年度秋期	16,354	2,359		登録者数	更新者数	登録者総数	平成 30 年 4 月 1 日	2,206	-	9,181	平成 30 年 10 月 1 日	8,214	-	17,360	平成 31 年 4 月 1 日	1,052	-	18,330	令和元年 10 月 1 日	1,200	-	19,417	令和 2 年 4 月 1 日	1,096	-	20,413	令和 2 年 10 月 1 日	307	5,865	19,752	令和 3 年 4 月 1 日	804	1,847	20,178	令和 3 年 10 月 1 日	1,037	6,339	19,450	令和 4 年 4 月 1 日	1,016	882	20,253	年度	共通講習	実践講習				[主な成果等] ・「情報処理安全確保支援士」制度の実施機関として、平成 29 年度から開始された「情報処理安全確保支援士試験（SC）」の春期及び秋期の問題作成及び試験を着実に実施したことを評価。また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受けて、令和 2 年度 10 月試験以降は感染防止策を講じた上で実施したことを評価。 ・登録申請業務、及び令和 2 年度から新たに制度化された資格の更新制に対応する業務を着実に運営し、登録、更新等に関する手続きを滞りなく実施したことを評価。また、平成 30 年 8 月で登録資格が失効する経過措置対象者への案内等、登録資格保持者等への積極的な普及活動等により登録者総数 20,253 名（令和 4 年 4 月 1 日時点）となり、情報処理安全確保支援士試験合格者累計 23,368 人のうち、8,533 人が登録し累計登録率が 36.5%となったことを評価。 ・情報処理安全確保支援士法定講習の実施機関として、「共通講習（オンライン講習）」及び「実践講習」を着実に実施した		
	応募者数	合格者数																																																																										
平成 30 年度春期	23,180	2,596																																																																										
平成 30 年度秋期	22,447	2,818																																																																										
平成 31 年度春期	22,175	2,744																																																																										
令和元年度秋期	21,229	2,703																																																																										
令和 2 年度 10 月	16,597	2,253																																																																										
令和 3 年度春期	16,273	2,306																																																																										
令和 3 年度秋期	16,354	2,359																																																																										
	登録者数	更新者数	登録者総数																																																																									
平成 30 年 4 月 1 日	2,206	-	9,181																																																																									
平成 30 年 10 月 1 日	8,214	-	17,360																																																																									
平成 31 年 4 月 1 日	1,052	-	18,330																																																																									
令和元年 10 月 1 日	1,200	-	19,417																																																																									
令和 2 年 4 月 1 日	1,096	-	20,413																																																																									
令和 2 年 10 月 1 日	307	5,865	19,752																																																																									
令和 3 年 4 月 1 日	804	1,847	20,178																																																																									
令和 3 年 10 月 1 日	1,037	6,339	19,450																																																																									
令和 4 年 4 月 1 日	1,016	882	20,253																																																																									
年度	共通講習	実践講習																																																																										

			<table><tr><td></td><td>(オンライン講習)</td><td>A</td><td>B</td><td>特定講習</td></tr><tr><td>平成 30 年</td><td>11,697 (3.72)</td><td>3,259 (4.27)</td><td>-</td><td>-</td></tr><tr><td>令和元年</td><td>15,348 (3.76)</td><td>4,937 (4.25)</td><td>-</td><td>-</td></tr><tr><td>令和 2 年</td><td>15,821 (3.60)</td><td>※ 2,622 (4.12)</td><td>-</td><td>-</td></tr><tr><td>令和 3 年</td><td>19,136 (3.67)</td><td>3,016 (4.29)</td><td>79 (4.16)</td><td>636 (4.53)</td></tr></table> ※うち、1,381 名は集合講習の中止に伴う代替措置としてのレポート講習受講者。 下段の満足度はリモート講習の受講者 1,240 名が対象 ○国家資格「情報処理安全確保支援士」制度の着実な運営 ・有識者委員会（講習統括委員会、講師認定委員会）でのアドバイスに基づく改善、講師・受講者からの意見に基づく改善等による講習教材の定期的な見直しを行う他、情報処理安全確保支援士が従うべき規範として、倫理綱領制定委員会にて「情報処理安全確保支援士倫理綱領」を制定、令和元年 5 月より公開。講習教材への反映を行い、倫理分野の品質を向上。 ・「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の主旨に則り、講習受講に際して合理的配慮を希望する受講者への対応を実施。視覚障害や聴覚障害、肢体不自由等の障害を抱える受講者でも公平に講習の受講ができるよう、障害者差別解消法に基づく合理的配慮を実施し、対象者全員が受講を修了。 ・令和 2 年 7 月豪雨により登録更新申請期限が令和 2 年 9 月 30 日で登録住所が災害救助法の適用市町村となった情報処理安全確保支援士に対して、登録更新申請期限を令和 2 年 10 月 29 日に延長する措置を実施。（更新日は令和 2 年 10 月 1 日から令和 2 年 12 月 29 日に変更。）また、講習特例措置として令和 2 年 10 月が受講期限となっていた講習の受講を免除。本措置の対象者への周知、フォローを実施。 ・令和 2 年 12 月 28 日付で押印を廃止する省令が施行されたことを受け、本制度に関する書類の押印削除を実施。登録申請書をはじめとする各種申請書から押印を削除し、申		(オンライン講習)	A	B	特定講習	平成 30 年	11,697 (3.72)	3,259 (4.27)	-	-	令和元年	15,348 (3.76)	4,937 (4.25)	-	-	令和 2 年	15,821 (3.60)	※ 2,622 (4.12)	-	-	令和 3 年	19,136 (3.67)	3,016 (4.29)	79 (4.16)	636 (4.53)	ことを評価。また、新型コロナウイルス感染症の拡大を受け、集合形式での講習の代替措置としてのレポート講習、及び非対面型の講習形態であるリモート講習への切り替えを行い、有識者委員会（講習統括委員会、講師認定委員会、カリキュラム検討委員会）の知見を参考にしながら、国家資格の法定講習としての品質を維持した上で実施したことを高く評価。 ○国家資格「情報処理安全確保支援士」制度の着実な運営 ・教材の新規開発にあたり、国家資格の法定講習として高い品質を維持するよう努めたこと、情報処理安全確保支援士がサイバーセキュリティ分野において業務を遂行する際に規範となる「情報処理安全確保支援士 倫理綱領」を公開し、情報セキュリティの専門家として公正・誠実に行動することを求めたことを評価。 ・国家資格実施機関として、障害を抱えていることが不利にならないよう全ての受講者に対して公平に講習が受講できる環境を提供し、問題なく運営できたことを評価。 ・令和 2 年 7 月豪雨により災害救助法の適用市町村となった 9 県 98 市町村に在住の対象となる登録セキスぺを抽出し、登録更新申請期限を延長する措置と講習特例措置としての講習受講免除を周知。突発事項にも関わらず、適切にきめ細かい対応を行ったことにより、トラブルなく特例措置を完遂させたことを高く評価。 ・登録申請書・登録更新申請書・誓約書等の申請書類 16 件の押印削除について、省令の施行に合わせて速やかに対応、周	
	(オンライン講習)	A	B	特定講習																										
平成 30 年	11,697 (3.72)	3,259 (4.27)	-	-																										
令和元年	15,348 (3.76)	4,937 (4.25)	-	-																										
令和 2 年	15,821 (3.60)	※ 2,622 (4.12)	-	-																										
令和 3 年	19,136 (3.67)	3,016 (4.29)	79 (4.16)	636 (4.53)																										

				請者の負担を軽減。 ・登録セキスぺの目指すキャリアパスに応じた受講分野の選択肢を増やすため、IPA が行う実践講習として、IPA 産業サイバーセキュリティセンターが実施する短期プログラムである「業界別サイバーレジリエンス強化演習（CyberREX）」と「制御システム向けサイバーセキュリティ演習」を令和 4 年 3 月に追加。また、主に登録後 4 年目以降の情報処理安全確保支援士に受講を推奨する実践講習 B を開始。 ・特定講習の募集・審査業務について経済産業省に協力。令和 4 年度は 11 実施機関 34 講習に決定（令和 4 年 4 月 1 日施行）。 ○情報処理安全確保支援士制度活用促進に向けた普及活動の実施 ・情報処理安全確保支援士の情報を取得するツールとして、制度利用者の利便性向上に貢献するため、平成 30 年 7 月 2 日に「情報処理安全確保支援士公開システム（検索サービス）」を公開。また、令和 2 年 5 月 15 日の更新制導入に伴う対応として公開項目に「更新期限」、「登録更新回数」、「実践講習受講履歴」を新たに追加。 ・令和 3 年 5 月 12 日に情報処理安全確保支援士ポータルサイトを開設し、情報処理安全確保支援士に特化した情報配信を開始。令和 3 年 5 月 31 日から共通講習（オンライン講習）の受講、11 月 15 日から登録更新のオンライン申請が可能となり、登録セキスぺの利便性が向上。 ・登録資格保持者及びその所属組織に向けた広報・宣伝活動として、平成 30 年 8 月で登録資格が失効する経過措置対象者への案内葉書の郵送（約 4.1 万通）と登録資格保持者向けの制度説明会（全国 5 地区で合計 10 回開催）を開催。 ・情報処理安全確保支援士に対する講習受講、登録更新申請等に関する案内や、講習未受講者・登録更新未申請者に対するフォローメールを配信。登録更新対象者に対してはメール、電話、更新の案内はがきによるフォローを実施。 ・個人だけでなく組織的な制度の活用を促すために、企業の経営層をターゲットにしたセミナーを開催。また、関連団	知を行うことで、申請者の負担を軽減することができたことを評価。 ・情報処理安全確保支援士の様々なニーズに応えるため「業界別サイバーレジリエンス強化演習（CyberREX）」「制御システム向けサイバーセキュリティ演習」を追加したことを評価。また、業務で利用するための実践的な能力を修得する講習として「実践講習 B」を開始したことを評価。 ・特定講習の審査業務について経済産業省に積極的に協力し、期間内に対象講座の決定を行い、これにより、登録セキスぺが受講する講習の選択肢が広がったことを評価。 ○情報処理安全確保支援士制度活用促進に向けた普及活動の実施 ・「情報処理安全確保支援士公開システム（検索サービス）」公開により情報処理安全確保支援士の情報取得を可能にし、制度利用者の利便性向上に貢献したことを評価。 ・情報処理安全確保支援士ポータルサイトを開設し、各種情報配信、共通講習（オンライン講習）の受講、登録更新申請のオンライン化などの様々な取組を実施し、情報処理安全確保支援士の利便性を向上させたことを高く評価。 ・登録者数増加のため、平成 30 年度内に登録資格が失効する経過措置対象者に注力した普及活動として、案内葉書の发出や、登録のメリット・活用事例等を伝える制度説明会を開催し、直接登録の働きかけを実施したことを評価。（平成 30 年度） ・講習の受講義務と期限、登録更新申請の方法等について情報処理安全確保支援士に対して広く周知し、きめ細かなフォローを実施することで講習受講率、登録更新率の向上に努めたことを評価。	
--	--	--	--	---	---	--

				体が主催するセミナーでの制度に関する講演実施、会員向け配布物への制度案内パンフレット同梱等、関連団体と連携した制度の普及策を実施。 ・ Society5.0 を支えるセキュリティ人材の確保に向けて、情報処理安全確保支援士等を対象に実態調査を実施し、令和元年 7 月に公開。調査結果として過半数が「プラス・セキュリティ人材」であることや、セキュリティに関わらない情報処理安全確保支援士が約 2 割であること等が判明。 ・ 「中小企業の情報セキュリティマネジメント指導業務」事業実施にあたり、本事業に参加する情報処理安全確保支援士の募集情報を一斉配信。令和元年度は専門家 364 名のうち情報処理安全確保支援士 309 名、令和 2 年度は専門家 452 名のうち情報処理安全確保支援士 360 名が登録し、中小企業を訪問して中小企業における情報セキュリティマネジメント体制の構築に向けた支援を実施。 ・ 情報処理安全確保支援士のブランディング活動として、その意義を広く社会にアピールするため、登録セキスペロゴマークをもとにデザインされた徽章（バッジ）の貸与を令和 2 年 10 月 1 日から開始。登録セキスペが仕事の機会等において着用可能。 ・ 情報処理安全確保支援士会（JP-RISSA）が令和 2 年 1 月に開催した「JP-RISSA オープンフォーラム 2020」にて特別講演を実施。JP-RISSA 所属の情報処理安全確保支援士へのインタビュー等、普及活動における連携を推進。 ・ 企業における情報処理安全確保支援士の役割等の事例収集と展開のため、情報処理安全確保支援士が活躍する企業の組織長や人事担当者、情報処理安全確保支援士本人へのインタビューを実施。インタビューの結果は IPA のホームページ及びパンフレットに掲載。 ・ 情報処理の促進に関する法律の一部を改正する法律の公布に伴い、新たに導入された更新制についての周知漏れを防ぐため、情報処理安全確保支援士へ IPA ウェブサイト、メール配信、はがき等による周知を実施。また、登録セキスペパンフレットを、法改正や講習の体系の変更等を盛り込んだ新たな内容に刷新。 ・ 情報処理安全確保支援士登録者数増加のための広報・宣伝活動として、登録資格保持者向けの制度説明会を毎年開催	・ 企業の経営層をターゲットにしたセミナー開催、関連団体と連携した制度の普及活動など、情報処理安全確保支援士の認知度向上及び活用促進のための活動を幅広く実施したことを評価。 ・ 情報処理安全確保支援士の実態調査結果を基に、制度の改善と更なる有効活用を目的として、経済産業省の政策立案（「ITSS+（セキュリティ領域）」の検討）や、講習内容の見直し、認知度向上、資格保有メリット向上施策の検討等を継続的に実施したことを高く評価。（令和元年度） ・ 「中小企業の情報セキュリティマネジメント指導業務」において、中小企業における情報セキュリティマネジメント体制の構築に向けた支援のネットワークに情報処理安全確保支援士が参画し、活躍の場が拡大したことを評価。（令和元年度、令和 2 年度） ・ 徽章（バッジ）の貸与に関して、IPA のウェブサイトや登録セキスペ全員に向けた一斉メール配信、及び新規登録・更新者に対してのチラシ送付等の周知を図り、活用を促進。令和 3 年度実績として 355 名の登録セキスペに貸与中であることを評価。 ・ JP-RISSA との連携を推進し、「JP-RISSA オープンフォーラム 2020」の参加者アンケートでは回答者の 95%以上が有益な内容だったと回答したことを評価。（令和元年度） ・ 情報処理安全確保支援士制度の活用事例等を紹介するインタビュー公開による制度の認知度向上・活用促進を行ったことを評価。 ・ 情報処理の促進に関する法律の一部を改正する法律の公布に伴い、制度の見直し内容について情報処理安全確保支援士等へ幅広く周知し、継続した情報発信	
--	--	--	--	---	--	--

				（令和 2 年度からはオンラインで開催）。JP-RISSA 所属の情報処理安全確保支援士による活動事例紹介の講演も行い、参加者アンケートでは、「登録のメリットについて十分に理解できた」「実際に登録セキスペとして活躍している方から活動事例や実用的な話、情報処理安全確保支援士会などの話が聞けてとても参考になった」等の反応。講演資料と動画を IPA ウェブサイトで公開。	を実施したことを評価。 ・制度説明会では、令和元年度 513 名（東京・大阪会場で計 11 回）、令和 2 年度 394 名（オンライン形式で 1 回）、令和 3 年度 1,369 名（オンライン形式で 2 回）の参加者に対し、制度の概要や活動事例の紹介、登録のメリット等を伝えて登録を促進したことを評価。 上記により、中期計画の情報処理安全確保支援士に係る登録等の事務を着実に実施する目標を達成見込みであることを評価。	
	-中期目標 P.12- ○優れた IT 人材の交流の場の提供等による人的ネットワーク活性化促進	-中期計画 P.8- ○優れた I T 人材が相互に、また産学界とのとのつながりにおいても情報交換を行い、切磋琢磨することが出来るよう、優れた I T 人材の交流の場を提供するなど、人的ネットワークの活性化を促進する。	<主な定量的指標> － <その他の指標> － <評価の視点> ○優れた IT 人材の人的ネットワークが活性化しているか。	<主要な業務実績> 〔定量的指標の実績〕 － 〔主な成果等〕 <u>○新たな社会価値創出に向けたコミュニティの強化</u> ・毎年の育成では未踏事業採択者の育成効果を高め、未踏コミュニティ・ネットワークの拡大や、経営力強化のため、未踏修了生や産学界の有識者、イノベーションや起業・事業化に関心のある人材を集め、各種会議を実施。（キックオフ会議、中間報告会、PM 合同進捗ミーティング、成果報告会等） ・育成期間修了後の新たな社会価値創出を見据え、採択者がビジネスを行う上で重要となる知財戦略や法律、組織経営、資金調達などに必要な知識を修得するための各種講座を実施。 ・U-22 プログラミング・コンテスト（（一社）ソフトウェア協会（SAJ））、ET ロボコン地方大会 12 地区（（一社）組込みシステム技術協会（JASA））、未踏ジュニア（（一社）未踏）、トビタテ！留学 JAPAN（文部科学省、令和 2 年度まで）等と引き続き連携。 ・未踏修了生の活躍を広めるため、外部団体が実施するイベント等への出展機会や旗艦イベントとして「未踏会議」を毎年開催し、未踏事業修了生による講演を実施。令和元年度からは新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、未踏会議をオンライン開催としたほか、令和 2 年度からは対面でのイベントに代わり VR 空間で行われる「Virtual Market」に出展。	〔主な成果等〕 <u>○新たな社会価値創出に向けたコミュニティの強化</u> ・PM の直接指導のほか、採択者の成長にとって有用な助言が得られる機会を多数提供。関係団体とも連携し、未踏人材と産学界有識者の相互交流の場（合宿や報告会等）の提供や採択者に有益な助言や効果的な人材育成、コミュニティ強化を実施。また、コロナ禍においてはオンラインコミュニケーションツールを活用することで、全国に点在する未踏事業修了生、有識者との交流を実現し、対面で実施する場合と同等以上に効果の高い育成を実施し、新たな社会価値を生み出す未踏人材コミュニティを活性化するとともに、未踏人材を中心とした人的ネットワークの形成を促進したことを評価。 ・現在の活躍状況を紹介する資料のウェブ公開や外部団体の実施するイベントへの出展、「未踏会議」等を通して未踏事業修了生のポテンシャルの高さや未踏事業の実施意義などを積極的に発信。令和元年度からは未踏人材が社外高度人	

				<全対象者向け：一般参加可> ・平成 30 年度において、起業・事業化に有用な経営力強化のための講座（起業家養成講習会、起業啓発アイデアソン）や、事業化に対する視野を広げ、国内各社が開発を進めている「アニーリングマシン」及び「ゲート式量子コンピュータ」に関する技術的知見を深め、イノベーション創出の機会提供等を行う「次世代計算機講座」を開催。	材としてストックオプション税制の適用拡大の対象者になるなど、優秀な人材を着実に輩出していることを評価。 上記により、中期計画の人的ネットワークの活性化を促進する目標を達成見込みであることを評価。	
	-中期目標 P.12- ○IT を取り巻く環境変化を踏まえた情報処理技術者試験及び情報処理安全確保支援士試験の実施並びに応募者数の増加に向けた取組の実施	-中期計画 P.8- ○情報処理技術者試験・情報処理安全確保支援士試験については、サイバーセキュリティ人材を始めとする I T 人材の高度化と裾野の拡大、技術の複雑化、利用者ニーズの多様化など I T を取り巻く環境変化を踏まえて、着実に実施する。また、応募者数増加に資する取組等によって収益の維持に努め、同試験の持続的な運営を行う。	<主な定量的指標> ④企業における情報処理技術者試験の活用割合 <その他の指標> ○情報処理技術者試験・情報処理安全確保支援士試験を着実に実施 <評価の視点> ○我が国の IT 人材の質の高度化や試験の活用拡大に繋がるものであるか	<主要な業務実績> [定量的指標の実績] 平成 30 年度：61.5%（111.8%） 令和元年度：60.7%（110.4%） 令和 2 年度：62.1%（112.9%） 令和 3 年度：53.1%（96.5%） [主な成果等] ○情報処理安全確保支援士試験及び情報処理技術者試験の着実な実施 ・新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から試験実施を取りやめた令和 2 年度春期試験を除き、情報処理技術者試験（春期試験、秋期試験、CBT 方式試験）、情報処理安全確保支援士試験（春期試験、秋期試験）を着実に実施。 平成 30 年度応募者数：534,518 人(平成 29 年度比 103.7%) 令和元年度応募者数：548,890 人(前年度比 102.7%) 令和 2 年度応募者数：300,060 人(前年度比 54.7%) 令和 3 年度応募者数：548,863 人(前年度比 182.9%) ・令和 2 年度春期試験は、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から試験実施を取りやめたが、代替として令和 2 年度 10 月試験を着実に実施。また、新型コロナウイルス感染症の影響により試験会場を十分に確保できなかったことから、情報セキュリティマネジメント試験、基本情報技術者試験については、延期することとして、令和 2 年 12 月に情報セキュリティマネジメント試験（SG）、翌年 1 月～3 月に基本情報技術者試験（FE）を、従来の出題形式、出題数のまま、緊急的に CBT（Computer Based Testing）方式に切り替えて実施し、業務や就職・転職等において IT 系保有資格で上位に位置する SG、FE の受験が必要な 10 万人超の応募者の受験機会を確保。 ○サイバーセキュリティ人材、AI 人材を始めとする IT 人	[主な成果等] ○情報処理安全確保支援士試験及び情報処理技術者試験の着実な実施 ・令和元年度試験までは、応募者数が 4 年連続で増加していたところ、令和 2 年度は新型コロナウイルス感染症の影響で春期試験を取りやめたこともあり、応募者数が令和元年度比 54.7%と激減。一方で、令和 2 年度春期試験の代替として 10 月試験を着実に実施するとともに、FE、SG を CBT 試験に切り替え、全国で受験機会を確保するために、短期間（2 か月半）での試験実施方法、問題形式等の大幅変更は困難を極めたものの、成功裏に完遂し、約 3 万人の合格者を輩出するなど、持続的な IT 人材の育成に貢献した点を評価。 ・令和 3 年度は 548,863 人で令和 2 年度比 182.9%（248,803 人増）とコロナ禍以前の水準を回復。特に i パスについては、令和 3 年度の年間応募者数が過去最高の約 24.4 万人。令和 2 年度比 166.2% の大幅増で 9 年連続の増加。引き続き大規模な国家試験として着実に実施したことを評価。 ○サイバーセキュリティ人材、AI 人材を	

			材の多様化と高度化、デジタルトランスフォーメーション（DX）の取組の進展や AI 人材育成のニーズ等を踏まえた出題範囲等の見直し <平成 30 年度> ・（i パス）AI、ビッグデータ、IoT 等の第 4 次産業革命関連にいち早く対応して出題強化を反映し、出題範囲、シラバスを改訂。 ・（FE）午後問題のプログラム言語の変更（COBOL 廃止、Python 追加）、セキュリティ分野の配点重視、午前問題の数学関連の出題比率向上について公表。 <令和元年度> ・（FE、SG、AP¹、高度²、SC）AI、ビッグデータ、IoT、アジャイル、ブロックチェーン等新技術関連項目の取り込み・充実。 ・（SG、高度、SC）セキュリティに関する出題強化。 ・（SC）人材像・シラバスの全面刷新。 ・（FE）新たに導入するプログラム言語 Python に関する言語仕様・シラバス・サンプル問題公開。 ・（i パス）AI、ビッグデータ、IoT 等新技術関連の出題割合を 2 分の 1 まで拡大。 <令和 2 年度> ・（i パス）「統合イノベーション戦略 2020」（令和 2 年 7 月 17 日閣議決定）に沿って「数理・データサイエンス・AI（リテラシーレベル）モデルカリキュラム」に対応し、出題範囲を改訂。 ・（FE）新たに、AI 分野で普及が進む Python の出題を開始。 <令和 3 年度> ・（i パス）「AI 戦略 2021」（令和 3 年 6 月 11 日統合イノベーション戦略推進会議決定）、高等学校情報科「情報 I」を踏まえ出題範囲、シラバス等を改訂。 ・（SG を除く全試験区分）システム開発技術分野における、JIS の改正（JIS X 0160:2021 ソフトウェアライフサイクルプロセス）を踏まえ、午前の出題範囲の構成・表記の変更を実施。 ○産業界・教育界への広報活動を展開し、情報処理技術者試験、情報処理安全確保支援士試験の更なる普及・定着化を推進して、試験の活用を促進。 ・i パスの受験申込窓口であり、関連情報を集約した i パス	始めとする IT 人材の多様化と高度化、デジタルトランスフォーメーション（DX）の取組の進展や AI 人材育成のニーズ等を踏まえた出題範囲等の見直し ・IT を取り巻く環境変化（AI、ビッグデータ、IoT 等の活用、DX の取組の進展など）や社会的ニーズ（デジタルリテラシーに関する知識の取得など）を踏まえ、i パスや FE 試験の出題範囲等の見直しを適宜行い、見直しを踏まえた出題を着実に実施することで、組織の DX 推進、社員全員の IT リテラシーの底上げ等のニーズに対応した点を評価。 ・政府の「統合イノベーション戦略 2020」（閣議決定）や「AI 戦略 2021」（令和 3 年 6 月 11 日統合イノベーション戦略推進会議決定）に沿って、i パスの出題範囲等を見直し、令和 4 年度から出題できるように、着実に準備した点を評価。 ・AI 人材育成のニーズ等を踏まえ、機械学習やディープラーニングに関わる主な OSS（オープンソースソフトウェア）で採用が広がるなどしていた Python を FE 試験で出題するなど、教育機関・産業分野における利用状況等を踏まえた出題としている点を評価。 ○産業界・教育界への広報活動を展開し、情報処理技術者試験、情報処理安全確保支援士試験の更なる普及・定着化を推進して、試験の活用を促進。	
--	--	--	---	---	--

¹ AP：応用情報技術者試験

² 高度：情報処理技術者試験の高度試験

				サイトについて、活用企業からの推薦の声や活用事例などを拡充。 ・応用情報技術者試験合格者に対して高度試験・情報処理安全確保支援士試験の紹介チラシを、iパス合格者に対して情報セキュリティマネジメント試験の紹介チラシを、それぞれ合格証書に同封して送付。 ・広報戦略グループと連携し、SNS（Twitter、Facebook）を活用した試験 PR を実施。試験申込、受験手数料改定なども、メールニュースで配信したり、Twitter、Facebook で投稿。 ・iパス及び情報セキュリティマネジメント試験専用ウェブサイトについて、ユーザ企業における試験の活用促進のため、継続して普及コンテンツを充実化。 ・成績情報の管理や一括支払いができるiパスの「パウチャーチケット」の購入枚数が令和3年度に19,000枚超となり、企業・学校等で利用が拡大。	・産業界・教育界等に対して、企業訪問や学校ガイダンスへの参加、活用事例の収集・公開など積極的な広報活動を展開し、応募者増加の取組を精力的に行ったことによって、持続的な運営ができる収益を維持したことを評価。 ・日経クロステック等で毎年実施されている「IT 資格実態調査」において、現在保有している資格、取得したい資格については、毎年上位を情報処理安全確保支援士、情報処理技術者試験の各区分が占め、試験の有用度が高く評価されている点を評価。 ・令和4年1月15日発行の日本経済新聞の記事「40代からの学び直し 専門家が選んだ役立つ資格は」において、3位にITストラテジスト試験、4位に情報セキュリティマネジメント試験、5位に応用情報技術者試験がランクイン。 ・令和2年度はコロナウイルス感染症の影響で春期試験を取りやめたこともあり、応募者数が令和元年度比 54.7%と激減したが、各種の取組によって、令和3年度は令和2年度年度比 182.9%と激増したことを評価。 上記により、中期計画の情報処理技術者試験・情報処理安全確保支援士試験の着実に実施に関する目標を達成見込みであることを評価。	
	-中期目標 P.12- ○アジア諸国における情報処理技術者試験との同等性に関する相互認証及び相互認証に基づくアジア共通統一試験の実施	-中期計画 P.8- ○アジア各国の試験と情報処理技術者試験との同等性に関する相互認証及び相互認証に基づくアジア共通統一試験については、IT分野における外国人材の活躍促進を支える施策の一つとして、	<主な定量的指標> — <その他の指標> — <評価の視点> ○日系企業における外国人IT人材の活躍促進に寄与するものであるか	<主要な業務実績> [定量的指標の実績] — [主な成果等] ○アジア共通統一試験の着実な実施 ・国内外の日系企業が、アジア各国のIT人材を活用しやすくするため、日本の情報処理技術者試験と同等な人材像や出題範囲を持つことを認める相互認証に基づくアジア共通統一試験を実施。新型コロナウイルス感染症による影響が様々な中、各国試験実施期間と緊密に連携しながら、それぞれの状況に合せて着実に実施。	[主な成果等] ○アジア共通統一試験の着実な実施 ・IT人材の不足感が高まり、その対策の一つとして、アジア各国の人材の活用が検討されている状況を受け、相互認証に基づく試験を通じた、人材の質の担保のための取組を、着実に実施したことを評価。また、新型コロナウイルス感染症の影響が様々な中、各国試験実施期間と緊	

		着実に実施する。		・アジア共通統一試験が行われている各国で、令和元年度から 3 年かけて順次行われた、AI や IoT など時代の変化に合わせた内容を含む研修に向けた協力を実施。	密に連携し、それぞれの状況に合わせて、アジア 6 カ国で行われるアジア共通統一試験を着実に実施し、広くアジア各国での人材育成に貢献したことを評価。 ・アジア共通統一試験が行われている各国で、令和元年度から 3 年かけて順次行われた、AI や IoT など時代の変化に合わせた内容を含む研修の実施に向けた協力を通じて、広くアジア各国の IT 人材の育成強化に貢献したことを評価。 上記により、中期計画のアジア各国の試験と情報処理技術者試験との同等性に関する相互認証及び相互認証に基づくアジア共通統一試験を着実に実施する目標を達成見込みであることを評価。						
			<課題と対応> <table><tr><th>課題</th><th>対応</th></tr><tr><td>・セキュリティ・キャンプ事業や未踏事業のオンライン開催において、理解度の確認や参加者同士のコミュニケーション、修了後のコミュニティ形成に課題。開催方法や理解度の確認方法について、引続き検討。</td><td>・オンライン開催の在り方について、セキュリティ・キャンプ協議会や経済産業省をはじめとする関係組織とともに、検討を継続する。</td></tr></table>			課題	対応	・セキュリティ・キャンプ事業や未踏事業のオンライン開催において、理解度の確認や参加者同士のコミュニケーション、修了後のコミュニティ形成に課題。開催方法や理解度の確認方法について、引続き検討。	・オンライン開催の在り方について、セキュリティ・キャンプ協議会や経済産業省をはじめとする関係組織とともに、検討を継続する。		
課題	対応										
・セキュリティ・キャンプ事業や未踏事業のオンライン開催において、理解度の確認や参加者同士のコミュニケーション、修了後のコミュニティ形成に課題。開催方法や理解度の確認方法について、引続き検討。	・オンライン開催の在り方について、セキュリティ・キャンプ協議会や経済産業省をはじめとする関係組織とともに、検討を継続する。										

4. その他参考情報
なし

I－3　I C Tに関する新しい流れを常に捉え、発信していく機能の強化

1．当事務及び事業に関する基本情報				
I-3	I C Tに関する新しい流れを常に捉え、発信していく機能の強化			
関連する政策・施策	IT 戦略、成長戦略、AI 戦略、まち・ひと・しごと創生基本方針	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	情促法第 51 条	
当該項目の重要度、困難度	－	関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビューシート 0392	

2. 主要な経年データ															
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）							
指標等	達成目標	基準値 （前中期目標期間 最終年度値等）	達成状況							平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	
			平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度								
ICT に関する技術 動向等の白書及び ICT に関する調査 等の報告書の普及 件数	年間平均 159,661 件以上 （令和 4 年度 は 442,764 件以上）	159,661 件 （第三期中期 目標期間にお ける実績）	計画値	159,661 件（令和 4 年度は 442,764 件）					予算額（千円）	1,741,106	1,988,903	2,915,964	3,053,370		
			実績値	286,023 件	401,360 件	484,168 件	576,206 件			決算額（千円）	1,342,925	1,176,890	1,842,479	1,993,013	
			達成度	179.1%	251.4%	303.2%	360.9%			経常費用（千円）	1,169,281	1,204,640	1,676,420	2,072,532	
ICT に関する指針 やガイドラインの 普及件数 【基幹目標】[重要 度高・優先度高・ 難易度高]	年間平均 435,663 件以上 （令和 4 年度 は 1,237, 169 件 以上）	435,663 件 （第三期中期 目標期間にお ける実績）	計画値	435,663 件（令和 4 年度は 1,237,169 件）					経常利益（千円）	72,214	121,627	443,603	322,628		
			実績値	1,016,117 件	1,134,669 件	1,237,169 件	1,220,433 件			行政コスト（千円）	—	1,548,857	1,924,068	2,226,406	
			達成度	233.2%	260.4%	280.4%	280.1%			従事人員数	36	47	78	101	
上記指針やガイド ラインの役立ち度 （4 段階評価で上 位 2 つの評価を得 る割合）	3 分の 2 以上	—	計画値	3 分の 2					注 1）予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載 注 2）上記以外に必要と考える情報があれば欄を追加して記載しても差し支えない						
			実績値	93%	90%	91.5%	90.6%								
			達成	139.5%	135.0%	137.3%	135.9%								

				度					
新たな IT スキル 標準に関する情報 アクセス数	年 間 平 均 29,269 件 以 上 （ 令 和 4 年 度 は 196,073 件以上）	29,269 件 （第三期中期 目標期間にお ける実績）	計 画 値	29,269 件（令和 4 年度は 196,073 件）					
			実 績 値	91,265 件	139,384 件	196,073 件	318,139 件		
			達 成 度	311.8%	476.2%	669.9%	1086.9%		
DX 推進指標によ る自己診断実施組 織数	第 四 期 中 期 目 標 期 間 終 了 時 点 で 6 0 0 組 織以上	一（令和元年 7 月 31 日に DX 推進指標を公 表した直後の 約 3 ヶ月間に 経産省が 244 件、その後 IPA が年間約 90 件ペースで 収集。このペ ースでは第四 期終了時点で 500 件強とな るところ努力 目 標 と し て 100 件程度を 課し、600 件）	計 画 値	—	—	120 組織	120 組織	120 組織	
			実 績 値	—	—	314 組織	488 組織		
			達 成 度	—	—	261.6%	406.7%		
アーキテクチャの 進捗指標（アーキ テクチャ設計に取 り組む案件毎の進 捗段階の総和）	第 四 期 中 期 目 標 期 間 終 了 時 点 ま で に 6 以 上。 う ち 1 件 以 上 は、第 2 段 階 終 了	—	計 画 値	—	—	2 分野以 上で取組 開始	2 点	4 点	
			実 績 値	—	—	3 分野	3 点		
			達 成 度	—	—	150.0%	150.0%		

注）アーキテクチャ設計の進捗段階の考え方

第 1 段階：取組の目的や背景にある課題・ニーズについてステークホルダー間で整理を行い、アーキテクチャ設計に関する方針を固め、公表する。（1 点）

第 2 段階：コンセプトやターゲットとする範囲、フレームワーク等について固めた上でアーキテクチャの設計を行い、また社会実装に向けて、標準や規制等に反映すべき部分の抽出・検討を行った上で、セット版として公表する。（3 点）

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
	中期目標	中期計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価		
				業務実績	自己評価	(見込評価)		(期間実績評価)
				(詳細は、平成 30～令和 3 年度業務実績報告書 I.3.)	< 評価と根拠 > 評価 : A 根拠 : 以下のとおり、中期目標及び中期計画における指標を達成し、質的にも所期の目標を上回る成果を得ていることを評価。 [定量的指標の実績] ① ICT に関する技術動向等の白書及び ICT に関する調査等の報告書の普及件数について、第四期中期目標期間の年間平均においては 436,939 件 (目標値比 273%) を達成。 (要因分析) 「AI 白書 2019」など各種白書を刊行し、タイムリーにプロモーションを実施するとともに、AI 社会実装推進に向けた課題と対策の方向性をまとめた報告書や情報システムの障害状況レポートなどの報告書を発信したことにより、目標 (第三期中期目標期間の年間平均 : 159,661 件) の約 1.8 倍の普及件数を達成。 - 平成 30 年度の増加に寄与した主なコンテンツ : セキュリティ白書、ソフトウェア開発データ白書、障害状況レポート、IT 人材白書 「AI 白書 2020」、「IT 人材白書 2019」、「情報セキュリティ白書 2019」など各種白書を刊行するとともに、DX やブロックチェーン、改元対応や消費税率変更に伴うシステム障害情報など、タイムリーな情報発信を行ったことにより、目標 (第三期中期目標期間の年間平均 : 159,661 件) の約 2.6 倍の普及件数を達成。 - 令和元年度の増加に寄与した主なコンテンツ : AI 白書、情報セキュリティ白書、ソフトウェア開発データ白書、デ	評価 A < 評価に至った理由 > - 第四期中期目標及び中期計画に掲げる定量的指標は令和 3 年度までに達成している又は当期間中に達成する見込みであるものと認められるとともに、質的にも所期の目標を達成していると認められるため、評価は A とする。 - 令和 3 年度は、企業の DX を加速化するための情報を総合的に取りまとめた「DX 白書 2021」を発刊。令和 4 年度中の DX 白書の発刊に向けて、ステークホルダーへのヒアリング、調査事業の企画、経済産業省との調整、有識者委員会の開催等を実施中。今後白書の発刊が見込まれる。 - また、AI 白書の技術情報のフォローとして、リサーチレポートの作成及び公表を予定。ブロックチェーン、量子コンピューティングのリサーチレポートでは、技術課題や、実用化に向かうためにとるべき解決策の展望、将来の技術の進展予測などを整理。各リサー	評価	

					デジタルトランスフォーメーション推進 人材の機能と役割のあり方に関する調査、システム障害情報関連 － DX の推進、加速化に向け、各種白書の最新刊の発刊に加え、企業が DX に取り組む際に参考となる具体的取組事例や成功要因等の分析など、時機を捉えた情報をタイムリーに発信したことにより、目標（第三期中期目標期間の年間平均：159,661 件）の約 3 倍の普及件数を達成。 ・令和 2 年度の増加に寄与した主なコンテンツ：情報セキュリティ白書、DX 推進指標自己診断結果分析レポート、DX 推進に向けた企業と IT 人材の実態調査等、中小規模製造業の製造分野における DX のための事例調査報告書 － 企業の DX を加速するため、DX に取り組む際に参考となる具体的取組事例や成功要因等の分析や AI 白書から技術要素、IT 人材白書から人材要素、DX に必要な戦略の要素を統合し、総合的に取りまとめた白書「DX 白書 2021」を発刊した事により、目標（第三期中期目標期間の年間平均：159,661 件）の 3.6 倍の普及件数を達成。 ・令和 3 年度の増加に寄与した主なコンテンツ：情報セキュリティ白書、DX 白書、デジタル時代のスキル変革等に関する調査報告書、DX 先進企業へのヒアリング調査概要報告書 ②-1 ICT に関する指針やガイドラインの普及件数について、第四期期間の年間平均においては 1,152,097 件（目標値比 264%）を達成。 （要因分析） － ユーザ企業向け・中小企業向けに整備したシステムの上流工程に係る“要件定	チレポートでの発信をきっかけに、外部からの講演依頼を受けるなど、IPA 職員が講演を行うとともに、各担当者の技術動向のフォローにつながっている。今後も情報発信の強化に関する目標の達成が見込まれる。 ・DX 推進指標のほか、DX 推進に関する幅広い情報を積極的に発信するためウェブサイトを開設。開設から 3 か月で 20,000 ページビューを達成。他社に役立つ具体的な DX について学習できる様々なコンテンツを提供し、企業の DX 推進に貢献。 ・また、既存 IT システムの技術的負債や変革が必要な IT システムを明らかにするための「プラットフォームデジタル化指標」を策定し、試行診断を実施し検証したうえで公表。本指標の活用により、技術面からのより詳細な現状認識が可能となり、特に IT システムが巨大化、複雑化しやすい大企業においても DX の推進が期待される。今後も DX 指標の普及、手引書等の整備・普及を図る目標の達成が見込まれる。 ・デジタルアーキテク	
--	--	--	--	--	---	--	--

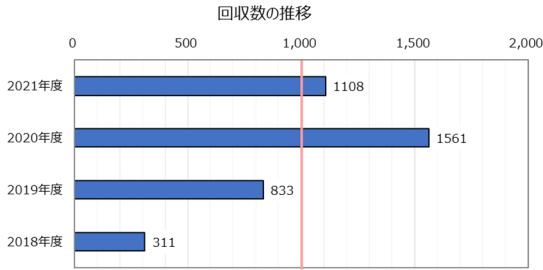
					義”や“システム再構築”のポイントをまとめたガイド類などを中心として、指針・ガイドラインの普及活動を継続して行うとともに、利用者からの改訂ニーズの高いシステムの“非機能要求”を定義する際のポイントをまとめたガイド類の改訂を8年ぶりに行い発信するなどにより、目標（第三期中期目標期間の年間平均：435,663件）の約2.3倍の普及件数を達成。 ・平成30年度の増加に寄与した主なコンテンツ：上流工程、非機能要求、障害情報教訓集、システムズエンジニアリング ー DX時代への対応に有効な手法とされるアジャイル開発関連や今後より重要となってくるユーザー主体の要件定義を支援するガイドなどを策定、発信することにより、目標（第三期中期目標期間の年間平均：435,663件）の約2.6倍の普及件数を達成。 ・令和元年度の増加に寄与した主なコンテンツ：アジャイル（ITSS+）関連、情報システム・モデル取引・契約書、上流工程（システム再構築・要件定義） ー デジタル時代への対応に向け、ユーザ・ベンダ間の共創関係の構築や産業変革の促進、また、新たに求められる人材のスキルやデジタルに閉じない様々なトランスフォーメーションを実現するためのノウハウを取りまとめた指針・ガイド等を策定、発信したことにより、目標（第三期中期目標期間の年間平均：435,663件）の約2.8倍の普及件数を達成。 ・令和2年度の増加に寄与した主なコンテンツ：情報システム・モデル取引・契約書（第二版）、中小規模製造業者の製造分野におけるDX推進ガイド、データサイエンティストのためのスキル	チャ・デザインセンター（DADC）は、情報処理の促進に関する法律（昭和四十五年法律第九十号）に基づき、政府から「企業間取引」及び「モビリティ」の分野におけるアーキテクチャ設計の依頼を受けて、両分野におけるビジョン及びアーキテクチャに関する検討を重ねてきた。「企業間取引」については令和4年5月に、「モビリティ」については令和4年7月に経過報告書をデジタル庁に提出して公表した。また、多数のステークホルダーとの対話を繰り返しながら、社会課題解決と経済成長を両立するよう、ユースケースを具体化しながらビジョンを描き、それを実現するアーキテクチャや施策を具体化するという設計手法を整理した。これらの点を高く評価。 ・世界有数のトップアーキテクトを講師に招聘した「アーキテクト人材育成セミナー」の開催や、多くの産学官のデジタル関係者が訪れるCEATECにおける情報発信等を通じて、アーキテクトの人材育成やアーキテクチャの普及活動に貢献し	
--	--	--	--	--	--	---	--

					チェックリスト/タスクリスト概説、トランスフォーメーションに対応するためのパターン・ランゲージ － DX 推進に必要な考え方、IT システム構築における要件、技術要素等の理解を目的とした「DX 実践手引書 (IT システム構築編)」や、利用している IT システムが「DX に求められる要件を満たしているか」を評価する指標として、企業の IT システムのデジタル適用度を精緻に分析するための「プラットフォームデジタル化指標」を提供したこと等により、目標（第三期中期目標期間の年間平均：435,663 件）の約 2.8 倍の普及件数を達成。 ・ 令和 3 年度の増加に寄与した主なコンテンツ：DX 実践手引書 IT システム構築編、プラットフォームデジタル化指標関連、中小規模製造業者の製造分野における DX 推進のためのガイド関連 ②-2 指針やガイドラインに対する役立ち度について上位 2 つの回答割合について、毎年度目標値を達成（目標値比 135.0～139.5%）。 （要因分析） － 利用者向けウェブアンケートを実施した結果、時期を捉えた情報をタイムリーに発信し続けている事により、毎年度、約 9 割が「大変役に立つ」、「役に立つ」と回答。アンケートについては、出展イベント・セミナー等の聴講者に対して実施していたが、新型コロナウイルスの影響で令和 2 年度以降イベント等が実施されなくなりアンケート回答数も減少。全体の回答数は減少したものの比率は維持。 ③新たな IT スキル標準に関する情報アクセス数について、第四期中期目標期間の年間平均においては 186,215 件（目標値比	た点を評価。 ・ 日本主導で遵守すべきセキュリティの基本的な枠組みの国際標準化を推進。2 つの国際標準規格について、1 つは規格の成立、もう 1 つは投票開始まで進展。国際標準化を推進する目標を達成見込みである。 ・ IT スキル標準 (ITSS) を継続的に見直し新たに「ITSS+(プラス)」を策定。第 4 次産業革命への対応に求められる新たな領域の” 学び直し” の指針として「データサイエンス領域」「アジャイル領域」「IoT ソリューション領域」を公表。この知見を踏まえ経済産業省が実施する「第四次産業革命スキル習得講座認定制度」の運用支援に貢献。 ＜今後の課題＞ ・ 重点分野（自律移動ロボット、企業間取引、スマートビル）を中心にアーキテクチャ設計から社会実装及び普及等が必要。 ＜その他事項＞ 特になし	
--	--	--	--	--	--	--	--

					636%) を達成。 (要因分析) - デジタル時代に対応する人材や学び直し（スキル変革）の重要領域であるアジャイル、データサイエンスなどについて、必要性や重要性の理解を促進するためのコンテンツを充実。また、デジタルの文脈におけるターゲットの広がりを意識したコンテンツ制作・情報配信を行うことで、従来の IPA チャンネルだけではなく新規ユーザーへのアプローチを行ったことにより、目標を大幅に上回るアクセス数を達成。 ④DX 推進指標による自己診断実施組織数について、累計 802 組織（令和 2 年度と令和 3 年度の合算。同一企業の重複を除く。令和 2 年度と令和 3 年度の目標値合計 240 組織に対し 334%）を達成。 (要因分析) - 講演や 9、10 月の集中月間での DX 推進指標及び自己診断実施のメリットの PR 実施、令和 3 年 1 月からウェブ申請受付を開始し提出企業側の利便性を向上させたほか、他施策との積極的な連携により、提出企業数の大幅な増加を達成。 ⑤中立的なアーキテクチャの進捗指標について、累計 3 点（目標値比 150%）を達成。 (要因分析) - 令和 2 年 5 月、透明性・公平性が担保された形で中立的なアーキテクチャの設計を行うために必要な機能・体制を有する「デジタルアーキテクチャ・デザインセンター」（DADC）を発足。DADC の本来の目的である業界を横断する話し合いの場の提供をすることで、各業界の知見を持つ方々をプロジェクトに参画いただくことができ、アーキテクチャ設計の検討を推進することができた。加えて、当該専門領域に関する多数の有識者		
--	--	--	--	--	--	--	--

					を交えて議論することにより、社会実装に向けた方向性を示す成果を作成・発信することができた。 － 政府からの依頼に応じて、令和 2 年より 3 分野（規制のスマート化や高度化が求められる分野、公的部門において共通の IT システムを開発すべき分野、業種横断的なシステム連携が見込まれ、サービス開発基盤として整備が求められる分野）で取組を開始。プロジェクトに応じた検討体制を立ち上げ、必要となる調査活動や政府・産業界専門家等とのステークホルダーとの調整を実施。 － 令和 3 年度には「自律移動ロボット PG」、「契約・決済 PJ」、「ベース・レジストリ PJ」において、取組の目的や背景にある課題・ニーズについてステークホルダー間で整理を行い、アーキテクチャ設計の方針を固めた。その内容および検討結果についてウェブページにて公表。3 つの PG・PJ（3 件）において、第 1 段階（1 点）を達成したことから、目標の 2 点を上回る 3 点を達成。	
	-中期目標 P.14- ○ICT に関する技術動向や IT 人材に関する動向等の調査・分析及び社会実装の促進等につながる情報発信の強化 ○ICT の安全性・信頼性等の脅威となる情報の収集・調査能力及び分析能力の強化	-中期計画 P.11- ○ I C Tに関する技術動向（ビッグデータや人工知能等の新技術、社会システムの安全性・信頼性等の向上に関する動向含む）及び I T人材に関する動向を調査・分析し、社会実装の促進等につながる情報発信を強化する。 ○情報収集・調査能力及び分析能力を更に強化し、我が国の社会基盤としての I C Tの安全性・信頼性等の脅威となる情	<主な定量的指標> － <その他の指標> ○発信した情報の有用性 <評価の視点> ○ICT の新たな技術等に関する調査分析であるか、また発信に資するものか。	<主要な業務実績> [定量的指標の実績] － [主な成果等] ○企業の DX を進展させる新たな技術動向等の調査・情報発信 ・AI の社会実装推進を目的として、平成 30 年度「AI 社会実装推進調査報告書」を公開し、平成 30 年度「AI 白書 2019」、令和元年度「AI 白書 2020」を刊行。 ・平成 21 年度に創刊した「IT 人材白書」について、平成 30 年度「IT 人材白書 2018」、令和元年度「IT 人材白書 2019」、令和 2 年度「IT 人材白書 2020」を刊行。 ・令和 3 年度は、企業の DX を加速化するための情報を総合的に取りまとめた「DX 白書 2021」を発刊。DX 白書には、AI 白書から続く技術要素、IT 人材白書から続く人材要素	[主な成果等] ○企業の DX を進展させる新たな技術動向等の調査・情報発信 ・AI の社会実装推進を目的として公開した報告書及び白書では、AI の技術動向の現在と未来、利活用事例、AI 関連の制度的課題、国内外の政策など、AI に関連した多様な動向を総合的に解説。また、ユーザ企業の経営層やマネジメント層も対象として分かりやすい表現を工夫。 ・IT 人材白書は IT 人材の育成に取り組む産業界や IT 人材個人に対して、今後の取組を示唆することを目的として、IT 人材の現状と IT 人材を取り巻く環境や動向を提示。 ・IT 人材白書の評価に関する調査を実施した	

		報を収集し、これらを活用してより深い分析を行うとともに、適切に社会の各層に分析結果等の情報を発信する。		に、DXに必要な戦略の要素を統合。 ・令和4年度中にDX白書を発刊するため、ステークホルダーへのヒアリング、調査事業の企画、経済産業省との調整、有識者委員会の開催等を実施中。 ・日本、米国、欧州、中国におけるIT・DX関連の技術戦略・制度政策に加え、個別技術領域として、AI、IoT、ブロックチェーン、量子コンピューターに関する制度政策動向を取りまとめ、国内編、欧米編、中国編として調査レポートを公開。(令和2年度、令和3年度)。令和3年度のレポートの一部は、DX白書2021の付録「制度政策動向」として収録。 ・AI、ブロックチェーン、量子コンピューティング、データマネジメントについて、IPA職員による調査・分析を実施し、リサーチレポートとして発信。それらの一部は、DX白書2021の「第4部DXを支える手法と技術」のコラムとして収録。 - ーAI白書の技術情報のフォローとして、AI技術の一つの分野である自然言語処理について、リサーチレポートを制作中。 - ーブロックチェーンについて、令和元年度に「非金融分野におけるブロックチェーンの活用動向調査」報告書、リサーチレポート「ブロックチェーンの特性から理解する社会実装の展望」を公開。令和2年度は、リサーチレポート「「個人起点」がデータ流通を促進するブロックチェーンによる自己主権型アイデンティティの実現」を公開。 - ー量子コンピューティングについて、リサーチレポート「量子コンピューティングを正しく理解し、自社導入を推進する」を公開(令和2年度)。 - ーデータマネジメントについて、リサーチレポート「データの民主化 ～従業員によるデータ利活用の拡大～」を公開(令和3年度)。 - ー量子コンピューティングに関するリサーチレポート(第2弾)として、量子コンピ	ところ、政府機関における政策立案や業界団体における事業推進などの基礎資料として活用されるとともに、各種メディアの記事にも掲載されていることを確認。また、PDF版ダウンロード時に取得しているアンケートでは、業界動向の把握や人事・人材育成の参考、経営戦略の参考などのために利用されていること、社内・組織内向け文書・資料にも活用されていることが明らかとなったほか、多数の記事等にも取り上げられていることを確認。 ・民間企業のDXの進展を支える情報提供を目的としたDX白書の創刊に当たって、コンセプトや技術領域等について経済産業省と調整。「デジタル戦略」、「デジタル技術」、「デジタル人材」の3つの観点から、国際比較やベストプラクティス等を含めることとし、産学の有識者から構成される「IPA新白書有識者委員会」からも意見を聴取。 ・「IT人材白書」「AI白書」「DX白書」の刊行に合わせて説明会を開催。PRパンフレットや概要をまとめた小冊子の配布、PDF版のウェブ公開などにより情報を発信。 ・DX白書刊行後も、急速に進展するAI技術のフォロー調査を行い、技術解説や活用事例を、リサーチレポートにまとめて公表予定。 ・ブロックチェーン、量子コンピューティングのリサーチレポートでは、活用が特に効果的である場面・分野を明らかにしつつ、技術課題や、実用化に向かうためにとるべき解決策の展望、将来の技術の進展予測などを整理。 ・各リサーチレポートでの発信をきっかけに、外部からの講演依頼を受け、AI、ブロックチェーン、量子コンピューティングについてIPA職員が講演を行うとともに、各担当者が技術動向をフォロー。 上記により、中期計画の情報発信の強化に関する目標を達成見込みであることを評価。	
--	--	--	--	---	--	--

				ューティングの導入の進め方に関するレポートを制作中。			
	-中期目標 P.14- ○組込みソフトウェアを始め、情報処理システムに関する実態調査・分析及び情報発信	-中期計画 P.11- ○組込みソフトウェア産業の抱える課題、開発技術動向、人材育成状況等を把握し、当該産業の振興に資するための組込みソフトウェア産業の実態調査を始めとして、情報処理システムの実態等に関する調査・分析を行い、情報発信する。	<主な定量的指標> ー <その他の指標> ○DX をはじめ業界の状況を踏まえた分析 ○競争領域である業界の DX 推進に寄与する結果を提供 <評価の視点> ○ICT の新たな技術等に関する調査分析及び発信に資するものか。	<主要な業務実績> [定量的指標の実績] ー [主な成果等] ○組込みソフトウェア産業の課題分析 ・組込みソフトウェア産業の課題を把握するために、各年の状況を踏まえアンケート調査を実施した。 ・2021 年度組込み/IoT 産業の動向把握等に関する調査結果（令和 4 年 5 月公開） ・2020 年度組込み/IoT 産業の動向把握等に関する調査結果（令和 3 年 6 月公開） ・2019 年度組込み/IoT 産業の動向把握等に関する調査結果（令和 2 年 3 月公開） ・2018 年度組込みソフトウェア産業の動向把握等に関する調査結果（令和元年 3 月公開）  ・組込み製品だけではなく IoT 関連のサービスなど複雑なシステムへの対応や事業の多角化を踏まえ、これまで当事者の組込みソフトウェア産業の企業を対象の調査から組込み/IoT に関する産業をとりまくステークホルダーを 4 つのクラスに位置づけ調査対象を広げることで、組込み/IoT 産業の実態を把握する仕組みにした。その際に、これまで紙の調査票を配布していたが、これをウェブ調査にあらため企業データベースから対象企業を抽出したことで回答数が増えて、よりの確に分析するための数を確保することができた。 ・その結果、DX の事業に対する影響や取組について DX の認知が広まるにつれて企業規模	[主な成果等] ○組込みソフトウェア産業の課題分析 ・これまでの組込み製品のみではなく市場の広がりを見、組込みソフトウェアが及ぶ産業全体から実態を把握するために、組込み/IoT 産業の位置づけを定義し、対象となる企業を企業 DB から抽出してウェブアンケートでの回答にするなど抜本的に調査手法を改め、効率的に回収数を伸ばして 1000 件を超えることでの的確な分析ができるなどの結果を残したことを評価。 ・視点の多角化については、「組込み・OT 系 DX 検討部会」および「組込み産業動向調査 WG」を設置し有識者と議論する場を設けたことで、より深く分析することができる環境を構築したことを評価。 上記により、中期計画の組込みソフトウェア産業の抱える課題、開発技術動向、人材育成状況等を把握し、当該産業の振興に資するための組込みソフトウェア産業の実態調査を始めとして、情報処理システムの実態等に関する調査・分析を行い、情報発信する目標を達成見込みであることを評価。		

			に関わらずそれぞれのポイントが増えていることから、規模の小さい企業に対して支援策が求められることが明らかになった。 DXの動きによる事業への影響 <table><caption>DXの動きによる事業への影響</caption><thead><tr><th>年度</th><th>非常に大きい</th><th>大きい</th><th>少ない</th><th>全くない</th><th>わからない</th></tr></thead><tbody><tr><td>2021年度 (8～D) (n=730)</td><td>16%</td><td>36%</td><td>25%</td><td>5%</td><td>17%</td></tr><tr><td>2020年度 (8～D) (n=962)</td><td>8%</td><td>26%</td><td>44%</td><td>11%</td><td>12%</td></tr><tr><td>2019年度 (n=549)</td><td>4%</td><td>13%</td><td>20%</td><td>12%</td><td>50%</td></tr><tr><td>2018年度 (n=302)</td><td>14%</td><td>23%</td><td>23%</td><td>18%</td><td>23%</td></tr></tbody></table> DXへの取り組み状況 <table><caption>DXへの取り組み状況</caption><thead><tr><th>年度</th><th>非常に活発</th><th>活発</th><th>あまり活発ではない</th><th>取り組んでいない</th><th>わからない</th></tr></thead><tbody><tr><td>2021年度 (8～D) (n=730)</td><td>8%</td><td>31%</td><td>40%</td><td>12%</td><td>10%</td></tr><tr><td>2020年度 (8～D) (n=963)</td><td>5%</td><td>22%</td><td>46%</td><td>15%</td><td>10%</td></tr><tr><td>2019年度 (n=555)</td><td>9%</td><td>22%</td><td>26%</td><td>42%</td><td></td></tr><tr><td>2018年度 (n=302)</td><td>6%</td><td>23%</td><td>29%</td><td>25%</td><td>17%</td></tr></tbody></table>	年度	非常に大きい	大きい	少ない	全くない	わからない	2021年度 (8～D) (n=730)	16%	36%	25%	5%	17%	2020年度 (8～D) (n=962)	8%	26%	44%	11%	12%	2019年度 (n=549)	4%	13%	20%	12%	50%	2018年度 (n=302)	14%	23%	23%	18%	23%	年度	非常に活発	活発	あまり活発ではない	取り組んでいない	わからない	2021年度 (8～D) (n=730)	8%	31%	40%	12%	10%	2020年度 (8～D) (n=963)	5%	22%	46%	15%	10%	2019年度 (n=555)	9%	22%	26%	42%		2018年度 (n=302)	6%	23%	29%	25%	17%		
年度	非常に大きい	大きい	少ない	全くない	わからない																																																												
2021年度 (8～D) (n=730)	16%	36%	25%	5%	17%																																																												
2020年度 (8～D) (n=962)	8%	26%	44%	11%	12%																																																												
2019年度 (n=549)	4%	13%	20%	12%	50%																																																												
2018年度 (n=302)	14%	23%	23%	18%	23%																																																												
年度	非常に活発	活発	あまり活発ではない	取り組んでいない	わからない																																																												
2021年度 (8～D) (n=730)	8%	31%	40%	12%	10%																																																												
2020年度 (8～D) (n=963)	5%	22%	46%	15%	10%																																																												
2019年度 (n=555)	9%	22%	26%	42%																																																													
2018年度 (n=302)	6%	23%	29%	25%	17%																																																												
-中期目標 P.14- ○IoT による地域課題の解決や新事業創出に関する施策動向、取組事例、人材育成等の活動情報の収集整理及び発信を通じた地域経済活性化に取り組んでいる地方公共団体、民間企業等への支援	-中期計画 P. 11- ○IoTによる地域課題の解決や新事業創出に関する施策動向、取組事例、人材育成等の活動情報の収集整理及び発信を通じて、地域経済活性化に取り組んでいる地方公共団体、民間企業等を支援する。	<主な定量的指標> ー <その他の指標> ○選定地域の取組成果の普及支援及び地域間連携促進に向けた選定地域間の交流の場や機会の提供 ○地域団体と連携したセミナー・イベントなどの実績 ○コロナ禍での地域団体との連携強化 <評価の視点> ○IoT/ICT による地域課題の解決や新事業創出に関する取組支援及び地域におけるIoT/ICT の技術などの社会実装の推進に資するものか。	<主要な業務実績> ー [主な成果等] ○「地方版 IoT 推進ラボ」地域の選定 ・地域におけるIoT/ICTプロジェクト創出のための取組を支援するべく、経済産業省と連携して、「地方版 IoT 推進ラボ」への参画地域32地域（平成30年度：19地域、令和元年度：8地域、令和2年度：1地域、令和3年度：4地域、累計：106地域）を選定。 ○地域のIoT事業加速化のためのメンター等派遣支援 ・地域におけるIoT/ICTの知見を向上させるため、フォローアップ調査やヒアリングにより把握した各地域のニーズに応じ、IoT・AI活用促進セミナー等の講師、新事業創出に向けたメンターの派遣等の支援を550件（平成30年度：206件、令和元年度：177件、令和2年度：61件、令和3年度：106件、累計700件）実施。 ○地域の成果・取組の普及支援 ・選定地域の取組成果を広く一般に普及するために、ポータルサイトを運営し、各ラボ及びIPAから事業の取組・成果に関する記事を発信（平成30年度：422件、令和元年度：301件、令和2年度：253件、令和3年度：222件）。 ・実施プロジェクトのビジネス化支援を目的と	[主な成果等] ○「地方版 IoT 推進ラボ」地域の選定 ・「地方版 IoT 推進ラボ」となる地域を選定するとともに、これまで選定した地域と合わせ、累計106地域を対象として、人的支援、広報の支援、活動に資する情報の提供・共有を幅広く実施した点を評価。 ○地域のIoT事業加速化のためのメンター等派遣支援 ・ラボへの支援にあたっては、フォローアップ調査やヒアリングを行い、取組計画の確認と支援ニーズを明確にした上で、定期メンターやイベント講師派遣を行うなど、地域の要望と目的に応じた支援を実施。さらに、新型コロナウイルス感染症の影響を考慮し、支援内容を柔軟に対応し地域の活性化に貢献した点を評価。 ○地域の成果・取組の普及支援 ・地方版IoT推進ラボポータルサイトの運用を継続。各ラボ及びIPAから記事が発信されるなど、地方版IoT推進ラボの情報発信基盤として有効活用されている点を評価。 ・イベント、メディア等を活用して各ラボの取組を発信し、地方版IoT推進ラボの認知度向上および、各ラボ事業の拡大に貢献し																																																													

			して「CEATEC」へ出展。 ―「CEATEC 2019」：19 地域 ―「CEATEC 2021 ONLINE」：16 地域 ・(株) インプレスのウェブメディア「デジタルクロス」において、地方版 IoT 推進ラボの成果を発信するリレー連載「地方版 IoT 推進ラボが取り組む課題解決プロジェクト」（平成 30 年度：11 件、令和元年度：8 件）を配信。 ・各ラボの先進的な取組事例「IoT が日本を変える！地方版 IoT 推進ラボ 先進プロジェクト」の記事 12 件を公開。（令和 3 年度） ○<u>各地域とのネットワーク構築、地域間情報連携促進</u> ・各地域のキーパーソンを招集した「IoT/AI 時代に対応した地域課題解決のための検討会議」を開催。（平成 30 年度、令和 2 年度） ・経済産業局と連携したブロック連携会議を開催。（平成 30 年度～令和 3 年度） ・地方版 IoT 推進ラボ事務局及び地域未来投資促進法機構窓口として、熊本・新潟で開催された「地域未来牽引企業サミット」に参画し、地域のリーディング企業との関係を構築。（平成 30 年度） ○<u>地域団体、地方公共団体等とのネットワーク強化および、機構の推進施策の展開</u> ・IoT/ICT による地域課題の解決や新事業創出、DX 推進に向け、地域団体、公的機関等と連携して意見交換等を実施。IoT/ICT の技術等の実装に当たって地域の抱える課題やニーズを把握するとともに、DX 推進に積極的な事例の情報を共有。さらに、課題の解決や新事業創出の一助とすべく、地域の特性や関係機関の体制等を踏まえた上で、地方版 IoT 推進ラボの選定地域から重点地域を抽出。計画的に意見交換等を行うとともに、IoT や ICT の技術等に関するセミナーへの講師派遣等を通じて IPA が整備した指針・ガイドライン等を普及展開。 ・DX に関する情報収集に役立ててもらうため、以下のコンテンツ公開提供や主催セミナー	た点を評価。 ○<u>各地域とのネットワーク構築、地域間情報連携促進</u> ・IPA と各地域とのネットワーク構築、地域間の情報連携を一層促進し、地方での IPA のプレゼンスが向上した点および、地域間の情報連携が促進した点を評価。 ○<u>地域団体、地方公共団体等とのネットワーク強化および、機構の推進施策の展開</u> ・IoT/ICT による地域課題の解決や新事業創出、DX 推進に向け、地域団体、公的機関等と連携して意見交換等を実施し、地域が抱える課題やニーズに対し、IPA が整備した指針・ガイドライン等の普及展開を通じて、ビジネス拡大、人材育成、実証実験の支援や、個別プロジェクト支援などが推進された点を評価。 上記により、中期計画の IoT による地域課題の解決や新事業創出に関する施策動向、取組事例、人材育成等の活動情報の収集整理及び発信を通じて、地域経済活性化に取り組んでいる地方公共団体、民間企業等を支援する目標を達成見込みであることを評価。		
--	--	--	--	--	--	--

				ーの開催。 ー「お役立ちコンテンツ一覧」の公開（令和 2 年度） ー「デジタルトランスフォーメーション（DX）の推進について」ウェブページ公開 ー「中小規模製造業が製造分野の DX を推進するために」動画公開（令和 2 年度） ー【オンライン開催】支援者向け「中小規模製造業者の製造分野 における DX 推進ガイド活用」徹底討論セミナー開催（令和 2 年度） ー支援者向け「中小規模製造業者の製造分野 における DX 推進 ガイド活用」徹底討論セミナー アーカイブ動画、講演資料、 当日の Q&A の公開（令和 2 年度） ー DX 関連情報ポータルサイト「DX SQUARE」開設（令和 3 年度） ー「DX まるわかり！30 分ランチタイム勉強会」開催、アーカイブ動画公開（令和 3 年度）			
	-中期目標 P.15- ○ICT に関する新しい技術の社会実装に必要な指針・ガイドラインの整備・見直し及び普及	-中期計画 P.11- ○ICT の新たな技術等に関する調査分析を通じて、新しい技術について社会実装上の必要性がある場合には、当該技術の技術・利用者・ビジネスの観点を踏まえ、指針化・ガイドライン化し、普及に努める。また、技術動向の変化に対応すべく、機構が整備した既存の指針やガイドラインについて、その適用状況等により、必要に応じて見直しを図る。	<主な定量的指標> ー <その他の指標> ー <評価の視点> ○ユーザー企業とベンダー企業との共創による ICT の新たな技術等の社会実装の促進に資するものか。	<主要な業務実績> [定量的指標の実績] ー [主な成果等] ○「情報システム・モデル取引・契約書」の普及展開と見直し ・デジタル化により新たな価値を生み出す DX の推進を目的に、ユーザ企業とベンダ企業とが良好な関係を保ちつつ DX のためのソフトウェア開発を行えるようにするため、「モデル取引・契約書見直し検討部会」取りまとめの下、改正民法の施行やアジャイル開発の導入促進に対応した「情報システム・モデル取引・契約書」の見直し等を実施。 ・令和元年 12 月に公開した「情報システム・モデル取引・契約書」の民法改正を踏まえた見直し整理反映版について、「民法改正対応モデル契約見直し検討 WG」において、セキュリティ、プロジェクトマネジメント	[主な成果等] ○「情報システム・モデル取引・契約書」の普及展開と見直し 経済産業省が公開した「情報システム・モデル取引・契約書」において、社会・技術状況を反映した見直しを実施し、随時普及展開を実施したこと（以下に記載）を評価。 ・令和 2 年 4 月施行の改正民法に直接関係する論点に対する見直しを行い、見直し整理反映版を作成・公開（令和元年 12 月）。 ・セキュリティ、プロジェクトマネジメン		

				義務及び協力義務、契約における「重大な過失」の明確化、システム開発における複数契約の関係、システム再構築対応を踏まえて改訂した「情報システム・モデル取引・契約書 第二版」を公開（令和 2 年 12 月）。累積 DL 数：（本編解説付き）21,320 件。 ・ますます激しくなるビジネス環境への俊敏な対応が求められる DX の時代において、情報システムの開発に有力とされるアジャイル開発を外部委託する際のモデル契約について「DX 対応モデル契約見直し検討 WG」を設置し、検討を実施。“準委任契約”を前提としたアジャイル開発の要である“プロダクトオーナー”の役割等を明確化したアジャイル開発版「情報システム・モデル取引・契約書」を作成し、ユーザ企業・ベンダ企業間でアジャイル開発に関する理解を共有するための補足資料とあわせて公開（令和 2 年 3 月）。累積 DL 数：（本編解説付き）19,849 件。 ・ソフトウェア開発委託契約におけるセキュリティ対策の検討不備に起因する紛争防止の観点から、「民法改正対応モデル契約見直し検討 WG」配下の「セキュリティ検討プロジェクトチーム」にて検討を行い「情報システム開発契約のセキュリティ仕様作成のためのガイドライン」及び「セキュリティ仕様策定プロセス」を作成し、公開（令和 2 年 12 月）。累積 DL 数：（ガイドライン）16,228 件。 ・アジャイル開発導入の障壁の一つとなっている偽装請負指摘リスクの問題に関する厚生労働省主催の検討会「派遣・請負区分のあてはめの明確化に関する実務者ヒアリング」に参加し、議論模様の紹介や意見提示等を反映した「労働者派遣事業と請負により行われる事業との区分に関する基準に関する疑義応答集（第 3 集）」の作成に貢献。	ト義務及び協力義務、契約における「重大な過失」の明確化、システム開発における複数契約の関係、システム再構築対応の論点で検討を行い、「情報システム・モデル取引・契約書 第二版」を作成・公開（令和 2 年 12 月）。 ・DX の時代における情報システムの開発に有力とされる、アジャイル開発を外部委託する際のモデル契約について検討を行い、“準委任契約”を前提としアジャイル開発の要である“プロダクトオーナー”の役割等を明確化している点などを特徴とするアジャイル開発版「情報システム・モデル取引・契約書」を作成し、ユーザ企業・ベンダ企業間でアジャイル開発に関する理解を共有するための補足資料とあわせて公開（令和 2 年 3 月）。 ・ソフトウェア開発委託契約におけるセキュリティ対策の検討不備に起因する紛争防止の観点から、「情報システム開発契約のセキュリティ仕様作成のためのガイドライン」及び「セキュリティ仕様策定プロセス」を作成し、公開（令和 2 年 12 月）。 ・アジャイル開発導入の障壁の一つとなっている偽装請負指摘リスクの問題に関して、「労働者派遣事業と請負により行われる事業との区分に関する基準に関する疑義応答集（第 3 集）」の内容を反映したアジャイル開発版「情報システム・モデル取引・契約書」を作成・公開。（令和 3 年 10 月）		
--	--	--	--	--	--	--	--

				その公開に対応し、アジャイル開発版「情報システム・モデル取引・契約書」の解説に疑義応答集の内容を反映。（令和３年 10 月）累積 DL 数：（ガイドライン） 75,287 件 ・アジャイル開発版「情報システム・モデル取引・契約書」のバリエーションの一つとして、主として導入初期やユーザー／ベンダー間の信頼関係が十分確立されていない状況等における利用を想定した、実用最小限のプロダクト（MVP: Minimum Viable Product）について完成保証を行う契約の一例について、モデル契約の策定を行った DX 対応モデル契約見直し検討 WG の委員及びオブザーバー団体等による意見交換を行い、その内容を整理して公開。（令和４年 3 月 18 日） ・上記の成果物について、学会誌や業界誌への寄稿、業界団体のセミナーやイベントでの講演など、普及活動を実施。	・導入初期やユーザー／ベンダー間の信頼関係が十分確立されていない状況等における利用を想定した、実用最小限のプロダクト（MVP: Minimum Viable Product）について完成保証を行う契約について、モデル契約の策定を行った DX 対応モデル契約見直しの観点から、アジャイル開発版「情報システム・モデル取引・契約書」を作成・公開。（令和４年 3 月 18 日） 上記により、中期計画の ICT の新たな技術等に関する指針化・ガイドライン化、普及に関する目標を達成見込みであることを評価。		
	-中期目標 P.15- ○改正法に基づく、デジタル経営に係る認定事務の着実な実施	-中期計画 P.12- ○経済産業省が行うデジタル経営に係る認定制度の認定に関する事務を着実にを行うとともに、認定制度の効果的な運用に向けた支援を行う。また、認定を受けた事業者からの依頼に応じて、専門家の派遣その他情報処理システムの運用及び管理に関し必要な協力を行う。	<主な定量的指標> － <その他の指標> ○DX 認定制度の着実な運営 <評価の視点> ○我が国の DX 推進に資するものか。	<主要な業務実績> [定量的指標の実績] － [主な成果等] ○「<u>DX 認定制度</u>」の着実な運営 ・経済産業省が行うデジタル経営に係る認定制度（DX 認定制度）の申請受付や問合せ対応、審査業務、認定事務を着実に実施。 ・令和２年 12 月公表から令和４年 4 月公表分まで累計 357 者を認定企業として公表。 ・制度の認知度向上及び企業の活用促進を図るため、セミナー等での講演を実施。 ・東京証券取引所と経済産業省、IPA が共同で実施する「DX 銘柄」の事務局業務を実施。「DX 推進ポータル」を活用し、401 社からのアンケート調査回答を受け付けるとともに、回答結果の集計、制度に関する問い合わせに対応を行った他、選定に関する各種委員会を開催した。	[主な成果等] ○「<u>DX 認定制度</u>」の着実な運営 ・令和２年 11 月のウェブ申請受付開始以降、初回申請 585 件に再申請 958 件を加えた 1,543 件もの多数の申請について、体制強化、業務フローの改善等工夫をしながら審査業務、認定事務を実施し、累計 368 者が認定基準を満たしていることを確認した点を評価。 ・申請者の負担軽減を目的に、これまで運用した結果から明確になった申請における疑問点等とその回答をとりまとめ、FAQ として公開。加えて、約 900 件の様々な問合せに対応した点を高く評価。 ・「DX 銘柄」について、200 件のさまざまな問合せに対応。結果として、401 社からのアンケート調査回答につながった。また、選定に関する各種委員会を開催し、事業を		

					遂行した点を評価。 上記により、中期計画の DX 認定制度に関する事務を着実に行う目標を達成見込みであることを評価。	
	-中期目標 P.15- ○指針・認定制度の効果的な運用に向けた、事業者への情報支援、民間のデジタル経営の実態把握、関連のツール・ガイドラインの整備・普及	-中期計画 P.12- ○経済産業省が策定した「DX推進指標」の普及に加え、同指標に基づく自己診断結果のベンチマーク分析の実施・提供や、既存 IT システムの技術的負債を明らかにする指標、旧システム脱却に向けた実践手引書等の整備・普及を図る。	<主な定量的指標> ○DX 推進指標 自己診断結果提出企業数 <その他の指標> ○各企業が DX を推進するうえで有用となるガイド等の提供 <評価の視点> ○我が国の DX 推進に資するものか。	<主要な業務実績> [定量的指標の実績] ○累計 802 組織（令和 2 年度と令和 3 年度の合算。同一企業の重複を除く） [主な成果等] <u>○DX 推進指標の普及</u> - 令和 2 年度は 314 組織、令和 3 年度は 488 組織（同一企業の重複を除く）から自己診断結果データを収集し、累計 802 組織。 - 令和 3 年 11 月に DX 推進指標ベンチマークの速報版を自己診断結果提出企業 416 組織に提供（令和 2 年度報告より 150 組織増加）。また、令和 4 年 2 月に DX 推進指標ベンチマークの確報版を自己診断結果提出企業 486 組織に提供（令和 2 年度報告より 113 組織増加）。 - これまでに収集したデータから全体的な傾向、企業規模別や先行企業の特徴などを分析し、「DX 推進指標 自己診断結果 分析レポート（2020 年度版）」として公開（令和 3 年 6 月）。 - ものづくり補助金、地域 DX 促進支援事業等各種制度との連携を実施。 - DX に関する情報を発信するウェブサイト「DX SQUARE」を令和 3 年 11 月に開設。DX 認定企業へのインタビューにより、他社に役立つ具体的な DX 事例を紹介するほか、IPA が行う DX の各種施策の紹介、DX について学習できる様々なコンテンツを提供。 <u>○DX に対応する IT システムの構築促進</u> - DX 推進に必要な考え方、IT システム構築における要件、技術要素等の理解を目的に「DX 実践手引書（IT システム構築編）」を	[主な成果等] <u>○DX 推進指標の普及</u> - 講演等によるさまざまな PR のほか、他施策との積極的な連携により、提出企業数（同一企業の重複を除く）の累計が 802 組織を達成。令和 2 年度と令和 3 年度の目標値合計 240 組織に対し 334%を達成。 - DX 推進指標ベンチマークを速報版と確報版の 2 回提供することで、自社のポジションを認識させることにより、各企業の翌年度の計画策定時の活用に繋がったことを高く評価。 「DX 推進指標 自己診断結果 分析レポート（2020 年版）」をとりまとめ、令和 3 年 6 月に公表。令和 4 年 3 月 31 日時点で 16,041 ダウンロードを達成。次年度の DX 推進計画作成の参考資料として活用されたことを高く評価。 - DX 推進指標のほか、DX 推進に関する幅広い情報を積極的に発信するためウェブサイトを開設。開設から 3 か月で 20,000 ページビューを達成。DX 認定企業へのインタビューにより、他社に役立つ具体的な DX 事例を紹介するほか、IPA が行う DX の各種施策の紹介、DX について学習できる様々なコンテンツを提供し、企業の DX 推進に貢献している点を高く評価。 <u>○DX に対応する IT システムの構築促進</u> - DX の国内外の最新事例やシステム開発技術・方法論等の動向調査を行い、各企業が DX を推進するうえで必要な取組、どのような	

				制作し公開（令和 3 年 11 月）。関連資料も含め、公開から 4 か月で約 20,000DL を達成。 ○プラットフォームデジタル化指標の利用促進 - 各企業が自社の IT システムの技術的負債を診断するための指標として、IT システムが満たすべき基礎的な要件、DX に対応するための要件及び IT システム全体が満たすべき要件の 3 つから構成される「プラットフォームデジタル化指標」の案を策定。上記の成果を取りまとめた「DX の実現に向けた取組み」を公開（令和 2 年 6 月）。DX 推進指標を分析した結果として日本の大企業・中堅企業の多くが DX 実践で足踏みをしている傾向があるという状況と、その対応策として「プラットフォームデジタル化指標」「プラットフォーム変革手引書」を紹介。 - 各企業の IT システムを技術面から評価し、企業の経営者や IT 責任者が IT システムの技術的負債を把握するための指標（プラットフォームデジタル化指標）を策定。4 社を対象に試行診断を実施し、その結果を踏まえた見直しを行ったうえで公開（令和 3 年 3 月）。 - 当該指標を用いて分析サービスを行う事業者 9 社と当該指標活用のノウハウを共有するフォーラムを新設。フォーラムを通じ、企業に対し、当該指標の活用促進の他、IPA が提供する様々な DX 推進のための成果物や関連施策を用いた DX 推進を支援。 ○非競争領域における共通的なプラットフォームの構築に向けた調査・調整 - 企業・業界の非競争領域における共通的なプラットフォーム（PF）の構築のため、選定した 6 分野（上水道、下水道、医療介護、食品、繊維、空港）についての様々な支援を実施。	IT システムを構築するべきかを示すドキュメントを制作し公開した。さまざまなメディアにも取り上げられ、公開から 4 か月で約 20,000DL を達成し、企業の DX 推進に大変貢献していることを高く評価。 ○プラットフォームデジタル化指標の利用促進 - 一つの企業内に多くの IT システムが存在する中、既存 IT システムの技術的負債や変革が必要な IT システムを明らかにする「プラットフォームデジタル化指標」を策定するとともに、指標の有効性について、複数の企業にて試行診断を実施し検証したうえで公表。 - 本指標の活用により、技術面からのより詳細な現状認識が可能となり、特に IT システムが巨大化、複雑化しやすい大企業においても DX の推進が期待されることから、これを評価。 - フォーラムを新設したほか、講演、利用支援ドキュメント等さまざまな利用促進活動をしたことを評価。 ○非競争領域における共通的なプラットフォームの構築に向けた調査・調整 - 上水道については、複数の自治体を対象に共通 PF の導入を支援。医療介護は導入を検討する自治体、食品は導入を検討する事業者に対し、ステークホルダー間の合意形成のほか、共通 PF の仕様の作成を支援し、	
--	--	--	--	--	--	--

			・上水道 PF については複数の自治体を対象に導入を支援。 ・医療介護、食品、繊維については、PF 構築に関するステークホルダー間の合意形成を実施。PF の方向性の検討の他、一部要件定義等を実施。 ・空港、下水道については、PF 構築に向けた様々な調査を実施。 ・複数分野の共通 PF 構築活動により見出すことができる共通 PF 構築プロセス「共通 PF 推進プロセス」、また共通プラットフォームが満たすべき要素を可視化した「共通 PF クライテリア」を定義。	実現段階にまで達したことを高く評価 ・空港、下水道については、PF 構築に向けた様々な調査を行い、今後の共通 PF 導入に向けた下地を構築したことを評価。 ・今後の共通 PF 構築時の指針の一つとなる共通 PF 推進プロセス、共通 PF クライテリアを定義したことを高く評価。 上記により、中期計画の DX 推進指標の普及に加え、同指標に基づく自己診断結果のベンチマーク分析の実施・提供や、既存 I T システムの技術的負債を明らかにする指標、旧システム脱却に向けた実践手引書等の整備・普及を図る目標を達成見込みであることを高く評価。		
-中期目標 P.15- ○データを組織・産業横断的に活用する技術の社会実装に向けた共通の技術仕様（アーキテクチャ）の設計・普及を継続的に行う機能の整備	-中期計画 P.12- ○各省各庁又は事業者の依頼に応じて、多様なステークホルダーや専門家の参画を得て、透明性・公平性が担保された形で中立的なアーキテクチャの設計を行うとともに、その実施及び技術的知見の蓄積に必要な体制を安定的に確保する。また、アーキテクチャ設計の依頼に対する検討結果、標準化を含む実装・管理・運用方法等に関する調査研究結果の報告・公表を行う。加えて、アーキテクチャ設計のための人材育成機会の幅広い提供、将来的にアーキテクチャ設計が必要となる領域に関する実現可能性調査等の必要な取組を	<主な定量的指標> ○第四期中期目標期間終了時点までに6以上。うち1件以上は、第2段階終了。 <その他の指標> ○アーキテクチャ政策実現への貢献 <評価の視点> ○アーキテクチャ政策実現に必要な様々な観点に対応した成果となっているか。	<主要な業務実績> [定量的指標の実績] 累計3点（目標値比150%） [主な成果等] ○<u>アーキテクチャ設計の実施及び技術的知見の蓄積に必要な体制の安定的な確保</u> ・令和元年12月12日、「デジタルアーキテクチャ・デザインセンター（DADC）」の設立に向けた準備室を設置し、改正法の施行までの間、多様なステークホルダーの円滑な参画を実現する仕組みや、専門家を育成する方策、アーキテクチャ設計を行うべき分野に関する検討の場の整備、国内外の関係機関との連携の在り方などの検討事項を含む、センター設立の準備に着手。 ・令和2年5月15日、透明性・公平性が担保された形で中立的なアーキテクチャの設計を行うために必要な機能・体制を有するDADCを発足。 ○<u>各省各庁又は事業者の依頼に応じて、多様なステークホルダーや専門家の参画を得て、透明性・公平性が担保された形での中立的なアーキテクチャの設計の実施</u> ・令和2年度政府依頼案件 - 令和2年度政府依頼案件である自律移動ロ	[主な成果等] ○<u>アーキテクチャ設計の実施及び技術的知見の蓄積に必要な体制の安定的な確保</u> ・DADC の設立に向けた準備室を設置し、改正法の施行までの限られた期間中、アーキテクチャ設計を担うセンターとして必要な機能を検討。多様なステークホルダーの円滑な参画を実現する仕組みや、専門家を育成する方策、アーキテクチャ設計を行うべき分野に関する検討の場の整備、国内外の関係機関との連携の在り方等の様々な論点について検討した上で、令和2年5月15日にDADCを滞りなく発足させたことを評価。 ○<u>各省各庁又は事業者の依頼に応じて、多様なステークホルダーや専門家の参画を得て、透明性・公平性が担保された形での中立的なアーキテクチャの設計の実施</u> ・令和2年度政府依頼案件 - 令和2年度政府依頼案件であるドローン		

		行う。さらに、成果についての国内外への積極的な発信や関係機関等との連携を行い、産業アーキテクチャ・デザインに関する国内外のハブとなる組織となるように努める。		ボット（以下、ドローン PJ という）、ヒトモノ情報流の最適化（以下、住民起点 MaaSPJ という）、システム全体の安全確保（以下、スマート安全 PJ という）について、令和 2 年度から行っていたステークホルダー間での議論による As-Is モデルの整理、課題や潜在的なニーズの把握、これらを踏まえた To-Be モデルの作成等のアーキテクチャ設計の準備を実施。 上記結果を令和 3 年 6 月 1 日に開催された「第 2 回 Society5.0 の実現に向けたデジタル市場基盤整備会議」に「資料 3 各 WG の進捗報告と今後の方針」にて提示したところ、今後の方向性について官民の有識者より承認された。 しかし、令和 3 年 9 月 1 日にデジタル庁が設立したことにより、従来 DADC の取組内容を評価、決定する役目を担う会議体が「デジタル市場基盤整備会議」（経済産業省主催）から「デジタル社会推進会議」（デジタル庁主催）に変更となるなど事業運営に大きな影響を与える事象が生じた。その結果、ドローン PJ を始め、各 PJ は今後の活動方針を見直す必要が生じた。 デジタル庁発足後、同庁より、情報処理の促進に関する法律第五十一条第一項第八号に基づき、令和 3 年 10 月 8 日に「契約・決済（企業間取引）」、同年 12 月 1 日に「自律移動ロボット」分野のアーキテクチャ設計依頼をそれぞれ受領し、自律移動ロボットプロジェクトグループ（以下、自律移動ロボット PG）と契約・決済 PJ が発足した。なお、自律移動ロボット PG の中で、令和 2 年度政府依頼案件の住民起点 MaaSPJ 及びスマート安全 PJ を引き続き検討する形となった。 ・自律移動ロボット PG 自律移動ロボット PG として、令和 4 年 3 月末までに、関係するステークホルダーや専門家により構成される検討会等を 15 回開催し、自律移動ロボットに関するアーキテクチャ設計について、現状認識の共有や方向性、	PJ、住民起点 MaaSPJ、スマート安全 PJ においては、経済産業省等の多様なステークホルダーを巻き込むだけでなく、活動について発信し、第三者に意見をいただく機会を持った。これらの活動を通じ、As-Is モデルの整理、課題や潜在的なニーズの把握、これらを踏まえた To-Be モデルの作成を実施し、「第 2 回 Society5.0 の実現に向けたデジタル市場基盤整備会議」において、その成果を公表し、官民の有識者より今後の方向性について承認され、アーキテクチャ政策実現へ着実に貢献したことを評価。 ・自律移動ロボット PG と契約・決済 PJ を発足させ、依頼内容のドメイン知識を有する人員確保を実施し、依頼テーマについて令和 3 年度末までに 37 名の検討体制を構築したことを評価。 ・自律移動ロボット PG 自律移動ロボット PG として自動運転車やドローン、サービスロボットといった自律移動ロボットの活用にデジタル技術を援用することで、人間中心で社会的課題の解決と産業発展を同時に実現する将来ビジョン	
--	--	---	--	---	---	--

			ユースケース、要求事項、アーキテクチャ、社会実装に向けた施策その他論点についての議論を実施。 また、上記検討会で検討したアーキテクチャ設計方針を踏まえ、基本方針やビジョン、アーキテクチャの設計に関する中間報告書を作成し、令和４年３月に公表。 ・契約・決済 PJ 契約・決済 PJ として、令和４年３月末までに、関係するステークホルダーや専門家により構成される検討会等を９回開催し、企業間取引に関するアーキテクチャ設計について、現状認識の共有や方向性、ユースケース、要求事項、アーキテクチャ、社会実装に向けた施策その他論点についての議論を実施。 取組の目的や背景にある課題・ニーズについてステークホルダー間で整理を行い、アーキテクチャ設計に関する方針を固めた。その内容および検討結果についてウェブページにて公表。（なお、令和４年５月にデジタル庁へ経過報告を実施。） ・セキュリティ PJ 次世代の政府情報システムにおけるセキュリティアーキテクチャに関する検討を令和２年度より実施。関係するステークホルダーや専門家により構成される検討会を２回開催し、セキュリティアーキテクチャ設計に関する現状認識の共有や方向性、ユースケース、実装に向けた対応方針、その他論点についての議論を実施。 ・ベース・レジストリ PJ 社会の基盤となるデータベース及びアーキテクチャに関する検討を令和２年度より実施。所管のデジタル庁より、令和３年１０月から、令和４年３月まで当該 PJ に対するアーキテクチャ検討に係る調査研究の依頼を受託し、依頼内容に基づきユースケース、要求事項、アーキテクチャ、社会実装に向けた	を描き、その実現に必要な取組を検討。令和４年３月末までに、当該領域において知見を有する産官学の幅広いステークホルダーや専門家を巻き込み、当該検討内容について議論する検討会を実施し、中間報告書を作成・公表したことを評価。 ・契約・決済 PJ 契約・決済 PJ として、業種や事業者の規模を問わず、各企業や政府機関が異なる業務システムの利用時に、取引に関する標準化されたデータ・業務サービスの連携・共有を可能とすることに加え、取引データの利活用のあり方について検討。令和４年３月末までに、当該領域において知見を有する産官学の幅広いステークホルダーや専門家を巻き込み、検討会を実施し、中間報告書を作成・公表したことを評価。 ・セキュリティ PJ 当該領域において知見を有する産官学の幅広いステークホルダーや専門家を巻き込み、検討会を実施。その際、ゼロトラストアーキテクチャ適用方針について有識者に説明し、その中で取り扱われる常時リスク診断対処方法に関する検討内容を報告し、有識者から合意を得ることができたこと、及び常時リスク診断対処方法の実装を見据えた今後の対応方針を取りまとめ、公表したことを評価。 ・ベース・レジストリ PJ 所管のデジタル庁より、ベース・レジストリ PJ に対するアーキテクチャ検討に係る調査研究の依頼を受託し、依頼内容に基づきユースケース、要求事項、アーキテクチャ、社会実装に向けた施策・各種ガイドラインの整備、その他論点についての検討を実施し、検討結果について、デジタル庁へ	
--	--	--	---	--	--

				施策・各種ガイドラインの整備、その他論点についての検討を実施し、検討結果について、デジタル庁へ報告を行った。また、活動成果について中間報告書を作成し、令和４年３月に公表。 ○アーキテクチャ設計の依頼に対する検討結果、標準化を含む実装・管理・運用方法等に関する調査研究結果の報告・公表 ・DADC の認知度向上のため、DADC のロゴマークを作成及び公開。 ・アーキテクチャの重要性を訴求する普及イベント開催（大規模含む）について、令和元年度に１件、令和２年度に３件、令和３年度に８件開催。 ・アーキテクチャの重要性を多様なコミュニティにアピールすることを目的として、外部団体主催でのイベントにて令和元年度に１７件、令和２年度に７件、令和３年度に１１件講演を実施。また、令和２年度に１件、令和３年度に２件学会誌へ寄稿。 ・主にアーキテクチャ設計プロジェクトの活動が推進されることを目的として、外部支援サービスを活用し、コミュニティ形成に着手することで多様なステークホルダーの関与を促進。 ・DADC の取組を発信するため、専用のウェブページを作成し、公開。 ・Twitter,Facebook,Youtube 等の媒体において 2,394 名の登録者を獲得し、専用ウェブページでは、年間 187,315 件のサイトアクセス数を通じて（令和３年度調べ）、アーキテクチャ設計の検討成果等の普及啓発、情報発信を実施した。 ・DADC の取組に参画してほしいターゲットに対して、アーキテクチャ設計のより具体的なイメージを持ってもらうことを目的として、デジタルアーキテクチャ設計を説明する動画を制作。 ○アーキテクチャ設計のための人材育成 ・社会システムのアーキテクチャ構築に有効と	報告を行い、中間報告書を作成・公表したことを評価。 ○アーキテクチャ設計の依頼に対する検討結果、標準化を含む実装・管理・運用方法等に関する調査研究結果の報告・公表 ・DADC の取組やアーキテクチャの重要性等に関する普及活動として、令和元年度～令和３年度末までにおいて、幅広くかつ積極的に実施。特に、アーキテクチャの重要性をアピールするため、毎年のイベント開催や、DADC 専用のウェブページ、Twitter,Facebook,Youtube 等の媒体を開設し、継続的な活動内容の情報発信を実施。その結果、計 2,394 名の登録者、専用ウェブページでは、年間 187,315 件のサイトアクセス数を得て、DADC の取組の普及に対して貢献したことを評価。 ○アーキテクチャ設計のための人材育成 ・令和元年～令和３年度末の期間中、新型コ		
--	--	--	--	--	---	--	--

			されるシステムズエンジニアリングに精通し、その推進団体である INCOSE の元会長である David A.Long 氏を招聘し、教育プログラムの試行として 4 日間の「アーキテクト人材育成セミナー」を開催（令和元年 1 月 14～17 日） ・Society5.0 を実現するアーキテクト育成の目標を明確化する為に、アーキテクティングに関する有識者へのインタビュー等を通じ、アーキテクトの人材像の定義に着手。 ・アーキテクト人材育成のカリキュラムの試行として、米国 MIT の Engineering Systems Lab の Oliver deWeck 教授を招聘し、アーキテクト人材育成の公開セミナーを実施（令和 2 年 1 月 12 日～14 日）。 ・令和 2 年度までの取組を踏まえ、アーキテクトの役割定義及び人材定義をまとめ、「アーキテクト人材開発・育成に関する中間報告書」として公開。 ・アーキテクト人材育成の必要性啓発を目的として、産官学の有識者を招き、VentureCafeTokyo を使ったパネルディスカッションを 3 回（令和 3 年 7 月、8 月、9 月）に渡り実施。 ・アーキテクトの人材開発・育成を効果的に進めるため、個々人の特性（性格・思考パターン等）を把握する特性評価機能のプロトタイプを実施。DADC メンバー53 人に対して実施。 ・DADC 新規入構者に対するシステムズエンジニアリング研修及び DADC メンバーを対象としたアーキテクティングに関連研修を実施。 ・DADC のステークホルダーとなる省庁関係者等をターゲットに、システムエンジニアとして豊富な実績を持つ、世界トップクラスの有識者である James Martin 博士を招聘し、Society5.0 をエンタープライズと捉えたアーキテクチャ設計に関する「アーキテクト人材育成セミナー」を実施（令和 4 年 1 月 29 日～2 月 1 日）。	ロナウイルス感染症が蔓延し、開催が危ぶまれたこともあったが、開催方式等を熟慮した上で、毎年世界有数のトップアーキテクトと調整し、「アーキテクト人材育成セミナー」を開催、アーキテクト人材の育成に貢献したことを評価。 ・令和 2 年度までの取組を踏まえ、アーキテクトの役割定義及び人材定義をまとめ、「アーキテクト人材開発・育成に関する中間報告書」として公開。また、アーキテクト人材開発・育成を効果的に進めるため、アーキテクトの特性の評価を実施し、アーキテクトの人材開発の効率化を目指した。これらの活動を通じて、アーキテクト育成に関する重要性、社会的意義を発信したことにより新たな社会価値の創出に寄与したことを評価。		
--	--	--	---	--	--	--

			○将来的にアーキテクチャ設計が必要となる領域に関する実現可能性調査等の必要な取組を実施。 ・令和 2 年度採択テーマ ① サービスロボットのより広範な活用に向けた安全・安心を確保するためのガバナンスモデル及び関連産業を含むビジネスエコシステムを実現するアーキテクチャの検討 ② 家庭生活で使用される汎用機器を用いた、Personal Generated Data（個人から生成されるデータ）を活用した健康管理・予防を中心とするサービスを実現するアーキテクチャの検討 ③ 「第三者データ取引機能」を通じて信頼性を担保したうえで、多種多様な分野間のデータの流通・活用を可能とするアーキテクチャの検討 ・令和 3 年度採択テーマ ① Society5.0 の基盤としてのスマートビル・アーキテクチャ ② サービスに応じたデジタル本人確認ガイドラインの検討 ・令和 2 年度は上記 3 件※、令和 3 年度は上記 2 件のテーマが、民間事業者等から応募のあった中から採択。それぞれ年度中に検討を実施し、年度末の終了審査会にて、活動成果が審査された。その結果、令和 2 年度は「サービスロボットのより広範な活用に向けた安全・安心を確保するためのガバナンスモデル及び関連産業を含むビジネスエコシステムを実現するアーキテクチャの検討」、令和 3 年度は「Society5.0 の基盤としてのスマートビル・アーキテクチャ」が DADC として活動を本格化させることが妥当と判定された。 ※うち 1 件（令和 2 年度採択テーマ②）は採択されたが、新型コロナウイルスの影響により提案者の活動が難しくなったため、双方協議の上活動中止。 ○成果についての国内外への積極的な発信及び関係機関等との連携	○将来的にアーキテクチャ設計が必要となる領域に関する実現可能性調査等の必要な取組を実施。 ・DADC が取り組むべきソフト・ハードに限らず、制度・ルールも含む社会や産業構造のアーキテクチャのアイデアを民間事業者等から募り、令和 2 年度は上記 3 件※、令和 3 年度は上記 2 件のテーマを採択。DADC として、対象分野の関連企業、有識者、関連省庁等との議論の場の設定、アーキテクチャ設計に関連する海外動向等の基礎調査の支援や議論の場の設定、アーキテクチャ設計試行の支援等を実施し、外部有識者等を含む終了審査会にて、計 2 件のテーマが活動を本格化させることに至り、民間企業からのアイデアをアーキテクチャ設計、社会実装に向けて着実に進めている点について評価。 ○成果についての国内外への積極的な発信及び関係機関等との連携		
--	--	--	---	---	--	--

			・「日印デジタル・パートナーシップ」に基づく、IPA、(独) 日本貿易振興機構 (JETRO) 及び印 iSPIRT におけるデジタルインフラ構築に関する相互協力に関する共同声明の発表 (令和元年 12 月 12 日)。 ・Society5.0 の実現のためのアーキテクチャ設計が、国際的な取組との整合性を確保し、本取組が国際的にも付加価値を出せるようにするため、海外の適切な関係機関 (米 NIST、米 IIC 、独 Platform Industrie 4.0、印 iSPIRT 等) について調査。また、将来の海外機関との連携を見据え、国内で協調して日本のアーキテクチャ設計の取組を推進するため、国内関係機関 ((独) 産業技術総合研究所 (AIST)、ロボット革命・産業 IoT イニシアティブ協議会、SIC など) とのコミュニティ形成し、連携を実施。 ・世界のデジタル市場基盤の技術として、データ基盤(GAIA-X/IDSA 等)、およびシステムコンポーネント連携基盤(デジタルファクトリーフレームワーク、管理シェル等)を調査。 ・DADC の活動の参考にしていくため、取組が進んでいる NIST、IIC、PI4.0、iSPIRT、MOSIP などの海外機関の調査や GAIA-X/IDSA について仲間作りの方法、進め方プロセス、組織体制、日本の製造業等に与えるインパクトについて分析。 ・RRI (Robot Revolution & Industrial IoT Initiative : ロボット革命・産業 IoT イニシアティブ協議会) から発行された GAIA-X/IDSA を分析した「デジタル経済圏の胎動: 欧州デジタル戦略」の執筆に携わり、特に「認証の仕組み (IDS 認証)」のパートを対応。 ・製造業における CPS のための標準化の現状把握のための「システム・コンポーネント連携基盤」を整理。	・JETRO 及び印 iSPIRT におけるデジタルインフラ構築に関する相互協力に関する共同声明や、AIST、ロボット革命・産業 IoT イニシアティブ協議会、SIC などとのコミュニティ形成等、国内外関係機関との連携を着実に進めたことを評価。 ・海外の適切な関係機関 (米 NIST、米 IIC 、独 Platform Industrie 4.0、印 iSPIRT 等) について調査し、Society5.0 の実現のためのアーキテクチャ設計が、国際的な取組と整合性を確保し、本取組が国際的にも付加価値を出すための貢献をしたことを評価。 ・データ基盤およびシステムコンポーネント連携基盤を調査し、DADC の知見蓄積に貢献したことを評価。 ・DADC の活動の参考にしていくため、取組が進んでいる NIST、IIC、PI4.0、iSPIRT、MOSIP などの海外機関の取組を調査するとともに、国内の関係組織と連携して調査・成果の発表を行ったことは、DADC の取組の国際的な整合性確保、付加価値創出に寄与するものであり、これを評価。 上記により、中期計画のアーキテクチャ設計に関する目標を達成見込みであることを高く評価。	
--	--	--	---	--	--

	-中期目標 P.15- ○IoT システムや組込みソフトウェア等の高度化、生産性・信頼性向上に向けた指針・ガイドライン等の整備及び普及	-中期計画 P.12- ○IoTシステムや組込みソフトウェア等の高度化や生産性・信頼性の向上に向けて、指針・ガイドライン等の整備・普及を図る。	<主な定量的指標> ー <その他の指標> ー <評価の視点> ○IoT システムの信頼性向上に向けた指針・ガイドラインなどの整備・普及に資するものか。 ○我が国の製造分野のDX 推進に資するものか。 ○情報システムの信頼性向上に資するものか。 ○安全安心なIoTシステムの実現に資するものか。	<主要な業務実績> [定量的指標の実績] ー [主な成果等] ○<u>地域・中小企業における安全安心な IoT の普及活動</u> ・「つながる世界の開発指針」の普及として、「つながる世界の開発指針」「つながる世界の品質確保の手引き」を各産業分野に展開、周知。(平成 30 年度) ・製造分野のマルチプラットフォームにおける高信頼化に関する国際概念実証実験を実施し、報告書を公開。 ー独国フラウンホーファー研究機構実験的ソフトウェア工学研究所 (IESE) が Industrie 4.0 の概念に基づき開発中のプラットフォーム BaSys4.0 と、ORiN 協議会が開発したプラットフォーム ORiN とを接続したマルチプラットフォームシステム環境におけるセキュリティ対策に必要な機能について、IPA を含む 3 者協同の国際 PoC (概念実証実験) を企画。3 者共同で実施することで合意し、MoU 締結 (平成 30 年 10 月)。 ー令和元年度に実証実験を実施し、その有効性を実証。「IoT セキュリティガイドライン」に基づいたセキュリティ対策の国際概念実証の結果について、その報告書とビデオを作成し公開 (令和 2 年 6 月)。 ○<u>製造分野における DX 推進を加速するための活動</u> ・中小規模製造業の製造分野における DX 推進の取組の事例を収集し、DX 成功に導く 4 つの特徴的な取組課題として「中小規模製造業の製造分野における DX のための事例報告書」を公開。(令和 2 年度)(ダウンロード数: 20,185 件) ・DX の理解、必要性、ノウハウをまとめた「中小規模製造業者の製造分野における DX 推進のガイド」を公開。(令和 2 年度)(ダウンロ	[主な成果等] ○ <u>地域・中小企業における安全安心な IoT の普及活動</u> ・計画を上回る団体・企業に周知し成果指標を確実に達成したことを評価。 ・マルチプラットフォーム化の進展により増大する脅威と対策の必要性について国内外の有識者と連携し進めたことを評価。 ・実証実験から、マルチプラットフォームシステム環境におけるセキュリティ対策の実施例を示し、DX 時代に期待される IoT セキュリティ対策の必要性を具体的に提示するとともに、国際標準化提案中の「IoT セキュリティガイドライン」の重要性をアピールしたことを評価。 ○<u>製造分野における DX 推進を加速するための活動</u> ・ガイドでは製造分野 DX における目指す姿や、自社の課題の可視化、および DX に対する成熟度の向上に向けたアクションが提示された。今まで DX の必要性を認識しつつも取組方法等が分からず進められていない中小規模の製造業が、自らのデジタル技術を活用する改革に乗り出せる道筋を示した。各社で DX の取組が加速する期待につながったことを評価。		
--	---	---	---	---	---	--	--

				ード数：26,903 件) ・中小規模製造業の製造分野における DX の具体的な取組方法を示した「製造分野 DX 度チェック」を公開。(令和 3 年度) ・中小規模製造業における DX の目指す姿に向けた推進ステップ例を公開。(令和 3 年度) ・中小規模製造業で、これから DX の取組を行う企業向けに、気軽な読本である「製造分野金言コラム集」を公開。(令和 3 年度) ○情報システムの障害状況を整理して発信 ・「情報処理システム高信頼化部会」において平成 30 年度までに収集・分析した重要インフラシステム等の障害事例をもとに作成した、ガバナンス/マネジメント領域の教訓 21 件、技術領域の教訓 33 件、計 54 件の教訓を取りまとめて「情報処理システム高信頼化教訓集 IT サービス編」として公開(平成 31 年 3 月)。 ・平成 23 年から継続して、報道された「情報システムの障害状況」を収集し、定期的に公開するとともに、これらの障害事例を加えて再整理した『「注意すべき観点」に基づいた障害事例の分類」及び「障害事例一覧表」を上記とあわせて公開(令和元年までで終了)。 － 情報システム障害発生状況関連資料のダウンロード数：28,897 件 ○IoT セキュリティ教材の提供 ・IoT セキュリティ教材を開発(開発委託先：情報セキュリティ大学院大学)し、教育機関・企業・団体に対して提供(令和 2 年 11 月)。 － 教材提供件数:45 件(学校教育機関 11、企業 32、団体 2) ・教材に対するニーズを満たすための継続的な改善や維持管理を(一社)組込みシステム技術協会(JASA)に移管(令和 4 年 1 月)。	・取組が思う様に進められていない中小規模の製造業の経営者にデジタル化の必要性や、改革を進める上での気付き、ヒントが得られたという高い評価。および各所から講演依頼の増加や、書籍への投稿依頼も複数あることから、高い期待を受けていると評価。 ○情報システムの障害状況を整理して発信 ・情報システム障害の傾向、注意すべき事項の情報発信(改元、消費税率変更の対応)は、広く情報システムの高信頼性化のために警鐘を発信したことを評価。 ・公開後数か月の間に 10,000 件を超えるダウンロードがあり、高い注目度を獲得した点を評価。 ○IoT セキュリティ教材の提供 ・IoT に知見のある業界団体のレビューにより教材の品質向上につなげたこと、また、当初想定教育機関以外からのニーズも多く、提供範囲を拡大。これにより教材の提供件数が大幅に伸び、幅広い活用につなげた点を評価。 上記により、中期計画の IoT システムや組込みソフトウェア等の高度化や生産性・信頼性の向上に向けて、指針・ガイドライン等の整備・普及を図る目標を達成見込みであることを評価。	
--	--	--	--	--	---	--

-中期目標 P.15- ○製品・サービスの生産性や信頼性を向上させるための手法・技術の活用及び普及	-中期計画 P.12- ○高度で複雑な課題を効果的かつ包括的に解決する手法として期待される「システムズエンジニアリング」を始め、事故分析手法や安全性解析手法など、製品・サービスの生産性や信頼性を向上させるための手法や技術の活用及びそれらに関する情報提供、さらには、それらによる社会問題の解決に向け社会各層への多面的な普及展開を図る。	<主な定量的指標> ー <その他の指標> ○IoTやAIなどの技術が進展し、複雑化、多様化してきた近年のシステム開発においては、従来にも増して、システム俯瞰アプローチ（目的指向と全体俯瞰、多様な専門分野の統合などを考慮するシステム開発アプローチ）が重要。そのため、システム俯瞰アプローチに対応できる人材育成に寄与するために、目指すべき人材像を明らかにし、その育成に必要な教材や事例集、演習の手引き等を作成。 ○事故分析手法や安全性解析手法など、製品・サービスの生産性や信頼性を向上させるための手法や技術の活用及びそれらに関する情報提供を実施。 ○ソフトウェア開発の定量データ分析や上流工程などに関する成果物の作成と公開、そしてその普及を行う。 <評価の視点>	<主要な業務実績> [定量的指標の実績] ー [主な成果等] <u>○製品・サービスの生産性や信頼性を向上させるための手法や技術の普及</u> 製品・サービスの生産性や信頼性を向上させるための手法や技術の活用及びそれらに関する情報提供、それらによる社会問題の解決に向け社会各層への多面的な普及展開を実施。 <システムズエンジニアリング、製品・サービスの生産性や信頼性を向上させるための手法や技術> a.システム俯瞰アプローチに対応できる人材育成に寄与するため、目指す人材像を明らかにし、その育成に必要な教材として、「システムズエンジニアリングの実践演習」を作成。産業界でのシステム俯瞰アプローチの推進を促すために、「経営者のためのシステムズエンジニアリング導入の薦め」、「開発者のためのシステムズエンジニアリング導入の薦め」、「成功事例に学ぶシステムズエンジニアリング」を用いて普及展開を実施。平成30年度は、12団体、181企業、5大学にシステム俯瞰アプローチの重要性を広く周知し、IoT時代におけるシステム開発においてシステムズエンジニアリングの有効性の普及に寄与。 ・文部科学省、厚生労働省、経済産業省の3省共同で作成された「2018年版ものづくり白書」（第1章第3節）（平成30年5月公開）に、「成功事例に学ぶシステムズエンジニアリング」が引用されるなどIoT時代におけるシステム開発においてシステムズエンジニアリングの有効性の普及に寄与。 ・システムズエンジニアリングに関するグループ演習の実施の手引きを公開（令和2年3月）。 ・ダウンロード数（公開～令和4年3月） ・「経営者のためのシステムズエンジニア	[主な成果等] <u>○製品・サービスの生産性や信頼性を向上させるための手法や技術の普及</u> ・情報提供を実施するとともに、業界団体などの要請に応じ団体主催のイベント等に講師を派遣するなど外部団体からの依頼や協力要請に対応することで、中期目標/中期計画の達成に寄与したことを評価。 <システムズエンジニアリング、製品・サービスの生産性や信頼性を向上させるための手法や技術> ・システムズエンジニアリングやSTAMPに関する取組の成果は、DADCの設置趣旨や活動内容に反映。 ・システムズエンジニアリングやSTAMP等に関する活動（部会/WG、学界/業界団体との連携等）により築かれた人脈が、DX推進や産業アーキテクチャ設計の取組に活用されていることを評価。 ・コロナ禍でイベント等の開催や講師派遣形態が流動的な状況でも、依頼元の要望に沿い、臨機応変ができ、イベントの成功、依頼元からの高評価につながったことを評価。 ・コロナ禍で開催中止となったセミナーの代替として、「ユーザのための要件定義ガイド第2版」の解説動画5本を作成。聴講しやすさを重視し、工夫した講演内容で、動画配信することにより、累計11,300を超える視聴数を得られ、普及を実施できたことを評価。 ・「ユーザのための要件定義ガイド第2版」について、継続的な普及を行い、ダウンロード数累計で1万を超え、書籍も初刷1,500冊完売し、増刷1,000冊が決定、多く普及したことを評価。		
---	--	--	--	--	--	--

			○製品・サービスの生産性や信頼性を向上させるための手法・技術の活用に資する活動成果であるか。 リング導入の薦め」 約 6,300 - 「開発者のためのシステムズエンジニアリング導入の薦め」 約 11,000 - 「成功事例に学ぶシステムズエンジニアリング」 約 10,000 - 「システムズエンジニアリング演習実施のための資料一式」 約 1,600 b. ICT システムの安全性解析や事故分析の手法として米国等で実績がある STAMP について、STAMP 支援ツール (STAMP Workbench) や「はじめての STAMP/STPA」等のガイドブック等を活用し、普及拡大を実施。 ・IPA 主催、有人宇宙システム (株)、(株) エヌ・ティ・ティ・データ、(株) チェンジビジョン、(一社) 組込みシステム技術協会 (JASA) 及び (地独) 東京都立産業技術研究センター共催で、「第 3 回 STAMP ワークショップ」を開催 (平成 30 年 12 月 3 日～4 日)。 ・(一社) JASPAR が、乗り物分野の国際標準化団体である SAE International に対して安全規格の策定に取り組んでおり、IPA が規格提案に協力。本規格提案に「はじめての STAMP/STPA」シリーズの一部が盛り込まれ、正式文書 (SAE J3187) として承認 (平成 31 年 1 月)。 ・ISO 26262 2nd、ISO 21448(SOTIF)DIS 版への JASPAR からの提案作成に直接参加。JASPAR 提案はそれぞれの ISO 規格に反映。 ・「システム思考」への理解を深め、STAMP をより効果体に活用するための「STAMP ガイドブック～システム思考による安全分析～」を作成し、公開 (平成 31 年 3 月)。 ・団体を通じた普及推進活動。(国研) 科学技術振興機構が「戦略プロポーザル」として取りまとめ公開した「AI 応用システムの安全性・信頼性を確保する新世代ソフトウェア工学の確立」(平成 30 年 12 月) に IPA が取りまとめた STAMP に関する知見が引			
--	--	--	--	--	--	--

				用。 ・国立情報学研究所（NII）と「AI/IoT システムのための安全性シンポジウム」を共催で開催（令和元年 11 月 26 日）。 ・NII 主催「第 2 回 AI/IoT システム安全性シンポジウム」を後援（令和 2 年 11 月 10 日～12 日）。 ・3 企業〔(株) エヌ・ティ・ティデータ、デロイトトーマツリスクサービス（株）、パナソニック（株）〕に STAMP を紹介し、意見交換を実施。 ・5 教育機関に STAMP を紹介し、意見交換を実施。うち 2 大学において講義の新設。 ・ダウンロード数（公開～令和 4 年 3 月） - 「はじめての STAMP/STPA」シリーズ 約 47,600 - STAMP 支援ツール（STAMP Workbench）約 52,500 c. 外部団体等からの要請によるシステムズエンジニアリング及び安全性解析手法に関する講演やセミナー実施（令和元年度～令和 3 年度計 8 件）。 d. 業界団体など外部からの要請に応じ、団体主催のイベント等に講師を派遣し、これまで取組を行ってきた、システム構築の上流工程強化、組込み開発・IoT、IT 人材白書、AI 白書、先進技術、アジャイル版モデル契約等に関する講演を実施。（令和元年度～令和 3 年度計 37 件）。 e. DX が注目を集め、従来のような IT ベンダやシステム部門が中心となる要件定義から、業務部門のユーザが主体的に関与する要件定義へと変革の一助となる「ユーザのための要件定義ガイド第 2 版」の普及を実施。 ・コロナ禍で中止となったセミナーに関し、参加者からの要請に応じ、解説動画（5 本）を作成・公開（公開～令和 4 年 3 月、視聴数計 11,300 超）。 ・ダウンロード数（公開～令和 4 年 3 月）		
--	--	--	--	---	--	--

			・「ユーザのための要件定義ガイド第 2 版」約 113,000。 ・書籍 1,500 冊を完売、1,000 冊増刷決定。 f. 業界団体など外部からの要請に応じた協力 ・JASA 主催「ET ロボコン」にて IPA 賞を贈賞。 ・(一社)日本科学技術連盟(JUSE)主催ソフトウェア品質シンポジウム(SQiP)からの依頼により、「ソフトウェア品質知識体系ガイド SQuBOK Guide V3」エンドースメントを寄稿。 <ソフトウェア開発データ白書> ・ソフトウェア開発データの活用による情報処理システムの信頼性向上を目指し、平成 29 年度までに収集した 4,564 件のプロジェクトデータを分析した、「ソフトウェア開発データ白書 2018-2019」を発行（平成 30 年 10 月）。 累積 DL 数：(本編) 165,000 件、(金融保険業編)12,017 件、(情報通信業編)7,665 件、(製造業編)6,006 件。 ・平成元年度までに収集した 5,066 件のプロジェクトデータを分析して、「ソフトウェア開発分析データ集 2020」を公開（令和 2 年 10 月）。 累積 DL 数：(本編)21,075 件、(金融保険業編)5,099 件、(情報通信業編)4,191 件、(製造業編)3,851 件。 ・組込み系ソフトウェア開発のプロジェクトデータを分析した「組込みソフトウェア開発データ白書 2019」を発行（令和元年 11 月）。 累積 DL 数：4,236 件。 ・セミナー開催等を行い、「ソフトウェア開発データ白書/分析データ集」の活用等によるソフトウェア開発における定量的管理の普及を推進。 <システム開発の上流工程強化> ・IoT の進展等に伴うシステムの高度化に対応するとともにその生産性・信頼性の向上を目	<ソフトウェア開発データ白書> ・ソフトウェア開発データの活用による情報処理システムの信頼性向上を目指し、ソフトウェア開発のプロジェクトデータを継続的に収集・分析して「ソフトウェア開発データ白書/分析データ集」として取りまとめて公開する（平成 30 年 10 月、令和 2 年 10 月）と共に、それ等を活用した定量的管理の普及を推進したことを評価。 ・IoT の進展等に伴うシステムの高度化に対応するとともにその生産性・信頼性の向上を目指し、現状でも強化が求められているシステム開発プロセスの上流工程において、平成 29 年度までに整備した指針・ガイドライン類の普及促進を実施し、その過程で明らかになった要件定義等の諸課題について、システム構築上流工程強化部会及び関連 WG を中心に検討を行い、「非機能要求グレード 2018」の公開（平成 30 年 4 月）及び「ユーザのため要件定義ガイド 第 2 版」の公開（令和元年 12 月）などを実施したことを評価。 <システム開発の上流工程強化> ・DX 推進においては、要件定義をユーザ企業が主体となって実施することが重要である		
--	--	--	--	--	--	--

			指し、現状でも強化が求められているシステム開発プロセスの上流工程において、平成 29 年度までに整備した「ユーザのための要件定義ガイド」、「システム再構築を成功に導くユーザガイド」、「非機能要求グレード」の普及促進を実施し、その過程で明らかになった要件定義等の諸課題について、システム構築上流工程強化部会及び関連 WG を中心に検討を行い、ガイドブック等を作成・改訂。 ・「非機能要求グレード 2018」を公開（平成 30 年 4 月） 累積 DL 数：(本体一括) 138,947 件。 ・中小企業向けに「ユーザのため要件定義ガイド」のポイントを抽出し、中小企業が IT を導入する際、はじめに行う「要件定義」で起こる問題や、その解決策のヒントとなるコツを小冊子にまとめ、「ストーリーで学ぶ要件定義実践入門 ～仕出し弁当『グルメ亭』の大変革は、こうして始まった～」として公開（平成 31 年 3 月）。 累積 DL 数：11,240 件。 ・「ユーザのため要件定義ガイド 第 2 版」を公開（令和元年 12 月）。 累積 DL 数：86,637 件。	が、実際にはユーザ企業がその能力を保持することは容易ではなく、様々な問題が発生している現状に鑑み、発生する問題やその解決策を取りまとめ、ガイドとして具体的に提示することにより、ユーザ企業の要件定義に係る能力の向上に寄与し、要件定義に起因するシステム構築時のトラブル低減、ひいては我が国の DX 推進への貢献も期待されることから、これを高く評価。 上記により、中期計画の「システムズエンジニアリング」を始め、事故分析手法や安全性解析手法など、製品・サービスの生産性や信頼性を向上させるための手法や技術の活用及びそれらに関する情報提供についての目標を達成見込みであることを評価。	
-中期目標 P.15- ○重要性の高い基準・指針等の国際標準化への取組	-中期計画 P.12- ○IoT 製品やシステムの利用時のセーフティやセキュリティを確保するための客観的な基準・指針等、特に重要性の高いものについては、我が国の国際競争力の確保に留意しつつ国際標準化を推進する。	<主な定量的指標> ー <その他の指標> ○開発時に特にセキュリティを担保することを主眼とする国際規格の策定への貢献度 <評価の視点> ○重要性の高い基準・指針などの国際標準化に資するものか	<主要な業務実績> [定量的指標の実績] ー [主な成果等] ○IoT セキュリティに関する日本発の国際標準化の推進 我が国産業界の競争力を強化するとともに、国際的な IoT のセキュリティレベルの向上を目指すために、日本主導で進めている遵守すべきセキュリティの基本的な枠組みの国際標準化を推進。 ・「つながる世界の開発指針」が採用されている「IoT セキュリティガイドライン」に基づいて ISO/IEC JTC 1/SC 27 に提案してプロジェクトを成立（平成 30 年 4 月）させた ISO/IEC 27400 "Guidelines for security and privacy in Internet of Things (IoT)"に	[主な成果等] ○IoT セキュリティに関する日本発の国際標準化の推進 インターネットを介して様々な機器同士がつながる IoT 時代においては、安心安全な製品やシステムを開発する上で国際的に整合を取ることが重要である。 我が国が主導して IoT 製品やシステムのセーフティとセキュリティの担保を主眼とする国際規格を策定することは、我が国の国際競争力強化にもつながるものである。 その基本的な枠組みに関する 2 件の規格のうち、 ①「安全な IoT システムのためのセキュリテ	

				ついて、最終国際規格案（FDIS）への移行が決定され、投票が開始（令和 4 年 2 月 28 日～4 月 25 日）。 ・「安全な IoT システムのためのセキュリティに関する一般的枠組」をベースとして、「つながる世界の品質確保に向けた手引き」等の成果に基づいて ISO/IEC JTC 1/SC 41 に提案してプロジェクトを成立(平成 30 年 5 月)させた"Integration of IoT trustworthiness activities in ISO/IEC/IEEE 15288 systems engineering processes"について、国際規格として成立させ、令和 3 年 5 月 28 日に発行、IPA によるお知らせ公表と経産省によるニュースリリース（令和 3 年 6 月 21 日）。	ィに関する一般的枠組」をベースとして、「つながる世界の品質確保に向けた手引き」等の成果に基づく"Integration of IoT trustworthiness activities in ISO/IEC/IEEE 15288 systems engineering processes"が国際規格として成立し、発行まで完了（令和 3 年 5 月 28 日）、 ②「IoT セキュリティガイドライン」に基づく ISO/IEC 27400 "Guidelines for security and privacy in Internet of Things (IoT)"も最終国際規格案（FDIS）への機構移行が決定され、投票開始まで進展していることを評価。 上記により、中期計画の IoT 製品やシステムの利用時のセーフティやセキュリティを確保するための指針等の国際標準化を推進する目標を達成見込みであることを評価。		
	-中期目標 P.15- ○第 4 次産業革命への対応を含めた最新の技術動向にも対応した IT スキル標準の継続的な見直し及び経済産業省が実施する「第四次産業革命スキル習得講座認定制度」の運用支援	-中期計画 P.12- ○第 4 次産業革命への対応に向けて、求められる人材や喫緊性等の「見える化」を図るため、今後に向け求められる I T 人材の在り方に影響を及ぼし得る産業動向や技術等に関わる調査を行うとともに、I T スキル標準（I T S S）を継続的に見直し、順次発信する。また、これらの取組を通じ専門的な知見を有する立場から、経済産業省が行う「第四次産業革命スキル習得講座認定制度」（通称：「R e スキル講座」）の制度運用を支援する。	<主な定量的指標> ○新たな IT スキル標準に関する情報アクセス数 <その他の指標> ○第 4 次産業革命への対応に向けて、求められる人材に関する役割参照モデルの再構築 <評価の視点> ○我が国の IT 人材の質の高度化や新たなスキルの獲得を促すものか。 ○我が国の IT 人材の流動化や適材化・適所化を促すものか。 ○第 4 次産業革命への	<主要な業務実績> [定量的指標の実績] ○第四期期間の年間平均 186,215 件（目標値比 636%） [主な成果等] ○<u>新たなITスキル標準の拡充、整備</u> ・ITSS+は、平成 29 年に「セキュリティ領域」「データサイエンス領域」を公開して以降、平成 30 年に「IoT ソリューション領域」「アジャイル領域」について追加公開し、その後継続的な見直しを実施。 ・アジャイル領域 平成30年度よりアジャイルの普及のための調査、検討を継続的に実施し、以下の資料を公開。 ① なぜ、いまアジャイルが必要か？：Society5.0 時代になぜアジャイルが必要なのかを解説。（平成 31 年度） ② ビジョンとプロダクトの橋渡し：プロダクト・サービスとして価値を届けるために「プロダクト責任者」が主導するプロ	[主な成果等] ○<u>新たなITスキル標準の拡充、整備</u> ・アジャイル領域 アジャイル開発の一貫した正しい理解のもと、ソフトウェア開発者が、より顧客満足度の高い、価値のあるソフトウェアを提供し続けるために必要なことや考え方をとりまとめた公開物のアクセス数は、これまでに計約 30 万件を超え、各方面で幅広く活用され、アジャイルの普及拡大に貢献してきた事を高く評価。 また、令和 3 年度には視点を開発手法から		

			対応に向けて、求められる人材に関する機能とスキルに資するものか。	セスと役割について解説。(平成 31 年度) ③ ア・ジャパン～ありえる日本の未来の私たち～：なぜアジャイル（なふるまい）が必要かを語る動画。(令和 2 年度) ④ アジャイルなふるまいを体感するワークショップ実践ガイド：アジャイルを体感できる場づくりをガイド (令和 2 年度)。 ⑤ アジャイルのカギは経営にあり：アジャイルの、開発手法からマインドへの広がり、経営、現場両面での取組方を通じて紹介。(令和 4 年 4 月) ・データサイエンス領域 平成 30 年度より（一社）データサイエンティスト協会と連携し、時代に合わせた「スキルチェックリスト」と「タスクリスト」のタイムリーな改訂を実施。また、初学者を含めたより多くの層向けに「データサイエンティストのためのスキルチェックリスト/タスクリスト概説」を発行（令和 2 年 7 月）、改訂（令和 4 年 4 月）。 ・セキュリティ領域 平成 29 年度に ITSS+を公開後、経済産業省主催のタスクフォースに参画、「サイバーセキュリティ経営ガイドライン」と ITSS+の関連強化や同ガイドランの改訂の議論に参加。 ・IT スキル標準の見直し デジタル時代に必要な人材像、スキル標準のあり方の全体像を検討、ITSS、ITSS+も含めた IT スキル標準の見直しの方針を策定。 ○産業動向や技術等に関わる調査	マインドへ広げ、ユーザー価値とビジネス価値を最大化するためには、ビジネスを主管する経営層や事業部門が、新しいビジネスへの情熱や覚悟を持ち、従来よりも深く開発に関わることが何より重要である事を示し、開発者と相対しがちな、経営層や事業部門をターゲットにすることで、アジャイルが抱える課題の解決に貢献。 ・データサイエンス領域 （一社）データサイエンティスト協会および有識者とのリレーション構築強化により、各リスト及び概説の作成・改訂に関し、現場の第一線で活躍する有識者による最新の情報を反映できたことを評価。また、これらの作成・改訂により学び直しのきっかけを広く提供し、データサイエンティストの育成強化が期待されることから、これを評価。 ・セキュリティ領域 経済産業省と連携を強化し同ガイドラインの改訂方針を検討した事で、経営層への学び直しに対する普及促進にも寄与。これらの関連資料とあわせて ITSS+の活用も広がることで、組織におけるセキュリティ体制強化に貢献したことを評価。 ・IT スキル標準の見直し デジタル人材“全体”を体系的にカバーする“新たなデジタル人材のスキル標準”の策定の必要性まで含めた提言を取りまとめたことで、次年度における新たなスキル標準策定の取組に繋がれることを高く評価。 ○産業動向や技術等に関わる調査		
--	--	--	---	---	--	--	--

			・IT人材の適材化・適所化に向けた実態把握及び課題抽出と対応策検討のために以下の調査を継続的に実施。 - 平成30年度：「デジタル・トランスフォーメーション推進人材の機能と役割のあり方に関する調査」 - 令和元年度：「DX推進に向けた企業とIT人材の実態調査」 - 令和2年度：「デジタル時代のスキル変革等に関する調査」 - 令和3年度：「デジタル時代のスキル変革等に関する調査(令和3年度)」 ・調査結果は報告書としてIPAホームページ上で公開するとともに、プレスリリース、IPA NEWS、IPAメルマガにて周知。 ・調査結果を題材とした講演会やパネルディスカッション、ウェビナー等を毎年1回開催の他、IT人材白書およびDX白書2021に主要コンテンツとして掲載するなど、継続的・連続的に情報発信を実施。 ・調査の一環として行った企業インタビューをベースに、変革する組織や人の成功パターンを言語化（パターン・ランゲージ）し、『トランスフォーメーションに対応するためのパターン・ランゲージ（略称トラパタ）』として、24個のパターンに整理して公開（令和2年5月）。WSやウェブ記事化などの周知を通じてDXに向けた組織・人材マネジメントの変革や個人の学び直しの必要性の認識等に寄与。 ・具体的に学びを促進する方策として、パターン・ランゲージ活用の第二弾「大人の学びのパターン・ランゲージ（略称まなパタ）」を制作、学び続ける実践者の暗黙知を30個のパターンに整理。（令和4年5月公開予定）。 ・「まなパタ」の制作においてインタビューを行った学びの実践者12名へのインタビュー内容を記事にした「学びのススメ（vol.1～12）」を公開。 ○第四次産業革命スキル習得講座認定制度運	・調査結果について、IPAホームページ上で公開するとともに、プレスリリース、IPA NEWS、IPAメルマガにて周知する事で、メディアでの掲載（約50件）、取材対応（約15件）、企業・団体などからの説明依頼（約20件）など多大な反響があった事を評価。また、継続的調査による経年的な変化に係る情報提供、また新しい視点による問題提起など、価値ある情報を発信し続けることで、デジタル時代に対応した人材の適材化・適所化に向けた取組が促進されることが期待されることから、これを高く評価。 ・調査結果を基に、令和2年7月にはウェビナー「これからのスキル変革を考える」を経済産業省と共催、1,000名超が参加した他、令和3年7月には「デジタル時代のスキル変革ウェビナー2021～ラーニングカルチャーが組織と個人の価値を決める～」を開催、600名超が参加し、「参考度」、「満足度」、「スキル変革の意欲向上」などにおいてアンケート回答者から90%を越える高評価。 ・外部コミュニティと連携した、トラパタを活用したワークショップを3回開催、またIPAのDX推進に向けた取組（IPA-DX）の一環として、職員向けワークショップを7回開催、トラパタの普及の他、IPA-DXの推進にも貢献したことを評価。 ・「まなパタ」制作の過程で作成したインタビュー記事「学びのススメ（vol.1～12）」については、アクセス数86,191件に達するなど、幅広い関心を集めた事を高く評価。 ○第四次産業革命スキル習得講座認定制度運	
--	--	--	--	---	--

				<u>用支援</u> ・第四次産業革命スキル習得講座（Re スキル講座）について、第 2 回～第 10 回講座認定に係る申請講座の内容及びレベルの評価と経済産業省への報告を計 374 件実施。支援業務を踏まえ、制度運用に係る改善提案を行い、実施要領や様式の改訂等に貢献。 ・デジタル人材育成プラットフォームについて、経済産業省と連携し運営体制や仕様に係る検討を実施。デジタル知識・能力を身につけるための実践的な学びの場として、ポータルサイト「マナビ DX（デラックス）」を開設（令和 4 年 3 月）。ポータルサイト運営事務局として運営開始。	<u>用支援</u> ・第 2 回～第 10 回講座認定において、適切に内容とレベルの評価を実施、また支援業務を踏まえ、別表の改訂、様式の改訂等、制度運用に係る改善提案を行った事を評価。 ・経済産業省と連携し、デジタル人材育成プラットフォームの構想段階から検討を重ね、全てのビジネスパーソンが身につけるべきデジタルリテラシーをはじめ、Re スキル講座ほか DX を推進するための高度なデジタルスキルまで学べる講座を 222 件、ポータルサイト「マナビ DX」にて公開、デジタル人材育成のための基盤づくりに大きく貢献したことを評価。 上記により、中期計画の IT スキル標準の継続的な見直し・発信、Re スキル講座の制度運用を支援についての目標を達成見込みであることを高く評価。		
	-中期目標 P.15- ○官民データの利活用促進のための技術標準、データ標準の整備、環境整備、ガイドラインの整備及び普及	-中期計画 P.12- ○官民データの利活用を可能とする基盤として技術標準、データ標準の整備を行うとともに、これらの分野横断的な展開を図るための環境整備、ガイドラインの整備及び普及を図る。	<主な定量的指標> ー <その他の指標> ○基礎データとなるコア語彙の改良、基礎技術となる語彙記法・DMD についての検討・整備を実施。 ○漢字一覧表や IPA フォント等の文字情報基盤コンテンツの継続的な維持・管理業務の民間移管に向け、前年度に引き続き、当該業務を実施可能な移管先候補の選定及び調整を行い、移管に係る契約手続き等を実施。 ○組織間のデータの分	<主要な業務実績> ー [主な成果等] <u>○共通語彙基盤におけるコア語彙の改良及び各種整備</u> ・法人インフォ機能強化支援を通じて得た知見から、語彙についてより具体的な意味付けが出来るよう、コア語彙の既存クラスにプロパティを追加する改良を実施（平成 31 年 2 月）。 ・分野別語彙の整備については、公開ドラフトの法人情報語彙において、法人の変更情報も管理したいという要求に対し、法人の変更履歴を取り扱う語彙（法人インフォ用の語彙）の整備を実施（平成 31 年 2 月）。 ・語彙の定義をより判り易く明示する目的で、データ項目毎にサンプルデータを記述可能とするように、コア語彙を定義する語彙記法についての仕様を改定（平成 31 年 2 月）。また、従来は任意としていた DMD（Data Model Description）へのサンプルデータの同梱についても、今後は強く推奨するように DMD 仕様を改定（平成 31 年 2 月）。	[主な成果等] <u>○共通語彙基盤におけるコア語彙の改良及び各種整備</u> ・今年度法人インフォ機能拡張に関し、現行コア語彙および法人に関する語彙に対し拡張が必要となるような課題を詳細化して対応を検討・実施し、その結果、ユーザーの利便性を向上させた事を評価。 ・政府相互運用性フレームワーク（GIF）（令和 4 年 3 月 31 日）公開では、デジタル社会推進実践ガイドブックコア語彙（共通語彙基盤）で、コア語彙 2.4.2 語彙一覧を活用されていることを評価。 ・各種仕様の改定を行う事で、利便性向上や利活用促進の為に資すると評価。		

			野横断的な連携を図るためのガイドラインの整備・普及を実施。 ＜評価の視点＞ ○官民データの利活用を可能とする基盤として技術標準、データ標準の整備に資するものであるか。	・マッピングファイル仕様に対して、設計者の意図がより伝わるよう、データとデータモデルを紐付ける個々のマッピング情報について注意事項や備考等のコメントを記載できるように仕様の改定を実施(平成31年2月)。 ・技術仕様として英語の利用が指定されているソフトウェア開発環境(英語環境)での利用障壁を縮小する技術仕様について、有識者(利用者)からのヒアリングを実施。英語環境の代表例である NGSI を利用した FIWARE に対応する米国英語化した用語名の提供が英語化対応の最大要件であるとの意見に基づき、NGSI の要求仕様を満たす、米国英語化した用語名をコア語彙の別名とする「別名への変換表」を提供・公開(令和2年3月)。 ・コア語彙の活用を促進するため、コア語彙が持つ用語の意味や使い方などをチュートリアル形式で平易な表現で具体的に解説するコア語彙解説書を作成。また、解説書そのもののデータとしての利活用促進を目指し、マークダウン形式で公開(令和2年3月)。 ・コア語彙の階層構造を検索するといった利便性向上のため、コア語彙 2.4.2 語彙一覧(静的HTML形式)の作成・公開(令和3年5月)。 ・コア語彙等のコンテンツの利用を促進するため、コンテンツを参照している国の政策等を一覧で確認できるよう、リンク集のページを作成し、ホームページにて公開(令和3年12月)。また、継続的に情報を更新するための手順のとりまとめを実施。 ○文字情報基盤に文字情報の整備及び民間移管の実施 ・「変体仮名規格化」、「追加漢字2文字の規格化」の作業を実施(平成31年2月)。これにより、法務省や自治体等からの戸籍に関する変体仮名対応の要望に対応。 ・IPAex 明朝、IPAex ゴシックの両フォントに新元号である「令和」の合成文字を追加し公開(平成31年4月)。 ・平成31年1月及び令和元年5月に出版され	・コア語彙に関して英語環境で利用障壁を縮小することが利用促進につながると判断し、米国英語化した用語名をコア語彙の別名とする「別名への変換表」を提供、また、利用者向けにコア語彙の解説書を整備し、その結果、利用者の利便性を向上させた事を評価。 ・コア語彙等のコンテンツを参照している国の政策等の一覧を、継続的に更新し、ホームページで公開する枠組みを構築した事を評価。 ○文字情報基盤に文字情報の整備及び民間移管の実施 ・「変体仮名」や「追加漢字2文字」への対応など直近の国際規格に追従するメンテナンスを実施する事で、利用者からの要望に込えている点を評価。 ・「令和」合成文字への対応(改元対応)などを実施する事で、利用者からの要望に込えている点を評価。 ・民間移管が完了した事で、OS およびアプリ	
--	--	--	--	---	---	--

			た国際規格追補版に対応し、変体仮名、漢字 2 文字、「令和」合成文字を加えた IPAmj 明朝フォント及び文字情報一覧表のバージョンアップ版を公開（令和元年 5 月）。 ・（一社）文字情報技術促進協議会と文字情報基盤事業の著作物（漢字一覧表や IPA フォント等）に関する著作権の信託譲渡契約を締結（令和 2 年 3 月）し、同協議会による維持・管理業務の実施に向けた支援を実施。同協議会ウェブページにおいて、文字情報基盤コンテンツ（令和 2 年 8 月）、文字情報基盤検索システム（令和 3 年 3 月）を公開。 ○データ連携に関するガイドの整備 ・「データの相互運用性向上のためのガイド」のワーキングドラフトを公開（令和元年 12 月）するとともに、意見募集を実施し 47 件の意見を収集。その結果を反映した「データの相互運用性向上のためのガイド」初版を公開（令和 2 年 3 月）。 ・令和元年度に公開した「データの相互運用性向上のためのガイド」のダウンロードページに投稿フォームを公開（令和 2 年 6 月）し、利用者からの意見を収集するとともに、産学官の有識者等（11 名）へのヒアリングを実施し、改善すべき課題を抽出し、改善課題の対応としてガイドの事例の分冊化、技術的な内容追加等を行い、第二版として公開（令和 3 年 3 月）。 ・データ共通理解を目的とした意味づけを持つ用語（語彙）の必要性及び利用方法についての改善課題に対応するための技術等を踏まえた「データの共通理解推進ガイド」を策定し公開（令和 4 年 3 月）。	ケーションへの文字情報基盤対応が促進され、情報システムコストの削減および外字環境にとらわれない文字活用が実現され、より一層の相互運用性の向上が期待されることを評価。 ○データ連携に関するガイドの整備 ・「データの相互運用性向上のためのガイド」では、誰もがイメージしやすい身近な事例（やさいバス）を取り上げ、どのようにデータ活用に取り組むのかを解説。また、技術標準についても具体的な用例を用いて解説することで、幅広い人にデータを活用するために必要なこと、利活用することで生まれる価値などを解説・提供したことを評価。さらに、抽象的な内容や高度な事例が多く、取組の始め方や具体的な技術の適用方法に関する記述が少ないという課題に対応し、利用者の取り組みやすさや利便性を向上させた第二版を提供したことにより、データ相互運用性向上のための取組が促進されることが期待されることから、これを評価。 ・「データの共通理解推進ガイド」では、データの意味が不明確になるのか等の改善課題対して、データの共通理解とはどういうことか、なぜ共通理解できないのかという根本的な部分について認識させ、共通理解を実現する解決策や、その効果について解説し、とりまとめたことを評価。 上記により、中期計画の官民データの利活用を可能とする基盤として技術標準、データ標準の整備を行うとともに、これらの分野横断的な展開を図るための環境整備、ガイドライ	
--	--	--	--	--	--

					ンの整備及び普及を図る目標を達成見込みであることを評価。		
	-中期目標 P.15- ○海外有力機関との連携を通じて、ICT等に関する技術等の最新情報の交換及び技術共有を行い、調査報告書等に反映	-中期計画 P.12- ○米国商務省国立標準技術研究所（NIST）、米国マサチューセッツ工科大学（MIT）、米国カーネギーメロン大学ソフトウェアエンジニアリング研究所（SEI）、独国フラウンホーファー研究機構実験ソフトウェアエンジニアリング研究所（IESE）、印国ソフトウェア製品産業ラウンドテーブル（iSPIRT）等の海外機関との連携を通じて、ICT等に関する技術等の最新情報の交換や技術共有等を行い、調査報告書等に反映する。	<主な定量的指標> － <その他の指標> － <評価の視点> ○海外の関連する議論を適切に把握・分析し、活動に反映または国内関係者の知見向上に寄与できているか。	<主要な業務実績> [定量的指標の実績] － [主な成果等] ○成果についての国内外への積極的な発信及び関係機関等との連携 (令和元年度) ・「日印デジタル・パートナーシップ」に基づく、IPA、JETRO 及び iSPIRT におけるデジタルインフラ構築に関する相互協力に関する共同声明を発表（令和元年 12 月 12 日）。（令和 2 年度） ・Society5.0 の実現のためのアーキテクチャ設計が、国際的な取組との整合性を確保し、本取組が国際的にも付加価値を出せるようにするため、海外の適切な関係機関（米 NIST、米 IIC、独 Platform Industrie 4.0、印 iSPIRT 等）について調査。また、将来の海外機関との連携を見据え、国内で協調して日本のアーキテクチャ設計の取組を推進するため、国内関係機関（AIST、ロボット革命・産業 IoT イニシアティブ協議会、SIC など）とのコミュニティ形成し、連携を実施。 ・世界のデジタル市場基盤の技術として、データ基盤（GAIA-X/IDSA 等）、およびシステムコンポーネント連携基盤（デジタルファクトリーフレームワーク、管理シェル等）を調査。（令和 3 年度） ・DADC の活動の参考にしていくため、取組が進んでいる NIST、IIC、PI4.0、iSPIRT、MOSIP などの海外機関の調査や GAIA-X/IDSA について仲間作りの方法、進め方プロセス、組織体制、日本の製造業等を与えるインパクトについて分析。 ・RRI（Robot Revolution & Industrial IoT Initiative：ロボット革命・産業 IoT イニシアティブ協議会）から発行された GAIA-X/IDSA を分析した「デジタル経済圏の胎動：欧州デジタル戦略」の執筆に携わり、特に「認	[主な成果等] ○成果についての国内外への積極的な発信及び関係機関等との連携 ・JETRO 及び iSPIRT におけるデジタルインフラ構築に関する相互協力に関する共同声明や、AIST、ロボット革命・産業 IoT イニシアティブ協議会、SIC などとのコミュニティ形成等、国内外関係機関との連携を着実に進めたことを評価。 ・海外の適切な関係機関（米 NIST、米 IIC 、独 Platform Industrie 4.0、印 iSPIRT 等）について調査し、Society5.0 の実現のためのアーキテクチャ設計が、国際的な取組と整合性を確保し、本取組が国際的にも付加価値を出すための貢献をしたことを評価。 ・データ基盤およびシステムコンポーネント連携基盤を調査し、DADC の知見蓄積に貢献したことを評価。 ・DADC の活動の参考にしていくため、取組が進んでいる NIST、IIC、PI4.0、iSPIRT、MOSIP などの海外機関の取組を調査するとともに、国内の関係組織と連携して調査・成果の発表を行ったことは、DADC の取組の国際的な整合性確保、付加価値創出に寄与するものであり、これを評価。 上記により、中期計画の海外機関との連携を通じて、ICT 等に関する技術等の最新情報の交換や技術共有等を行い、調査報告書等に反		

			証の仕組み（IDS 認証）」のパートを対応。 ・製造業における CPS のための標準化の現状把握のための「システム・コンポーネント連携基盤」を整理。	映する目標を達成見込みであることを評価。											
			<課題と対応> <table><tr><th>課題</th><th>対応</th></tr><tr><td>○DX の知名度向上及び取組が広がったものの、各社 DX 推進の途上であり、DX の実現に向けて試行錯誤している。</td><td>○引き続き DX 推進指標、DX 認定等の着実な実施で DX を推進すると共に、事例の蓄積等により明らかになりつつある DX 実現の要件について、見える化し、広く普及させる。</td></tr><tr><td>○今後、第四期中に取り組んだアーキテクチャ設計プロジェクトについて、社会システムとしての実装に向けた調整を進めていくとともに、デジタル社会の実現に向けてさらに取組分野を戦略的に広げていくことが必要。</td><td>○初期プロジェクトを通じて得られたノウハウ等を横展開できるようにすること、分野拡大に向けた戦略検討や政府等関係機関との調整、IPA の関係業務との連携を進めていく。</td></tr><tr><td>○IT 産業等におけるプレーヤー構造の変化、ユーザー企業を含めた組織・人材マネジメントの変化、企業と個人の関係性の変化など、Society5.0 の実現に向けた取組環境は変化している。</td><td>○DX を推進する専門人材育成、全てのビジネスパーソンを対象としたリスキルやデジタルスキル習得を促進するための施策に取り組むとともに、IT 業界以外の幅広い情報収集・提供チャネルについて構築を推進する。</td></tr></table>			課題	対応	○DX の知名度向上及び取組が広がったものの、各社 DX 推進の途上であり、DX の実現に向けて試行錯誤している。	○引き続き DX 推進指標、DX 認定等の着実な実施で DX を推進すると共に、事例の蓄積等により明らかになりつつある DX 実現の要件について、見える化し、広く普及させる。	○今後、第四期中に取り組んだアーキテクチャ設計プロジェクトについて、社会システムとしての実装に向けた調整を進めていくとともに、デジタル社会の実現に向けてさらに取組分野を戦略的に広げていくことが必要。	○初期プロジェクトを通じて得られたノウハウ等を横展開できるようにすること、分野拡大に向けた戦略検討や政府等関係機関との調整、IPA の関係業務との連携を進めていく。	○IT 産業等におけるプレーヤー構造の変化、ユーザー企業を含めた組織・人材マネジメントの変化、企業と個人の関係性の変化など、Society5.0 の実現に向けた取組環境は変化している。	○DX を推進する専門人材育成、全てのビジネスパーソンを対象としたリスキルやデジタルスキル習得を促進するための施策に取り組むとともに、IT 業界以外の幅広い情報収集・提供チャネルについて構築を推進する。		
課題	対応														
○DX の知名度向上及び取組が広がったものの、各社 DX 推進の途上であり、DX の実現に向けて試行錯誤している。	○引き続き DX 推進指標、DX 認定等の着実な実施で DX を推進すると共に、事例の蓄積等により明らかになりつつある DX 実現の要件について、見える化し、広く普及させる。														
○今後、第四期中に取り組んだアーキテクチャ設計プロジェクトについて、社会システムとしての実装に向けた調整を進めていくとともに、デジタル社会の実現に向けてさらに取組分野を戦略的に広げていくことが必要。	○初期プロジェクトを通じて得られたノウハウ等を横展開できるようにすること、分野拡大に向けた戦略検討や政府等関係機関との調整、IPA の関係業務との連携を進めていく。														
○IT 産業等におけるプレーヤー構造の変化、ユーザー企業を含めた組織・人材マネジメントの変化、企業と個人の関係性の変化など、Society5.0 の実現に向けた取組環境は変化している。	○DX を推進する専門人材育成、全てのビジネスパーソンを対象としたリスキルやデジタルスキル習得を促進するための施策に取り組むとともに、IT 業界以外の幅広い情報収集・提供チャネルについて構築を推進する。														

4．その他参考情報
なし

Ⅱ 業務運営の効率化に関する事項

1. 当事務及び事業に関する基本情報									
Ⅱ	業務運営の効率化に関する事項								
当該項目の重要度、困難度	—				関連する研究開発評価、政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビューシート 0392			

2. 主要な経年データ										
評価対象となる指標		達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報	
一般管理費 (人事院勧告を踏 まえた給与改定 分、退職手当を除 く)	実績値 (千円)	—	237,654 (29 年度実績値)	230,294 うち効率化対象経費： 230,532 (組替後：230,294)	224,899 うち効率化対象経費： 223,285	223,796 うち効率化対象経費： 216,586	218,167 うち効率化対象経費： 210,088		(組替後)：翌年度との比 較対照のため、当年度政 策的経費のうち翌年度効 率化対象経費分を加算	
	上記削減率 (%)	毎年度平均で 前年度比 3%以 上の効率化	—	3.1% うち効率化対象経費： 3.0%	2.3% うち効率化対象経費： 3.0%	2.3% うち効率化対象経費： 3.0%	2.5% うち効率化対象経費： 3.0%			
	達成度 (%)	—	—	103% うち効率化対象経費： 100%	78% うち効率化対象経費： 101%	77% うち効率化対象経費： 100%	83% うち効率化対象経費： 100%			
業務費 (新規・拡充分を 除く)	実績値 (千円)	—	3,535,909 (29 年度実績値)	3,497,049 うち効率化対象経費： 3,500,585 (組替後：3,748,661)	3,737,047 うち効率化対象経費： 3,710,563 (組替後：3,957,990)	3,945,839 うち効率化対象経費： 3,673,457 (組替後：4,543,323)	4,520,379 うち効率化対象経費： 3,636,722		(組替後)：翌年度との比 較対照のため、当年度政 策的経費のうち翌年度効 率化対象経費分を加算	
	上記削減率 (%)	毎年度平均で 前年度比 1%以 上の効率化	—	1.1% うち効率化対象経費： 1.0%	0.3% うち効率化対象経費： 1.0%	0.3% うち効率化対象経費： 1.0%	0.5% うち効率化対象経費： 1.0%			
	達成度 (%)	—	—	110% うち効率化対象経費： 100%	31% うち効率化対象経費： 102%	31% うち効率化対象経費： 100%	50% うち効率化対象経費： 100%			
(参考) 一般管理費＋業務 費	実績値 (千円)	—	3,773,563 (29 年度実績値)	3,727,343 うち効率化対象経費： 3,731,117 (組替後：3,978,955)	3,961,946 うち効率化対象経費： 3,933,848	4,169,635 うち効率化対象経費： 3,890,043	4,738,546 うち効率化対象経費： 3,846,810		(組替後)：翌年度との比 較対照のため、当年度政 策的経費のうち翌年度効 率化対象経費分を加算	
	上記削減率 (%)	—	—	1.2% うち効率化対象経費： 1.1%	0.4% うち効率化対象経費 1.1%	0.4% うち効率化対象経費 1.1%	0.6% うち効率化対象経費 1.1%			

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
	中期目標	中期計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価		
				業務実績	自己評価	(見込評価)		(期間実績評価)
				(詳細は、平成 30～令和 3 年度業務実績報告書 II.)	< 評価と根拠 > 評価 : B 根拠 : 以下のとおり、中期目標及び中期計画における指標を達成し、所期の目標を達成していることを評価。 [定量的指標の実績] ①一般管理費について、各年度以下の効率化を達成。 ・平成 30 年度 前年度比 3.0% (△7 百万円) ・令和元年度 前年度比 3.0% (△7 百万円) ・令和 2 年度 前年度比 3.0% (△7 百万円) ・令和 3 年度 前年度比 3.0% (△6 百万円) ②業務経費について、各年度以下の効率化を達成。 ・平成 30 年度 前年度比 1.0% (△35 百万円) ・令和元年度 前年度比 1.0% (△38 百万円) ・令和 2 年度 前年度比 1.0% (△37 百万円) ・令和 3 年度 前年度比 1.0% (△37 百万円) (要因分析) - ー クリーンキャンペーン (不要文書廃棄) による文書保管コストの削減、Skype 及び Teams 等を用いたオンライン会議・セミナーの実施によるコピー費用・交通宿泊費・会場借料等の削減、テレワークの推進及び就業時間外の空調機稼働制限の実施による空調コストの削減などの取組が奏功。一般管理費及び業務経費との合算では、対前年度削減率の平均で 1.1%の効率化を達成。	評価 B < 評価に至った理由 > ・総合的に勘案し、中期目標及び中期計画の目標を令和 3 年度までに達成している又は当期間中に達成する見込みであると認められることから、評価は B とする。 ・機構における中期目標及び中期計画に定められている運営費交付金の効率化について、平均、一般管理費は 3.0%、業務費は目標 1.0%で達成している。 ・IPA 自身の DX について、他の独立行政法人と比べ、やや遅れている側面があった。そこで、「バックオフィス戦略 2022」及び第五期に向けた方向性を取りまとめた。今後のバックオフィス改革の基礎となるものであるため評価。 ・新型コロナウイルス感染防止のための出勤率削減の取組を実施。テレワーク実績約 7 割を堅調に維持しながら業務遂行を行っている点を評価。 ・IPA 職員から DX のアイデアを募集する取組、また、「IPA-DX コンテスト」を開催し、	評価	
	【機動的・効率的な組織及び人材育成の強化等】 -中期目標 P.18- ○組織横断的に将来ビジョンや中長期的施策を共有・議論し、	【機動的・効率的な組織及び業務の運営】 -中期計画 P.15- ○機構の各事業について、実施の妥当性及び出口戦略を常に	< 主な定量的指標 > ー < その他の指標 > ー < 評価の視点 >	< 主要な業務実績 > [定量的指標の実績] ー [主な成果等] ○PDCA サイクルに基づく業務運営 ・IPA の運営に当たっては、前年度評価結果	[主な成果等] ○PDCA サイクルに基づく業務運営 ・政府の方針や社会経済状況の情勢変化等を			

	各事業や業務運営の継続的かつ不断の見直しを実施する恒常的な体制の整備により、業務改革・組織改革を機動的かつ柔軟に行う。 ○IPA に期待される役割の拡大に対応するため、事業や組織の見直しに合わせて、人員体制の増強を図るとともに、今後の組織の中核を担うプロパー職員（特に新卒採用者）への知見や経験の蓄積が重要との観点から、中長期的な人材育成を見通した人事制度・人員体制への見直しを行う。	意識し、計画の策定、実行、評価、改善のPDCAサイクルに基づく業務運営の見直しを継続的に実施する。また、ITをめぐる内外の情勢変化等を踏まえ、運営効率向上のための最適な組織体制を柔軟かつ機動的に構築するため、継続的に見直しを実施する。	○PDCA サイクルに基づく業務運営（業務の改善）が行われているか ○リソース配分を弾力的に行い、柔軟かつ機動的に必要な体制を構築しているか。	やアウトプット及びアウトカムを意識して年度計画を策定。また、令和 2 年 5 月 15 日に施行された情報処理の促進に関する法律の一部を改正する法律（改正情促法）によるDX 推進業務やアーキテクチャ設計業務などの追加への対応や年度途中における新規事業の具体化、拡充等を踏まえ、年度計画の変更を実施。 ・年度計画が着実に達成されるために、毎年度 10 月から 11 月に、上期の達成状況確認と下期計画を見直すため、「上期実績、下期実行計画」を策定。また、次年度計画の策定に先立って、各部門長と役員で業務の方向性や業務運営体制等について討議を行う「業務運営方針検討会」を毎年度 12 月に開催。 ・これらの検討結果を踏まえ、政策当局とも綿密な連携を行いながら、年度計画に反映させ、組織全体として PDCA サイクルに基づく業務遂行を推進。 ○機動的・効率的な業務の運営 ・改正情促法により 追加された業務を的確に行うため、DX の推進、認定審査事務の運営等を行う「DX 推進部」、各省各庁の長等の依頼に応じて実施するアーキテクチャ設計や専門家の育成等を行う「アーキテクチャ設計部」、クラウドサービスの安全性評価等を行う「クラウドサービス評価グループ」を同月に新設。 ・デジタル戦略の策定・IPA 業務のデジタル化支援など、IPA 自身の DX 推進等を行う「デジタル戦略推進部」を令和 2 年 7 月に新設。 ・第五期中期目標期間を見据えて、今後の事業の方向性、人材育成・確保、調達の効率化などに関する議論を実施。	適時適切に踏また業務運営とするため、翌年度の年度計画策定に係る政策当局との連携強化、年度途中における新規事業追加に係る計画変更など、適切に IPA の業務運営を行ったことを評価。 ・年度計画に基づく事業実施状況について、上期終了時点の実績を基に下期実行計画を策定することで、目標達成に向けた取組を計画的かつ着実に実施。また、IPA を取り巻く外部環境の変化を踏まえ、業務運営方針検討会を実施し、各部門の中長期的な課題認識と事業の方向性について、役員を含めた組織全体で認識を共有する取組の実施と年度計画への反映を着実に実施するなど、PDCA サイクルに基づく組織全体の業務遂行を推進していることを評価。 ○機動的・効率的な業務の運営 ・改正情促法による新規業務の実施のため、IPA 内に新たな事業部を新設し、新規業務について機動的かつ着実に業務遂行したことを高く評価。 ・DX 推進等の新規事業立ち上げに向けた柔軟かつ機動的な人員配置の実施、その他事業計画の立案等や事業推進のために機動的に組織編制を行ったことを高く評価。 ・「IPA 将来像検討会議」「デジタル推進会議」「人材育成・確保サブワーキンググループ」「調達プロセス効率化サブワーキンググループ」等を開催し、IPA の将来像や人材育成・確保、業務プロセスの効率化、審議プロ	優れた業務改善の取組を発掘し表彰するなど、職員の DX の意識向上を図ったことを評価。 ＜今後の課題＞ ・プロパー職員の専門性・企画力等を高める等の取組が必要。 ＜その他事項＞ 特になし	
--	--	--	---	---	---	---	--

					セスの効率化、IPA・DX の推進に関する議論を行い、「バックオフィス戦略 2022」及び第五期に向けた方向性を取りまとめたことを評価。 上記により、中期計画の機動的・効率的な組織及び業務の運営についての目標を達成できる見込みであることを評価。		
	-中期目標 P.18- ○政策課題・社会経済情勢に合わせた柔軟かつ機動的な対応が可能となるよう、各部門が有機的に連携し、事業の改廃や事業間のシナジーなど組織全体としての最適効率を目指す組織体制を構築する。	-中期計画 P.15- ○組織内外の課題や組織横断的な課題に対して適切に対応していくため、部署の枠を越えて定期的に議論を行う場を設置するなどし、事業間のシナジーなど組織全体としての最適効率を目指す体制を構築する。	<主な定量的指標> － <その他の指標> － <評価の視点> ○業務運営の効率化のため、部署間の連携、縦割り排除等の取組が行われているか。	<主要な業務実績> [定量的指標の実績] － [主な成果等] <u>○機動的・効率的な組織関連</u> - 各事業部門間の連携促進、縦割り排除を目的とした情報共有や議論を行う会議体である「センター間調整会議」を、平成 30 年 7 月に設置。役員及び全事業部門の主要管理職（センター長、部長、副部長、企画 GL）で構成し、定期的に実施。各種調査報告書、研究会等の報告などを行い事業部門の枠を超えたシナジー効果を追求。 - IPA 全体にまたがる重要課題に取り組む組織として、各部・センターの統括部門である企画グループの代表者（グループリーダー）で構成した「戦略企画委員会」を平成 30 年 4 月に設置。週次で開催し、各部門における業務の進捗確認や課題等に関する情報共有を実施。 - 令和 2 年度以降は、新型コロナウイルス感染拡大防止を図りつつ、効率的・効果的な会議運営を行うため、IPA 内の定例会議を原則オンラインにより実施。	[主な成果等] <u>○機動的・効率的な組織 関連</u> - センター間調整会議においては、第四期中期目標期間における IPA が目指すべき方向性を議論し、「IPA ビジョン」として取りまとめ。また、コロナ禍におけるウェブ会議ガイド、リモート化ガイドなどの IPA 全体に係る業務運営効率化、組織間連携強化を実施するなど、IPA 内の部署間連携、効率化に貢献していることを評価。 - 戦略企画委員会においては、規程の改正や新卒者採用などに加え、第五期中期計画策定に向けた議論を行うなど、IPA 全体の業務運営等の重要課題について議論・検討を行い円滑な組織運営に貢献していることを評価。 上記により、中期計画の事業間のシナジーなど組織全体としての最適効率を目指す目標を達成見込みであることを評価。		
	-中期目標 P.18- ○専門性、特殊性の高い業務に対応するため、職員の能力開発制度の整備・充実、職員の能力や実績に見合った適正な処遇の実現（給与体系及び給与水準の適正化	-中期計画 P.15- ○給与水準については、国家公務員の給与水準も十分に考慮し、手当てを含め役員給与のあり方について厳しく検証したうえで、適正化を図る。また、その検証	<主な定量的指標> － <その他の指標> － <評価の視点> ○給与を適切に見直し、その結果や取組状況	<主要な業務実績> [定量的指標の実績] ○ラスパイレス指数（地域・学歴勘案） - 平成 29 年度分（平成 30 年度公表）： 95.7 - 平成 30 年度分（令和元年度公表）： 96.8 - 令和元年度分（令和 2 年度公表）： 95.6 - 令和 2 年度分（令和 3 年度公表）： 96.6 - 令和 3 年度分（令和 4 年度公表）： 97.3			

	等)を図るとともに、官公庁や民間企業等との人材交流を促進し、多様かつ時宜を得た外部人材の確保・育成を図る。	結果や取組状況を公表する。	を公表しているか。	※国家公務員の給与水準を 100 としたときの指数 [主な成果等] ○人事院勧告に基づく国家公務員給与等の見直しを踏まえ、当機構の給与についても適切に見直しを実施。また、IPA ウェブサイトにおいて、平成 29 年度から令和 2 年度分に係るラスパイレス指数（給与水準の検証結果を含む）、役員報酬、給与規程及び総人件費を公表（令和 3 年度分は、令和 4 年 6 月公表予定）。	[主な成果等] ○中期目標期間を通じ、人事院勧告に基づく国家公務員給与等の見直しを踏まえた給与見直しを適切に実施し、その結果を公表しており、中期計画の適正化目標を達成する見込みであることを評価。	
	【業務経費等の効率化関連】 -中期目標 P.18- ○運営費交付金を充当して行う業務については、新規に追加されるもの、拡充及び特別事業費を除き、一般管理費（人件費及びその他の所要額計上を必要とする経費を除く。）について毎年度平均で前年度比 3%以上、業務経費（人件費及びその他の所要額計上を必要とする経費を除く。）について毎年度平均で前年度比 1%以上の効率化を行う。	【業務経費等の効率化関連】 -中期計画 P.15- ○運営費交付金を充当して行う業務については、新規に追加されるもの、拡充及び特別事業費を除き、一般管理費（人件費及びその他の所要額計上を必要とする経費を除く。）について毎年度平均で前年度比 3 %以上、業務経費（人件費及びその他の所要額計上を必要とする経費を除く。）について毎年度平均で前年度比 1 %以上の効率化を行う。	＜主な定量的指標＞ ①一般管理費の効率化率 ②業務経費の効率化率 － ＜その他の指標＞ － ＜評価の視点＞ ○経費の不断の効率化が行われているか。	＜主要な業務実績＞ [定量的指標の実績] ①一般管理費の効率化率 ・平成 30 年度 前年度比 3.0%（△7 百万円） ・令和元年度 前年度比 3.0%（△7 百万円） ・令和 2 年度 前年度比 3.0%（△7 百万円） ・令和 3 年度 前年度比 3.0%（△6 百万円） ②業務経費の効率化率 ・平成 30 年度 前年度比 1.0%（△35 百万円） ・令和元年度 前年度比 1.0%（△38 百万円） ・令和 2 年度 前年度比 1.0%（△37 百万円） ・令和 3 年度 前年度比 1.0%（△37 百万円） [主な成果等] ○業務運営効率化 ・運営費交付金について、一般管理費は 4 年間で 27,328 千円削減となり、対前年度削減率の平均で 3.0%の効率化を達成。業務経費は 4 年間で 147,263 千円削減となり、対前年度削減率の平均で 1.0%の効率化を達成	[主な成果等] ○業務運営効率化 ・運営費交付金の効率化係数が一般管理費 3%、業務経費 1%と設定されている中で、一般管理費と業務経費（の合計値）について、毎年度の 1.1%以上の効率化を実施しており、中期計画の効率化目標を達成できる見込みであることを評価。	
	【調達の効率化・合理化関連】 -中期目標 P.18- ○（略）毎年度、適切に「調達等合理化計画」を策定し、これに則って、一般競争入札の導入・範囲拡大	【調達の合理化関連】 -中期計画 P.15- ○（略）毎年度、適切に「調達等合理化計画」を策定し、これに則って、一般競争入札の導入・範囲拡大	＜主な定量的指標＞ － ＜その他の指標＞ ○調達等合理化計画に基づく一者応札の低減に向けた取組 ○契約監視委員会の開催	＜主要な業務実績＞ [定量的指標の実績] － [主な成果等] ○調達等合理化関連 ・「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成 27 年 5 月 25 日総	[主な成果等] ○調達等合理化関連 ・契約実施状況、フォローアップを行った既往年度分も含む一者応札・一者応募となっ	

	や随意契約等、適切な契約形態を通じ、業務運営の効率化・合理化を図る。随意契約については、やむを得ない案件を除き、原則として一般競争入札等によることとし、その取組状況を公表する。 ○企画競争、公募を通じた調達を行う場合には、競争性及び透明性が確保される方法により実施する。さらに、入札・契約の適正な実施について監事等による監査を受けるものとする。	や随意契約等、適切な契約形態を通じ、業務運営の効率化・合理化を図る。随意契約については、やむを得ない案件を除き、原則として一般競争入札等によることとし、その取組状況を公表する。 ○企画競争、公募を通じた調達を行う場合には、競争性及び透明性が確保される方法により実施する。さらに、入札・契約の適正な実施について監事等による監査を受けるものとする。 ○業務内容に応じて民間事業者や外部専門機関を有効に活用することにより、業務の効率化を図る。民間事業者や外部専門機関の選定に当たっては、可能な限り競争的な方法により行うとともに、十分な公募期間の設定と情報提供を行う。	回数 ○役職員等に対する契約事務に関する研修の回数 ＜評価の視点＞ ○調達等合理化計画に基づき、適正な契約が行われているか。	務大臣決定）に基づき、事務・事業の特性を踏まえ、公正性・透明性を確保しつつ、自律的かつ継続的に調達等の合理化に取り組むため、毎年度策定している調達等合理化計画により契約の適正化を推進し、より競争性の高い契約方式を採用する余地がないか検討したうえで契約方式を選定するなど取り組んだ。競争性のない契約件数についても増加しているが、これは、契約先が限定され、随意契約以外の契約方法のない案件等が増加したこと等による。 一者応札・一者応募の件数は減少したものの、一般競争入札に占める一者応札の件数は増加しており、これは、作業要員不足による応札想定業者辞退などのやむを得ない事由により発生したことによる。次年度以降も引き続き一者応札の発生の抑制に努め、一層の競争性の確保を目指す所存。 ・労働者派遣契約については、従来から雇用契約同旨の認識の下で随意契約によっていたが、会計検査院の指摘を受けて、平成 30 年 8 月以降は競争契約を原則とすることに改善。 ・契約監視委員会を毎年度 2 回以上開催し、契約実施状況、フォローアップを行った既往年度分も含む一者応札・一者応募案件や競争性のない随意契約案件の点検を行った結果、いずれも問題ないことを確認。 ・職員等に対する契約事務に関する研修は毎年度 2 回以上実施。 ・契約に係る情報と契約関連規程類をウェブサイトで公表を継続。 ・入札者の利便性向上等に寄与するべく、令和 3 年度に電子入札システムの開発を完了し、運用に向けて調整を継続。また、IPA 内 DX を推進するため、令和 3 年度に、調達プロセスの効率化を検討するサブワーキンググループを立ち上げ、アクションプランを策定。令和 4 年度以降の実現を目指した。更に、新たな財務会計システムの導入を検討。令和 4 年度中に開発に着手し、令和 5 年度からの順次運用に向けて取組を開始し	た契約案件や競争性のない随意契約案件の内容については、契約監視委員会による点検において、いずれも適正な契約を着実に実施しており、問題ないことを確認。また、契約に係る情報を適時・適正に公開していることを評価。 ・IPA 内 DX を推進するため、バックオフィス変革を含め、既存業務の効率化、デジタル化等に向けて積極的な取組を実施していることを評価。 上記により、中期計画の調達合理化目標を達成できる見込みであることを評価。		
--	--	---	--	---	--	--	--

				た。			
	【業務の電子化等による業務運営の効率化関連】 -中期目標 P.19- ○(略)業務の電子化の促進やシステムの最適化等の検討を行い、順次改善を進める。 ○また、生産性向上の観点から「働き方改革実行計画（平成29年3月28日働き方改革実現会議決定）」を推進しつつ、ICTも活用した業務効率化に向けて、先進的な取組や制度の積極的な導入を図り、効果的・効率的な業務運営を実現する。	【業務の電子化等による業務運営の効率化関連】 -中期計画 P.16- ○(略)業務の電子化の促進やシステムの最適化に向けた検討を行い、順次改善を進める。 ○また、生産性向上の観点から、「働き方改革実行計画（平成29年3月28日働き方改革実現会議決定）」を推進しつつ、ICTも活用した業務効率化に向けて、先進的な取組・制度の積極的な導入を図り、効果的・効率的な業務運営を実現する。	<主な定量的指標> － <その他の指標> － <評価の視点> ○業務・システムの最適化を行っているか ○文書の電子化に積極的に取り組んでいるか	<主要な業務実績> [定量的指標の実績] － [主な成果等] ○業務・システムの最適化 ・役職員等の作業を円滑かつ安全に行うことができるよう、共通基盤システム及び基幹業務システムの運用管理・維持管理業務を確実に遂行。 ・IPA 内ポータルシステムのリプレースを完了（令和2年7月）。 ・基幹スイッチシステムのリプレースを完了（令和3年3月）。 ・メールシステムのリプレースを完了（令和3年3月）。 ・仮想デスクトップ基盤を含めたクラウド活用や統合監視を含めた新しいセキュリティ対策を可能とする「IPA 共通基盤」刷新に向けた調査」事業を実施（令和3年7月）。 ・「Teams」の全機構展開、会議エリア無線ネットワークの強化等、バックオフィス業務の効率化、職員の柔軟な働き方の実現や生産性向上に向けた執務環境整備を実施。 ・国民向けのサービス開発や内部業務の最適化を実現するための戦略立案に向けたエビデンスを創出する基盤の構築を目指し、「データ解析関連ツール等の調査」事業を実施（令和3年9月）。 ・令和元年度から開発を進めていた法人文書管理システムについて、令和2年8月から本番稼働を開始。また、IPA 内において各部等から申請・提出している各種申請書等（例：PC等の持出許可、検査調書や請求書、要管理対策区域への入室申請など）について、令和3年8月に法人文書管理システムの機能拡張を行い、申請を可能とする申請フロー機能を実装。	[主な成果等] ○業務・システムの最適化 ・老朽化した IPA 内ポータルシステム、基幹スイッチシステム、メールシステムのリプレースを計画通り完了。役職員が安全に利用できる情報システム環境を整備し、効果的・効率的な業務運営の実現につなげたことを評価。 ・次期「IPA 共通基盤」の理念として掲げる「明らかなユーザビリティの向上と運用負荷軽減」「アジャイルコミュニケーションによる意思決定と価値向上」「ビッグデータやAIによるエビデンスベースの科学的経営」「社会に先駆けたゼロトラストセキュリティ」の実現に向け、仮想デスクトップ基盤の刷新に向けた調査、職員の生産性向上に向けた執務環境整備、Teams を用いたアジャイルなコミュニケーションの開始、データ解析ツール導入に向けた調査、ゼロトラストセキュリティの実現に向けた調査等を実行した点を評価。 上記により、中期計画のシステムの最適化目標を達成できる見込みであることを評価。		

				- 令和 2 年 4 月以降（最初の緊急事態宣言発令以降）、組織内の定例会議（幹部会、役員会等）は全てオンライン会議に切り替えて実施するとともにテレワーク実施要領（現・在宅勤務実施要領）を整備するなど、テレワーク勤務の推進、ローテーション勤務の徹底、時差出勤の弾力化など様々な感染防止策を実施。また、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」における出勤者数削減の実施状況の積極的な公表等の要請を踏まえ、令和 3 年 5 月から、IPA 全体での出勤者数の削減状況について以下のとおり公表。 - 令和 3 年 1 月から 4 月中において、出勤者数を 73.0%削減（5 月以降は以下）。 - 令和 3 年 5 月：72.7%削減。 - 令和 3 年 6 月：71.7%削減。 - 令和 3 年 7 月：70.9%削減。 - 令和 3 年 8 月：78.4%削減。 - 令和 3 年 9 月：76.8%削減。 - 令和 3 年 10 月：70.4%削減。 - 令和 3 年 11 月：70.8%削減。 - 令和 3 年 12 月：63.8%削減。 - 令和 4 年 1 月：66.1%削減。 - 令和 4 年 2 月：69.0%削減。 - 令和 4 年 3 月：67.1%削減。 - 役員会の議事録について、IPA ポータルに掲載し、全ての職員に議事を共有できる環境を整備。また、令和 2 年 4 月の緊急事態宣言を契機に、役員会等会議体に係るリモート開催の運用手順等を整備。役員への業務説明、組織内打合せも原則リモート・オンライン会議で実施し、副次的効果としてペーパーレス化にも寄与。また、検収レビューの位置付けを整理し、事業実施結果に関する評価に焦点を絞った形式の会議体の検討を実施。	理システムの機能を利用して押印書類等の申請フローを実装したことを評価。 - 柔軟な働き方に向けた検討を進め、新型コロナウイルス感染防止のための「出勤率削減」から、令和 3 年 11 月末以降は、感染症対策と効率的な事業遂行の両立を目指し、テレワークの定着を図る方針にシフト（令和 3 年 12 月以降の在宅勤務率は平均 66.4%）したことを評価。 - 役員会議事録の共有や、役員会等会議体のリモート開催に係る運用手順等を整備に取り組み、令和 2 年 4 月の緊急事態宣言以降は、組織内の定例会議（幹部会、役員会等）を全てオンライン会議に切り替えて実施して、IPA 内のテレワーク定着化（令和 3 年度における在宅勤務率は、平均 70.4%）、業務効率化に取り組んだことを評価。また、検収に係る内部手続について、検収行為と事業報告プロセスとして確立し、適切な事業遂行（速やかな会計処理及び事業評価）に向	
--	--	--	--	--	---	--

				けた取組を実施し、運用を開始したことを評価。 上記により、中期計画の働き方改革を推進しつつ、効果的・効率的な業務運営の実現についての目標を達成する見込みであることを評価。 ○IPA のデジタルトランスフォーメーション ・IPA 自身の DX (IPA-DX) を推進するため、令和 2 年 7 月に「デジタル戦略推進部」を新設。併せて、DX 牽引役として各事業部門・管理部門において「DX プロモーター」を選任。 ・「DX 推進指標」の目標値達成に向け、毎月 1 回程度の頻度で理事長主催の「デジタル推進会議」を開催。併せて、同会議の下に 4 つのワーキンググループ（カイゼン WG、データ利活用 WG、提供価値 WG、バックオフィス変革 WG）を設置し検討を加速。 ・IPA-DX の推進力を維持するため、IPA-DX を進める上での行動指針（IPA-DX ビジョン）や今後の方針（IPA-DX 戦略 2021）を策定。 ・RPA、業務アプリケーション開発環境、議事録自動作成等のツールを事業部門・管理部門に導入し、利用を促進するため PoC を実施し、一部実業務での運用を開始。 ・組織・制度・人材・文化に関するデジタル経営戦略の立案に資する「DX 推進指標に基づく IPA のデジタル経営指数向上に係るコンサルティング業務」を委託（令和 4 年 2 月）しつつ、経営改革に着手。 ・ビジョン浸透度測定ツールを用いた全機構の DX ビジョン浸透度を測定するとともに、全職員からの DX アイデア募集を通じ DX の自分事化を促進（令和 3 年 11 月）。 ・IPA 内の優れた業務改善の取組を発掘し表彰する「IPA-DX コンテスト」を開催（令和 3 年 12 月）。 上記により、中期計画の先進的な取組・制度の積極的な導入を図り、効果的・効率的な業務運	けた取組を実施し、運用を開始したことを評価。 上記により、中期計画の働き方改革を推進しつつ、効果的・効率的な業務運営の実現についての目標を達成する見込みであることを評価。 ○IPA のデジタルトランスフォーメーション ・専任組織としての新部署の設置に始まり、理事長をトップとした全機構の DX 検討体制を構築し、さらには現場における推進体制と組み合わせたアプローチにより、全機構の求心力を最大限に高めた推進手法を評価。 ・DX 活動のモメンタムを全機構で維持するための「IPA-DX ビジョン」及び「IPA-DX 戦略」を策定し、IPA 内への浸透を図り、役職員に実行の指針を与えた点を評価。 ・一般の職員にも利用可能なツールを用いて、作業の自動化・効率化による生産性向上を各部署で実感することから始め、それらを IPA 全体で共有することにより面的なカイゼン活動を慫慂した点を評価。 ・我が国の DX 政策に直結した事業において、データと AI 技術を用いた取組を通じて、スケラビリティの高い政策・施策の実施可能性を見出した点を評価。 ・職員教育等によってデータサイエンス機能の強化に取り組み、役職員がデータに基づいて意思決定する風土づくり及びエビデンスベースの政策実施の基盤づくりを目指した点を評価。 ・IPA の優れた取組を発掘し表彰するなど職員体験価値の向上に取り組み、その先の国民体験価値を向上させるサービスの提供、政策実施の現場における新事業やイノベーションの創出につながる取組を実施した点を評価。 上記により、中期計画の先進的な取組・制度の積極的な導入を図り、効果的・効率的な業務運	
--	--	--	--	--	---	--

					営の実現についての目標を達成見込みである点を評価。						
			<課題と対応> <table><thead><tr><th>課題</th><th>対応</th></tr></thead><tbody><tr><td>○第四期中期目標期間においては、令和 2 年 5 月に DX 推進やアーキテクチャ設計業務が追加されたことに伴い DX 推進部及びアーキテクチャ設計部を新設するなど業務や組織も拡大。こうした中、これを支えるためのバックオフィス関連の業務量も増加しているが、必ずしも対応できていない。このため、バックオフィス業務の改革が喫緊の課題となっており、特に、人材育成・確保、IPA-DX（調達の効率化を含む）、ガバナンスの最適化が急務となっている。</td><td>○第五期中期計画期間に向けて、「IPA 将来像検討会議」「デジタル推進会議」「人材育成・確保サブワーキンググループ」「調達プロセス効率化サブワーキンググループ」等を開催し、バックオフィス改革に向けて、人材育成・確保、業務プロセスの効率化、審議プロセスの効率化、IPA-DX の推進の 4 プロジェクトについて議論を行い「バックオフィス戦略 2022」を策定したところ。令和 4 年度においては、当該戦略に基づき対応するとともに、引き続き、バックオフィス機能の強化に向けて検討を継続していく。</td></tr></tbody></table>			課題	対応	○第四期中期目標期間においては、令和 2 年 5 月に DX 推進やアーキテクチャ設計業務が追加されたことに伴い DX 推進部及びアーキテクチャ設計部を新設するなど業務や組織も拡大。こうした中、これを支えるためのバックオフィス関連の業務量も増加しているが、必ずしも対応できていない。このため、バックオフィス業務の改革が喫緊の課題となっており、特に、人材育成・確保、IPA-DX（調達の効率化を含む）、ガバナンスの最適化が急務となっている。	○第五期中期計画期間に向けて、「IPA 将来像検討会議」「デジタル推進会議」「人材育成・確保サブワーキンググループ」「調達プロセス効率化サブワーキンググループ」等を開催し、バックオフィス改革に向けて、人材育成・確保、業務プロセスの効率化、審議プロセスの効率化、IPA-DX の推進の 4 プロジェクトについて議論を行い「バックオフィス戦略 2022」を策定したところ。令和 4 年度においては、当該戦略に基づき対応するとともに、引き続き、バックオフィス機能の強化に向けて検討を継続していく。		
課題	対応										
○第四期中期目標期間においては、令和 2 年 5 月に DX 推進やアーキテクチャ設計業務が追加されたことに伴い DX 推進部及びアーキテクチャ設計部を新設するなど業務や組織も拡大。こうした中、これを支えるためのバックオフィス関連の業務量も増加しているが、必ずしも対応できていない。このため、バックオフィス業務の改革が喫緊の課題となっており、特に、人材育成・確保、IPA-DX（調達の効率化を含む）、ガバナンスの最適化が急務となっている。	○第五期中期計画期間に向けて、「IPA 将来像検討会議」「デジタル推進会議」「人材育成・確保サブワーキンググループ」「調達プロセス効率化サブワーキンググループ」等を開催し、バックオフィス改革に向けて、人材育成・確保、業務プロセスの効率化、審議プロセスの効率化、IPA-DX の推進の 4 プロジェクトについて議論を行い「バックオフィス戦略 2022」を策定したところ。令和 4 年度においては、当該戦略に基づき対応するとともに、引き続き、バックオフィス機能の強化に向けて検討を継続していく。										

4．その他参考情報
なし

Ⅲ 財務内容の改善に関する事項

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
Ⅲ	財務内容の改善に関する事項		
当該項目の重要度、困難度	—	関連する研究開発評価、政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビューシート 0392

2. 主要な経年データ									
	評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価									
	中期目標	中期計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価			
				業務実績	自己評価	(見込評価)		(期間実績評価)	
				(詳細は、平成 30～令和 3 年度業務実績報告書 III.)	＜評価と根拠＞ 評価：B 根拠：以下のとおり、中期目標及び中期計画における所期の目標を達成していることを評価。	評価	B	評価	
	【運営費交付金債務残高関連】 -中期目標 P.19- ○運営費交付金を充当して行う事業については、引き続き、その必要性等に応じた財源の最適配分（人員、予算等）を行い、適正かつ効率的に執行し、各年度期末における運営費交付金債務残高を抑制する。 ○(略)運営費交付金の会計処理として、業務達成基準による収益化が原則されたことを踏まえ、引き	【運営費交付金債務残高関連】 -中期計画 P.17- ○運営費交付金を充当して行う事業については、引き続き、その必要性等に応じた財源の最適配分（人員、予算等）を行い、適正かつ効率的に執行し、各年度期末における運営費交付金債務残高を抑制する。 ○(略)運営費交付金の会計処理として、業務達成基準による収益化が原則とされたことを踏まえ、引	＜主な定量的指標＞ — ＜その他の指標＞ — ＜評価の視点＞ ○予期せぬ運営費交付金に係る不用額の発生を抑制できたか。	＜主要な業務実績＞ [定量的指標の実績] — [主な成果等] ○予期せぬ運営費交付金の不用額の発生の抑制 ・運営費交付金の執行管理を徹底し、機動的・弾力的な再配賦を各年度 2 度実施。運営費交付金予算に対する不用額の割合は、平成 30 年度 6.6%、令和元年度 9.1%、令和 2 年度 13.8%、令和 3 年度 14.3%と推移。 ○適正な予算執行管理 ・毎月の予算執行状況の役員報告や運営費交付金予算の再配分を適切に実施するなどして、業務運営費等の効率化を行った。 ○決算情報の公表の充実	 [主な成果等] ○予期せぬ運営費交付金の不用額の発生の抑制 ○適正な予算執行管理 ・業務運営費等の効率化を行うことにより、運営費交付金予算に係る不用額の発生の抑制に努め、予期せぬ運営費交付金に係る不用額の発生を抑制できる見込みであることを評価。	評価		＜評価に至った理由＞ ・総合的に勘案し、中期目標及び中期計画の目標を令和 3 年度までに達成している又は当期間中に達成する見込みであるものと認められることから、評価は B とする。 ・各地域 SC の経営状況を把握し、指導・助言等の結果、地域 SC の財務状況が改善。毎年赤字決算であった栃木 SC を含む 9 社すべての地域 SC で令和元年度より黒字決算を実現。広島 SC の清算も実現し、第四期中期目標期間中に経常収益で 1 億円以上を確保する目標を令和 3 年度に達成済。 ・セミナー参加料及び	

	続き、適切に収益化単位の業務ごとに予算と実績を管理する。 ○決算情報の公表の充実等、引き続き、IPA の財務内容等の透明性を確保する。	き続き、収益化単位の業務ごとに予算と実績を適切に把握し、適正な予算執行管理を行う。 ○機構の財務内容の透明性を確保する観点から、決算情報の公表の充実等を図る。		・「独立行政法人会計基準」等の改訂を適切に反映した財務諸表等作成・公表した。	○決算情報の公表の充実 ・「独立行政法人会計基準」等の改訂を適切に反映し、決算情報の公表の充実を図ったことを評価。	書籍など販売収入において、第三期中期目標期間の 5 年間の合計 420 百万円に比べ、4 年間の実績で 701 百万円増（166%増）を確保。中期計画の適切な受益者負担を求める目標を達成できる見込みであることを評価。	
	【繰越欠損金関連】 -中期目標 P.19 - ○地域事業出資業務については、繰越欠損金を減少させるため、第四期中期目標期間中に経常収益合計で 1 億円以上確保する。 そのために、地域ソフトウェアセンターに対して指導・助言等を積極的に行い、センターの経営改善を図るとともに、適切な配当を求めるものとする。（2）第三期中期目標期間において黒字化への転換が見込めないセンターで、かつ、一定の基準に該当するものは、他の出資者等との連携の下に、当該期間内に解散に向けた取組を促すものとし、解散分配金を速やかに国庫納付するものとする。 ○また、経営状況が改善せず、地方自治	【繰越欠損金関連】 -中期計画 P.17- ○地域事業出資業務については、繰越欠損金を減少させるため、第四期中期目標期間中に経常収益合計で 1 億円以上確保する。 そのために、地域ソフトウェアセンターの経営状況について、中間決算及び年度決算見込等の資料提出を求めることにより的確に把握し、また、様々な機会をとらえて経営者との面談により指導・助言等を積極的に行い、センターの経営改善を図るとともに、適切な配当を求めるものとする。 ○以下の基準に該当するものは、他の出資者等との連携の下に、当該期間中に解散に向けた取組を促すものとする。 ①経営改善を行って	＜主な定量的指標＞ 地域事業出資業務の年度の経常収益合計 2 千万円以上 ＜その他の指標＞ ○地域ソフトウェアセンター(SC)に対する指導・助言 ○地域 SC の経営状況の把握 ○欠損金、剰余金の適正化 ＜評価の視点＞ ○的確に経営状況を把握し、経営改善を目的とした指導・助言が行われているか。 ○欠損金、剰余金の発生要因が明らかにされ、改善に向けた取組がなされているか。	＜主要な業務実績＞ 〔定量的指標の実績〕 平成 30 年度 23 百万円（目標比 117%） 令和元年度 36 百万円（目標比 181%） 令和 2 年度 32 百万円（目標比 161%） 令和 3 年度 34 百万円（目標比 171%） 〔主な成果等〕 ○<u>地域事業出資業務（地域ソフトウェアセンター）</u> ・第四期中期目標期間においては、各地域ソフトウェアセンター（地域 SC）の経営改善に向け積極的に取り組んだ結果、地域 SC の財務状況は着実に改善され、令和元年より 9 社すべての地域 SC で黒字決算を実現。第四期中期目標期間中に経常収益で 1 億円以上を確保する目標を令和 3 年度に達成済。 ・10 年間赤字決算が続いた栃木 SC において地元自治体などと協力することにより黒字化転換を実現。 ・解散後 8 年間、建物が売却できずに清算手続きが滞っていた広島 SC について、令和 3 年度に建物が売却でき無事に清算手続きを完了。 ・3 地域 SC において自社が抱えていた繰越欠損金を当該期間中に解消。 ○<u>欠損金、剰余金の適正化</u> ・一般勘定においては、4 期連続で利益剰余金	〔主な成果等〕 ○<u>地域事業出資業務（地域ソフトウェアセンター）</u> ・各地域 SC の経営状況を把握し、経営改善を目的とした指導・助言等を行った結果、地域 SC の財務状況は着実に改善。 毎年赤字決算であった栃木 SC を含む 9 社すべての地域 SC で令和元年度より黒字決算を実現。 広島 SC の清算も成功裡に実現し、第四期中期目標期間中に経常収益で 1 億円以上を確保する目標を令和 3 年度に達成済であることを高く評価。 ○<u>欠損金、剰余金の適正化</u> ・試験勘定においては、令和 4 年度に繰越欠	これらの取組は、令和 4 年度においても対応が見込まれる。 ＜今後の課題＞ 引き続き、運営費交付金の適正かつ効率的な執行等が必要。 ＜その他事項＞ 特になし	

	体・地元産業界からの支援も得られない場合は、他の出資者等との連携の下に、当該期間中に解散に向けた取組を促すものとする。	も、繰越欠損金が増加（3期連続を目安）又は増加する可能性が高い場合 ②主要株主である地方自治体・地元産業界からの支援が得られない場合		を計上 - 試験勘定においては、令和元年度までは利益剰余金を計上したが、令和2年度及び令和3年度は、コロナ禍における応募者減少などに伴う収支悪化が厳しい状況の中、繰越欠損金を計上。 - 令和4年度より、全ての試験区分において試験手数料の改定することにより、収支が改善し、繰越欠損金は解消される予定。 - 地域事業出資業務勘定においては、継続的に経営改善を目的とした指導・助言等を行った結果、各地域SCの経営状況が改善。	損が解消される見込であり、地域事業出資業務勘定においては、各地域SCの財務状況が改善していることを評価。		
	【その他】 -中期目標 P.19- ○自己収入の増加を図る観点から、受益者が特定でき、受益者に応分の負担能力があり、負担を求めることで事業目的が損なわれない業務については、経費を勘案して、適切な受益者負担を求めていることとする。 ○情報処理技術者試験及び情報処理安全確保支援士試験については、これらの試験の持続的な運営を可能とするため、応募者数の増加に向けた取組を実施するとともに、事務の活性化・効率化及び収益の維持・改善にも取り組む。	【その他】 -中期計画 P.17- ○自己収入の増加を図る観点から、受益者が特定でき、受益者に応分の負担能力があり、負担を求めることで事業目的が損なわれない業務については、経費を勘案して、適切な受益者負担を求めていることとする。 ○情報処理技術者試験及び情報処理安全確保支援士試験の持続的な運営を可能とするため、応募者の増加に資する取組を実施するとともに、事務の活性化・効率化及び収益の維持・改善を図るものとする。	<主な定量的指標> — <その他の指標> — <評価の視点> —	<主要な業務実績> [定量的指標の実績] — [主な成果等] <u>○自己収入拡大の取組</u> - 自己収入の拡大に向けた取組を推進し、適切な受益者負担を求めるため、引き続き、原則有料化を実施した。IPAの自己努力で収入拡大が可能な以下の収入において、第三期中期目標期間の5年間の合計420百万円に比べ、4年間の実績で701百万円増(166%増)を確保。 (内訳) - 産業サイバーセキュリティセンター受講料収入(H29より開講) 993百万円 (第三期(H29のみ)183百万円) - ITセキュリティ評価・認証手数料等 94百万円(第三期180百万円) - 書籍販売収入等 33百万円(第三期58百万円) <u>○産業界・教育界への広報活動を展開し、情報処理技術者試験、情報処理安全確保支援士試験の更なる普及・定着化を推進することと不断のコスト削減に努めるとともに、試験の活用を促進。(再掲)</u> - iパスの受験申込窓口であり、関連情報を集約したiパスサイトについて、活用企業	[主な成果等] <u>○自己収入拡大の取組</u> - セミナー参加料及び書籍など販売収入において、第三期中期目標期間の5年間の合計420百万円に比べ、4年間の実績で701百万円増(166%増)を確保し、中期計画の適切な受益者負担を求める目標を達成できる見込みであることを評価。 <u>○産業界・教育界への広報活動を展開し、情報処理技術者試験、情報処理安全確保支援士試験の更なる普及・定着化を推進することと不断のコスト削減に努めるとともに、試験の活用を促進。(再掲)</u> - 日経 xTECH 等で毎年実施されている「IT資格実態調査」において、現在保有している		

				からの推薦の声や活用事例などを拡充。 ・応用情報技術者試験合格者に対して高度試験・情報処理安全確保支援士試験の紹介チラシを、iパス合格者に対して情報セキュリティマネジメント試験の紹介チラシを、それぞれ合格証書に同封して送付。 ・広報戦略グループと連携し、SNS（Twitter、Facebook）を活用した試験PRを実施。試験申込、受験手数料改定なども、メールニュースで配信したり、Twitter、Facebookで投稿。 ・iパス及び情報セキュリティマネジメント試験専用ウェブサイトについて、ユーザ企業における試験の活用促進のため、継続して普及コンテンツを充実化。 ・入札活用によるコスト削減を目的として、平成 29 年度から令和元年度における試験実施業務に係る一般競争入札を実施した結果、請負単価を九州地域で約 15%、甲信越・静岡地域で約 3%削減。 ・近年の試験問題の印刷・運搬費用、会場借料等の値上がりや、新型コロナウイルス感染症対策、一部試験区分のコンピュータ試験化などを行う中で、試験実施に要する実費が増加し、現行の受験手数料 5,700 円との乖離が発生。こうした状況を踏まえ、今後も安定的に試験制度を運営する観点から受験手数料の額が見直され、「情報処理の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令（令和 3 年 7 月 16 日閣議決定）」により、7,500 円に改定。 ・コロナ禍における応募者減少などに伴う収支悪化が厳しい状況を踏まえ、収支健全化を通じた安定的な試験制度の運営に向け、応募者増加、コスト削減、制度改革の三つの視点で検討を実施。	資格、取得したい資格については、毎年上位を情報処理安全確保支援士、情報処理技術者試験の各区分が占め、試験の有用度が高く評価されている点を評価。 ・令和 4 年 1 月 15 日発行の日本経済新聞の記事「40 代からの学び直し 専門家が選んだ役立つ資格は」において、3 位に IT ストラテジスト試験、4 位に情報セキュリティマネジメント試験、5 位に応用情報技術者試験がランクイン。 ・令和 2 年度は新型コロナウイルス感染症の影響で春期試験を取りやめたこともあり、応募者数が令和元年度比 54.7%と激減したが、各種の取組によって、令和 3 年度は令和 2 年度比 182.9%と激増したことを評価。 ・社会全体で DX の加速等が求められるなか、従業員の IT リテラシーを向上させるため、ユーザ企業の i パス応募者は 9 年連続の増加。特に、令和 3 年度は前年度比 212.2%と増加するとともに、業務別では営業・販売（非 IT 関連）の i パス応募者が前年度比 218.6%と突出して増加するなど、IT 社会で活躍するためのスキルを測るスタンダードとして広く活用されている点を評価。 ・社会における DX の取組進展に伴い、i パスを組織的な IT リテラシー向上のためのツールとして積極的に活用するユーザ企業が増加するとともに、ユーザ企業で団体受験や全社員の合格を推奨する動きも出てきており、今後の更なる試験の活用度向上を期待できる点を評価。 ・収支健全化に向けて、三つの視点で収入増、支出減の検討したことを評価。 （応募者増加） 産業界・教育界への着実な広報活動を実施（コスト削減、制度改革） 経済産業省「デジタル時代の人材政策に関する検討会」における審議内容も踏まえ、試験制度・実施方式等の見直しの検討を実施。 上記により、中期計画の情報処理技術者試験	
--	--	--	--	--	---	--

				及び情報処理安全確保支援士試験の持続的な運営を可能とするための目標を達成見込みであることを評価。																																						
	-中期目標 P.20- ○債権の適切な管理等必要な業務を継続して行う。	-中期計画 P.18- ○保証債務の残余管理については、保証先決算書の徴求等を適宜行うとともに、金融機関とも連携して債権の保全を図る等適切に実施する。	<主な定量的指標> － <その他の指標> － <評価の視点> －	<主要な業務実績> － [主な成果等] － <table><caption><期末債務保証状況></caption><thead><tr><th>年度</th><th>減少額</th><th>期末残高</th></tr></thead><tbody><tr><td>平成 29 年度</td><td>5.6 百万円</td><td>142 百万円</td></tr><tr><td>平成 30 年度</td><td>17.2 百万円</td><td>124 百万円</td></tr><tr><td>令和元年度</td><td>36.6 百万円</td><td>88 百万円</td></tr><tr><td>令和 2 年度</td><td>3.5 百万円</td><td>84 百万円</td></tr><tr><td>令和 3 年度</td><td>27.1 百万円</td><td>57 百万円</td></tr></tbody></table> <期末求償権回収状況> <table><thead><tr><th>年度</th><th>回収額</th><th>期末残高</th></tr></thead><tbody><tr><td>平成 29 年度</td><td>1.2 百万円</td><td>69 百万円</td></tr><tr><td>平成 30 年度</td><td>1.3 百万円</td><td>67 百万円</td></tr><tr><td>令和元年度</td><td>1.3 百万円</td><td>66 百万円</td></tr><tr><td>令和 2 年度</td><td>1.5 百万円</td><td>64 百万円</td></tr><tr><td>令和 3 年度</td><td>1.4 百万円</td><td>63 百万円</td></tr></tbody></table>	年度	減少額	期末残高	平成 29 年度	5.6 百万円	142 百万円	平成 30 年度	17.2 百万円	124 百万円	令和元年度	36.6 百万円	88 百万円	令和 2 年度	3.5 百万円	84 百万円	令和 3 年度	27.1 百万円	57 百万円	年度	回収額	期末残高	平成 29 年度	1.2 百万円	69 百万円	平成 30 年度	1.3 百万円	67 百万円	令和元年度	1.3 百万円	66 百万円	令和 2 年度	1.5 百万円	64 百万円	令和 3 年度	1.4 百万円	63 百万円	[主な成果等] ・決算書類の徴求等の徹底により財務状況を的確に把握するとともに、金融機関との連携を進め、債務承認書の徴求等、債権の管理に努めた。 ・平成 21 年度末をもって新規引受を終了した債務保証制度に係る業務においては、対象企業の財務状況を把握するとともに、金融機関と連携して回収に努めた結果、債務保証残高は第 4 期中期計画開始時から 4 年間で 85 百万円の減少させることができた。 (142 百万円→57 百万円、5 社→2 社) 上記により、中期計画の保証債務の残余管理についての目標を達成見込みであることを評価。	
年度	減少額	期末残高																																								
平成 29 年度	5.6 百万円	142 百万円																																								
平成 30 年度	17.2 百万円	124 百万円																																								
令和元年度	36.6 百万円	88 百万円																																								
令和 2 年度	3.5 百万円	84 百万円																																								
令和 3 年度	27.1 百万円	57 百万円																																								
年度	回収額	期末残高																																								
平成 29 年度	1.2 百万円	69 百万円																																								
平成 30 年度	1.3 百万円	67 百万円																																								
令和元年度	1.3 百万円	66 百万円																																								
令和 2 年度	1.5 百万円	64 百万円																																								
令和 3 年度	1.4 百万円	63 百万円																																								
	-中期計画 P.19- 【短期借入金の限度額】 2 0 億円 (理由) 年度当初における国からの運営費交付金の受入等が最大 3 ヶ月程度遅延した場合における機構職員への人件費の遅配及び機構事業費の支払遅延、その他の事故等（例えば天災による情報処理技術者試験の中止や延期等）の発生により生じた資金不足を回	<主な定量的指標> － <その他の指標> － <評価の視点> －	<主要な業務実績> ・第四期中期目標期間において、平成 30 年度から令和 3 年度まで借入れを行っておらず、令和 4 年度も予定なし。																																							

		避する。				
		-中期計画 P.19- 【剰余金の使途】 剰余金が発生したときは、業務の推進及び拡充、広報活動の充実、職員の研修の充実、施設・設備の整備に係る経費に充てる。	<主な定量的指標> － <その他の指標> － <評価の視点> －	<主要な業務実績> ・第四期中期目標期間において、平成 30 年度から令和 3 年度まで剰余金は発生していない。令和 4 年度も発生しない予定。		
		-中期計画 P.20- 【中期目標期間を超える債務負担】 中期目標期間を超える債務負担については、当該債務負担行為の必要性及び資金計画への影響を勘案し、合理的と判断されるものについて行う。	<主な定量的指標> － <その他の指標> － <評価の視点> －	<主要な業務実績> ・IT パスポート試験の CBT 方式による試験実施・運用業務契約など性質上やむを得ないものについて契約を行った。		
		-中期計画 P.20- 【積立金の処分に関する事項】 前中期目標期間の最終事業年度における積立金残高のうち、主務大臣の承認を受けた金額については、情報処理促進法第 5 1 条に規定する業務の財源に充てる。	<主な定量的指標> － <その他の指標> － <評価の視点> －	<主要な業務実績> ・平成 30 年度以降、自己財源で取得した固定資産の償却費、前払として支払った費用等、及び監視業務における各法人負担額との精算に各年度で充当した。充当した金額は、30 年度 542 百万円、令和元年度 513 百万円、令和 2 年度 752 百万円。 ・令和 3 年度決算において前中期目標期間中に自己財源で取得した固定資産の償却費、前払として支払った費用、及び経営努力認定分ではデジタル戦略推進部における IPA・DX の推進などの実施に 42 百万円充当。		
			<課題と対応>			

			課題	対応		
			○繰越欠損金は、地域事業出資勘定における関係会社株式評価損が主な要因となっている。欠損金の圧縮には、地域ソフトウェアセンター（地域 SC）の経営改善が不可欠であり、地域 SC の経営状況について、中間決算及び年度決算見込等の資料提出を求めることにより的確に把握し、また、様々な機会をとらえて経営者との情報交換を密に行うことにより指導・助言等を積極的に行い、地域 SC の経営改善を図るとともに、適切な配当を求めるものとする。	○地域 SC の経営改善を図るために、定期的な指導・助言を行うことにより以下を実現した。 ・ 5 年間で経常収益 1 億円を達成する予定を 4 年間で達成。 ・ 令和元年度より 9 センターすべてで黒字決算を実現。 ・ 福岡 SC、石川 SC、宮崎 SC において各社の繰越欠損金の解消を実現。 ・ 長らく建物が売却できずに清算手続きを進められなかった広島 SC の清算手続きを完了。		

4. その他参考情報
<会計検査院指摘を踏まえた取組：地域 SC> ○平成 25 年度の会計検査院意見表示に基づき、地域 SC に対する事業運営及び経営の改善のための指導、支援等、並びに出資金の保全のための取組を適切に実施。 ・ 地域 SC に対し、各事業の取組状況や実績に関する報告書を提出させ、地域 SC の経営状況に応じた指導、支援などを実施。 ・ 経営が好調な（株）北海道ソフトウェア技術開発機構より 0.8 百万円、（株）ソフトアカデミーあおもりより 4 百万円、（株）岩手ソフトウェアセンターより 0.4 百万円の配当を令和 3 年度に受領。 ・ 地域 SC の決算については、IPA のこれまでの指導・助言により、平成 30 年度まで 10 年間継続して赤字決算であった（株）システムソリューションセンターとちぎが、令和元年度に黒字決算化となり地域 SC 9 社全てにおいて黒字決算。その後、令和 2 年度、令和 3 年度も全社黒字決算を継続。 ○令和 2 年度の会計検査院の国会及び内閣に対する報告（随時報告）「独立行政法人における繰越欠損金の状況等について」において、情報処理推進機構の事業化勘定及び地域事業出資業務勘定を含む 4 法人 7 勘定について、「いずれも繰越欠損金を解消する見込みが立っていないと認められ、当該勘定に係る政府出資金の一部又は全部が回収されないおそれがあり、中長期の財務リスクが高まっていると認められることから、当該勘定を有する法人及びこれらの主務省においては、繰越欠損金が解消されず、当該勘定に係る政府出資金の一部又は全部が回収されないおそれがある状況を国民に丁寧に説明すること」が所見として記載。 当該随時報告を受け、IPA ウェブサイトに繰越欠損金の状況に係る説明文を以下の通り掲載。 【事業化勘定】 財政投融资特別会計から出資され、民間事業者だけでは事業化が困難なソフトウェアの開発及び普及を図ることを目的とした事業を、平成 14 年度から実施。その後、当該事業のニーズが乏しくなったため、平成 17 年 12 月に新規受付を停止し、事業停止後も資金の回収に尽力。しかしながら、出資額に見合う資金回収はできず、繰越欠損金を計上。 【地域事業出資業務勘定】 旧地域ソフトウェア法に基づき、地域の高度 IT 人材育成を目的として、全国 20 カ所の地域ソフトウェアセンターに対して、平成元年度から 6 年度に、各 4 億円（財政投融资特別会計、労働保険特別会計から 2 億円ずつの合計 80 億円）を出資。現在も 9 センターが活動を継続。解散した 11 センターの清算等に伴う株式処分損及び評価損の発生等により、繰越欠損金を計上。現在活動中の 9 センターの業績はいずれも良好であり、配当金等により着実に欠損金は減少。現在の中期目標において経常収益合計で 1 億円以上確保することが目標とされたが、令和 3 年度にてこの目標を達成。

IV その他業務運営に関する重要事項

1. 当事務及び事業に関する基本情報									
IV		その他業務運営に関する重要事項							
当該項目の重要度、困難度		—	関連する研究開発評価、政策評価・行政事業レビュー			行政事業レビューシート 0392			

2. 主要な経年データ										
	評価対象となる指標		達成目標	基準値 (前中期目標期間 最終年度値等)	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	(参考情報) 当該年度までの累積値 等、必要な情報
	機構の情報を継続 的に受け取る登録 者数	計画値	最終年度までに 60,000 人以上追加	—	12,000 人	12,000 人	12,000 人	12,000 人	累計 60,000 人以上	
		実績値	—	—	20,652 人	26,021 人	26,980 人	45,307 人		令和 3 年度までの累積値 は 118,960 人
		達成度 (%)	—	—	172%	217%	224%	378%		

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価									
	中期目標	中期計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価			
				業務実績	自己評価	(見込評価)		(期間実績評価)	
				(詳細は、平成 30～令和 3 年度業務実績報告書 IV.)	＜評定と根拠＞ 評定：B 根拠：以下のとおり、中期目標及び中期計画における指標を達成し、所期の目標を達成していることを評価。 [定量的指標の実績] IPA の情報を継続的に受け取る登録者数について、累計 118,960 人（中期計画最終目標値比 198%）を達成。 (要因分析) ー 加速する社会と生活のデジタル化、改正情促法により加わった「DX」「アーキテクチャ」などの新事業により拡大したユーザー層のより広範な情報ニーズに対応すべく、わかりやすく魅力的なコンテンツを継続的に制作、最適なチャンネルでのタイムリーな情報発信を行った結果、確実にユーザーリーチを拡大。	評定	B	評定	
						＜評定に至った理由＞			
						・総合的に勘案し、中期目標及び中期計画の目標を令和 3 年度までに達成している又は当期間中に達成する見込みであるものと認められることから、評定は B とする。			
						・IPA から情報を受け取る登録数の増加、IPA 職員のキャリアパスモデルを構築することによる IPA 職員として働く魅力の向上、専門家人材の迅速な採用、研修の充実化等、			

	【人事に関する事項】 -中期目標 P.21- ○情報セキュリティ対策の実現、IT 社会の動向調査・分析・基盤構築、IT 人材の育成等の事業を実施するうえで必要となる専門性を有し、業務の効率的、効果的な遂行を実現するための人材の確保・育成に係る方針を策定する。 -中期目標 P.18- ○IPA に期待される役割の拡大に対応するため、事業や組織の見直しに合わせて、人員体制の増強を図るとともに、今後の組織の中核を担うプロパー職員（特に新卒採用者）への知見や経験の蓄積が重要との観点から、中長期的な人材育成を見通した人事制度・人員体制への見直しを行う。 ○専門性、特殊性の高い業務に対応するため、職員の能力開発制度の整備・充実、職員の能力や実績に見合った適正な処遇の実現（給与体系及び給与水準の適正化等）を図るとともに、官公庁や民間企業等との人材交流を促進	【人事に関する計画】 -中期計画 P.19- ○情報セキュリティ対策の実現、IT 社会の動向調査・分析・基盤構築、IT 人材の育成等の事業を実施するうえで必要となる専門性等を有し、業務の効率的、効果的な遂行を実現するための人材の確保・育成に係る方針を策定し、取組を行う。 ○政府や社会的な要請に基づき機構の業務が追加・拡大する中、引き続き機構における業務を安定して実施していく観点から、人員体制の増強を図る。具体的には、職員の採用活動を強化するとともに、新卒採用職員等に対するトレーナー制度・メンター制度の取組を行う。また、業務内容や専門性に応じて柔軟に活用できる多様な外部専門人材や先端的なセキュリティ人材を機動的に採用し、情勢の変化への対応力を高める。さらに、業務のミスマッチの発生を防止する観点から、中途採用・企業出向者の採用にあたって	<主な定量的指標> － <その他の指標> － <評価の視点> ○事業や組織の見直しに合わせた人員体制の整備ができていますか	<主要な業務実績> [定量的指標の実績] － [主な成果等] ○人事に関する計画 ・中長期的な人事計画を策定するにあたり、中期目標達成に向けた組織のミッションの設定を行うとともに、職員のスキル・専門性を活かした適材適所な人員配置からなる職員の能力が十分に発揮できる職場作り、また、生産性向上に向けた業務改善を含めた働き方改革に寄与することを目的として、職員一人ひとりの業務を「見える化」するために「職務記述書」の作成を実施（令和 2 年度）。 ・IPA 将来像検討ワーキンググループの下に「人材育成・確保サブワーキンググループ」を設置し、以下の項目に関する検討を実施（令和 3 年度）。 ・基礎データの整備 ・人材（タスク・スキル）の分類・定義 ・人材育成・確保の方針 ・人材開発（研修等）制度の充実 ・職員評価、昇任等の仕組み ・IPA 職員を「企画系」、「事務系」、「技術系」、「国際系」の 4 つのタイプに分類。それぞれのキャリアパスに必要な業務経験や配属部署等の仮説を整理し、キャリアパスモデル案を作成（令和 3 年度）。 ・嘱託職員について、勤務態度や勤務成績を考慮の上、60 歳を超えても常勤職員として処遇を可能とするとともに、デジタル技術の社会実装に向けた共通の技術仕様（アーキテクチャ）の設計・普及などの事業を高度に推進できる人材を確保していくため、スキル等に応じた相応な給与で複数年雇用も可能とする「特定任期付職員」の制度を創設し、令和 3 年 4 月 1 日から運用を開始するなど、人員体制増強に向けた取組を実施。 ・新卒採用者を計画的に採用し、新卒プロパ	[主な成果等] ○人事に関する計画 ・組織のミッションの設定、職員の業務を見える化するための「職務記述書」の策定を行うとともに、中長期的な人事戦略立案に向けた検討体制を設置し、現状の課題の抽出・整理を実施。今後必要となる人材を含めた IPA を構成する職員を 4 つのタイプに分類し、それぞれのキャリアパスモデル案を作成するとともに、研修制度の充実、連携強化を含む育成方法の具体化に向けた検討を開始するなど、業務の効率的、効果的な遂行を実現するための人材の確保・育成に係る取組を進めている点を評価。 ・IPA の事業を推進していくうえで必要となる高度なスキル、経験を有する人材を確保していくため、市場評価相応の処遇を提示することを可能とする新たな採用制度を構築したことを評価。 ・新卒採用のリクルート活動では、新たに IPA	幅広い取組を評価。令和 4 年度においてもこうした対応が見込まれる。 ・魅力的なコンテンツを継続的に制作、最適なチャネルでのタイムリーな情報発信を行った結果、令和 3 年度末時点で IPA の情報を継続的に受け取る登録者数 118,960 件と、中期計画最終目標値比 198%を達成。 ・また、メディアの情報ニーズに迅速に応え、記事掲載件数を第三期から飛躍的に向上させ、国民に対する情報発信・公開機能の充足に貢献していることを高く評価。 ・今後も情報発信機能として十分な対応が見込まれる。 <今後の課題> 特になし <その他事項> 特になし	
--	--	---	---	--	--	---	--

	し、多様かつ時宜を得た外部人材の確保・育成を図る。	は、職務記述書（ジョブディスクリプション）を作成する。 ○IT施策の専門機関・実施機関として期待される役割を果たすため、個々の職員が専門性、特殊性の高い業務に対応できるよう、能力開発制度（研修制度、留学、人事交流等）の整備、充実を図るとともに、組織の中核を担うプロパー職員（特に新卒採用者）への知見の蓄積を行う観点から中長期を見通した人員体制の構築を図り、必要な専門性を有しつつ視野の広い人材の育成を目指す。 ○組織内の個々人が最大限のパフォーマンスを発揮できるよう、業績評価制度とそれに基づく処遇の徹底を行うとともに、多面評価（360度評価）の実施など、人事評価の信頼性・妥当性を高める取組を行う。		一職員を通期で計 32 名採用するとともに、専門人材のリクルート活動や公募を積極的に実施。 ＜新卒プロパー職員採用人数＞ ・令和 3 年度（令和 4 年 4 月入構）11 名 ・令和 2 年度（令和 3 年 4 月入構）10 名 ・令和元年度（令和 2 年 4 月入構）7 名 ・平成 30 年度（令和元年 4 月入構）4 名 ・新たに入構した新卒プロパー職員の早期業務習得、また心身ともに安心して業務に専念できるよう支援するトレーナー制度・メンター制度について、令和 2 年度からメンターによる支援期間を 1 年間延長し 2 年間に変更。 ・DX の推進やアーキテクチャ設計などの事業を機動的に推進していくうえで、特定の分野に専門的知見を有する職員の必要性がこれまで以上に高まっている状況に鑑み、新卒採用に加え、専門職人材（中途、嘱託、研究員）の採用活動を積極的に展開。事業規模の拡大に対応し、人員体制の増強に向けた取組を継続的に実施。（職員数：平成 30 年 4 月 1 日 326 名→令和 4 年 3 月 31 日 501 名） ・各年度において、年 2 回の業績評価を実施し、その結果を特別手当に反映するとともに、年 1 回の能力評価の結果に基づき、昇任・昇等人事を適切に実施。また、平成 29 年度、平成 30 年度に試行的に実施した 360 度評価の本格導入に向け、令和 3 年度において、対象範囲、評価結果の活用方法等に関する検討を実施。 ・職員の中長期的な育成を図るため、研修実施計画を策定。同計画に基づく階層別研修、職員全般に必要とされる知識や行動を習得するための基本研修、職員のニーズ等を踏まえた目的別・テーマ別研修等を実施。 ・各研修とも、令和 2 年度実施分からコロナ禍であっても受講しやすいオンライン方式やeラーニング方式、動画視聴等の自習方	の新卒採用専用サイトを立ち上げ、全国の就活生に向けてより IPA の事業を分かりやすくかつ魅力的に訴求可能としたことを評価。 ・メンター支援期間を 2 年間に拡充しつつ、トレーナー制度・メンター制度を確実に実施したことを評価。 ・専門人材を機動的に採用するとともに、専門性に係る能力や業績を適切に評価し処遇を講ずることで、組織のパフォーマンス向上に寄与。また、研修実施計画を毎年度策定し、より良い研修を提供できるよう PDCA で研修制度の改善を図った。 ・期中における新たな取組では、階層別研修では若手育成コンテンツの強化として、令和 3 年度に、満 1 年を迎えた新卒プロパー職員による成長実感企画及び 2 年目プロパーにはプロジェクトマネジメント研修を新たに実施したこと、目的別研修では職員誰もが必要となるプレゼンテーションスキルの向上を図る研修を新たに実施したことを評価。 ・その上で、基本研修、階層別研修、目的別・テーマ別研修を安定的に実施したことに加え、専門人材を講師とした研修等を実施することで、職員の業務スキル向上につなげたことを評価（研修等の総受講者数：通期で延べ 7,078 名（動画コンテンツの視聴者数も含めると延べ 8,284 名））。 ＜研修等の延べ受講者数＞ 令和 3 年度 2,063 名 令和 2 年度 1,761 名 令和元年度 1,775 名		
--	----------------------------------	---	--	--	--	--	--

				式を取り入れるなどの工夫。研修等の受講者数は次のとおり。(平成 30 年度延べ 1,479 名→令和元年度延べ 1,775 名→令和 2 年度延べ 1,761 名 (令和元年度の受講者数規模をコロナ禍で維持)→令和 3 年度延べ 2,063 名 (令和 2 年度比 17%増。動画コンテンツの視聴者数も含めると 85%増の延べ 3,269 名))。 ・また、目的別・テーマ別研修では、令和元年度から事業のグローバル化、海外連携の拡大等に対応するため、職員の語学力向上、国際マインド醸成等を目的に語学研修を開始。特に、ビジネス英会話研修について、語学力に応じたコース選択制にするなど研修がより効果的となるよう実施。また、令和 2 年度から IPA の事業成果を対外的に発信(広報)するスキルの強化としてプレゼンテーション研修を開始。	平成 30 年度 1,479 名 上記により、中期計画の人事に関する計画の目標を達成できる見込みであることを評価。		
	【内部統制の強化】 -中期目標 P.20- ○引き続き、「独立行政法人通則法の一部を改正する法律」(平成 2 6 年法律第 6 6 号)による改正後の独立行政法人通則法(平成 1 1 年法律第 1 0 3 号)及び「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」について(平成 2 6 年 1 1 月 2 8 日付総管査第 3 2 2 号総務省行政管理局長通知) 20 において定められた内部統制の推進及び充実を図る。 ○(略)第四期中期目標期間においても、理事長のリーダーシップにより継続して	【内部統制の充実・強化】 -中期計画 P.20- ○引き続き、「独立行政法人通則法の一部を改正する法律」(平成 2 6 年法律第 6 6 号)による改正後の独立行政法人通則法(平成 1 1 年法律第 1 0 3 号)及び「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」について(平成 2 6 年 1 1 月 2 8 日付総管査第 3 2 2 号総務省行政管理局長通知)において定められた内部統制の推進及び充実を図る。 ○中期目標に基づき法令等を遵守しつつ業務を行い、機構の	＜主な定量的指標＞ － ＜その他の指標＞ － ＜評価の視点＞ ○内部統制の充実・強化を着実に図っているか	＜主要な業務実績＞ [定量的指標の実績] － [主な成果等] <u>○内部統制の充実・強化</u> ・平成 30 年度は内部統制委員会を 2 回、リスク管理委員会を 3 回開催し、組織再編後における内部統制推進体制を確立するとともに、委員会での指摘事項等に対して対応方針を検討し、実施。また、情報漏えい事案に伴う情報共有や、再発防止のための検討を実施。 ・令和元年度は内部統制委員会を 1 回、リスク管理委員会を 4 回開催し、IPA における委員会の共通的な課題や内部統制活動における問題点を洗い出し、原因の分析や対応方針を検討し、実施。 ・令和 2 年度は内部統制委員会を 2 回、リスク管理委員会を 3 回開催し、ハラスメントやインシデントに関する対応、リスクの評価などに関して課題を確認し、対応方針を検討し、実施。特に、「パワー・ハラスメント」、「妊娠、出産、育児又は介護に関するハ	[主な成果等] <u>○内部統制の充実・強化</u> ・内部統制の充実・強化を促進するため、組織内で発生した情報漏えい等の事案に関し、インシデント発生時の対応フローを IPA 全体で統一的に整備し、内部統制委員会及びリスク管理委員会を通じ、内部での情報共有を図るとともに、原因究明及び再発防止策の検討の場を設けるなど、積極的な取組を行ったことを評価。 ・内部統制委員会を開催し、内部統制推進体制の課題や改善点を整理したことで、内部統制活動の充実が図られたことを評価。特に、ハラスメントに係る規程や外部相談窓口等を整備するなどハラスメントに対する環境整備を推進したこと、懲戒に係る規程を整備したことを評価。 ・毎年度リスク調査を実施し、継続的に具体的なリスクの洗い出しやリスク対策の策定を促すとともに、コロナ禍においては、コロ		

	このような取組を推進し、組織の Plan・Do・Check・Action（PDCA）機能の充実を図る。	ミッションを有効かつ効率的に果たすため、業務方法書等の規定に基づき、引き続き理事長のリーダーシップの下で継続して機構内の内部統制を充実・強化する取組みを推進するとともに、個々の職員に浸透するよう周知徹底を図る。	ラスメント」を追加するなどハラスメントに係る規程等を整備。その他、ハラスメント防止等委員会の設置、ハラスメントに関する相談への対応についての指針の追加など体制を強化。また、職員がハラスメントに関する相談を信頼できる相手にできるよう、ハラスメント相談窓口を外部に設置し、役職員への周知を実施。 ・令和 3 年度は内部統制委員会を 2 回、リスク管理委員会を 4 回開催し、IPA 全体で統一的に整備されたインシデント発生時の対応フローに基づき、インシデントに関する対応やリスクの評価などに関して取組や課題を確認。また、これまで複数に分かれていた懲戒に関する規定を懲戒規程として取りまとめ、職種に関わりなく同じ基準で運用できるよう整備。さらに、震災などを想定した事業継続計画（BCP）に準ずる形式で、新型コロナウイルス感染症などパンデミックに係る対応を整備することを目的として、「独立行政法人情報処理推進機構 事業継続計画（新型インフルエンザ等の感染症発生時対応）」を制定し、令和 4 年 3 月 31 日に公表。 ・監事監査では、年度ごとに監事監査計画を策定し、同計画に基づいて、「地域ソフトウェアセンターの決算等」、「内部統制システムの整備及び運用の状況」、「各事業の進捗状況把握」、「年度計画に定める人事に関する計画の点検」等について監事監査を行うとともに、役員会ほか重要会議、各種レビューへの出席などのモニタリングを実施し、監査結果については、理事長へ報告。役員会で審議する全契約案件について事前に関連書類のチェックを行うことにより、契約の適正性を確保。 内部統制システムの整備及び運用状況については、担当者に対するヒアリングを行い、検討中であった案件（業務の可視化、リスク評価、インシデント報告の体制整備、内部統制委員会・リスク管理等委員会等の定	ナ禍におけるリスク対応を目的として、コロナ感染者が発生した場合の対策を整理したことを評価。 ・緊急事態宣言下や以降のコロナ禍において、感染拡大防止に当たって主務省と情報連携を行い、IPA における対応策を職員へ周知するとともに、在宅勤務率の設定や交代制勤務の適用推進などの実効性のある対策を講じ、事業を継続させながら、感染拡大防止のために IPA 全体に係る勤務体制の管理を遅滞なく実施したことを評価。また、新型コロナウイルスの感染者や、発熱者等の勤務に関して、専門機関などが示す対応基準を情報収集し、それに基づいて対処したことを評価。さらに、新型コロナウイルス等の感染症発生時の対応をまとめた事業継続計画を制定し、公表したことを評価。 ・監事監査及び内部監査の活動における業務の改善点の指摘を通じ、業務改善が促進され内部統制の充実・強化に寄与したことを評価。具体的には、法人文書管理、個人情報保護、手許現金の保有の課題解決に向けた根本的な見直し、インシデント報告の体制整備、内部統制委員会・リスク管理等委員会等の定期的な開催を促すなど、業務改善に貢献したことを評価。 ・また、業務の改善が遅れている業務については、その原因を把握することに努め、課題の確認や改善点の指摘などを、役員による指導も含めて、個別部署にフィードバックし、今後の業務改善に活かしていることを評価。特に、監査活動については、監事ともよく連携し、必要に応じて監事から役員への提言を行っており、役員を含めた PDCA サ		
--	--	--	--	--	--	--

				期的な開催)の状況、現在の内部統制活動の課題に対する進捗状況を確認。 さらに、人員体制の強化、アクションプランのスケジュール化、定期的な役員報告によるモニタリング体制の強化などの改善点を指摘。特に内部通報制度を含む、IPA内の事故、インシデントなどの早期段階での情報収集・時系列的な記録・分析、対応の仕組みの見直しと強化、IPAに必要な人材の専門性・人材像の明確化について、組織的取組強化を図る必要があるとの認識を提示。なお、第四期中期目標期間において、内部統制上の欠陥が指摘されるような重大な事案は発生していない。 加えて、各年度においては、改正情促法に基づく新規事業（①企業におけるデジタル経営改革の推進経営改革、②クラウドサービスの安全性評価、③組織・産業横断的にデータを活用するための共通技術仕様（アーキテクチャ）の設計・普及）の進捗状況、IPA内のDX推進に係る推進体制・進捗状況に対する取組状況を確認し、③の事業を除きいずれも適正な事業運営が行われていることを確認。③の事業においては、組織運営におけるガバナンス上の課題があり、これに関連したバックオフィス改革などの根本的な課題が認識され、組織内で共有されていることを確認。 ・内部監査では、年度ごとに内部監査計画を策定し、「情報セキュリティ対策の状況について」、「扶養手当、住居手当及び通勤手当確認」、「内部統制システムの運用状況について」、「法人文書管理業務」、「現金、通帳、キャッシュカードなどの取扱や管理方法、現物確認」、「有形固定資産の取扱いや管理方法、現物確認」、「テレワーク環境の整備状況の確認」等の内部監査を順次実施。監査結果については随時、理事長、両理事及び監事へ報告するとともに、個別部署への報告・改善指導などフィードバックを行うことで、業務の効率化、適正化を行うことを要請。 また、従前から改善指導している課題に	イクルが回っていることを評価。 上記により、中期計画の内部統制の充実・強化についての目標を達成できる見込みであることを評価		
--	--	--	--	---	---	--	--

				ついて、課題解決に向けた現実的な方策が検討できるよう参考情報も含めて個別部署にフィードバックを実施。また、このような課題の対象部署の取組状況については、適時役員にも報告しており、役員からは対象部署に改善に向けた指導がなされている。			
	【情報管理及び情報セキュリティの確保】 -中期目標 P.20- ○適正な業務運営及び国民からの信頼を確保する観点から、（略）引き続き、適切な対応をとるとともに、職員への周知徹底を行う。 ○（略）サイバーセキュリティ戦略本部が定める「政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群」に基づき、適切に内部規程の制定・改正を実施し、IPA 自身の情報セキュリティ対策の水準を向上させ、万全の情報セキュリティの確保を図る。	【機構における情報セキュリティの確保】 -中期計画 P.21- ○適正な業務運営及び国民からの信頼を確保する観点から、（略）引き続き、適切な対応をとるとともに、職員への周知徹底を行う。 ○（略）サイバーセキュリティ戦略本部が定める「政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準群」に基づき、適切に内部規程の規定・改正を実施し、機構自らの情報セキュリティ対策の水準を向上させ、情報セキュリティ確保に万全を期する。	<主な定量的指標> － <その他の指標> － <評価の視点> ○機構における情報セキュリティを適正に確保しているか。	<主要な業務実績> [定量的指標の実績] － [主な成果等] ○IPA における情報セキュリティの確保 ・情報公開法及び個人情報保護法に基づく開示請求の対応にあたっては、毎年度、期限内に適切に開示決定等を実施するとともに、開示請求者からの制度内容や申請方法等に関する問合せに対応し、開示請求の手続きを遅滞なく円滑に実施。 ・個人情報保護法等の改正に伴い独法に適用される法律が変更になったので、適用される法律の変更や個人情報漏えい時の対応、匿名化した情報の取扱い等の規定を取り込み、令和 4 年 3 月末に IPA 内の規程類の改正などを実施。 ・情報セキュリティ委員会を毎年度開催し、情報セキュリティ対策推進計画に基づく情報セキュリティの確保、推進の進捗状況の確認を実施した他、情報セキュリティ水準を向上させるために、必要な規程類の見直しなどを実施。 具体的には ・組織変更に伴う情報セキュリティ基本規程等の改正を実施。（平成 30 年 6 月） ・総務部、デジタル戦略推進部、セキュリティセンターの職員から構成される「情報セキュリティ関連規程改定チーム」を発足させ、NISC「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準(令和 3 年度版)」に基づき、情報セキュリティ基本規程等の改正を実施。（令和 4 年 3 月）	[主な成果等] ○IPA における情報セキュリティの確保 ・毎年度、「情報セキュリティ対策推進計画」に基づき、新任者向け情報セキュリティ講習、標的型攻撃メールに関する訓練、セキュリティ診断（外部公開向けシステム機器等）などを実施することで、IPA における情報セキュリティを適正に確保していることを評価。 ・情報セキュリティ基本規程や情報セキュリティ基本規程細則、関連ドキュメント等の改定を実施し、クラウドサービスの利用拡大や多様な働き方を見据えた情報セキュリティ対策についても記載することで、IPA における情報セキュリティを適正に確保していることを評価。 ・IPA・DX を実現するため、クラウド・バイ・デフォルト原則に沿った積極的なクラウド活用、役職員の業務効率を向上させるためのデスクトップ基盤への移行、ゼロトラストセキュリティの教義を取り入れた新たなセキュリティ対策を可能とする情報システム基盤への刷新に向けた調査を完了し、調査結果に基いた基盤構築に着手したことを評価。 ・人工知能を用いた自動遮断機能の運用により、高度サイバー攻撃などによる外部からの侵入の試みや、感染による機密情報の流出などの予防・防止を維持運用したことを評価。		

				・セキュリティセンターのメンバーを構成員に加えた CSIRT（IPA-CERT）を運用し、必要に応じてセキュリティセンターの知見を活用し IPA 自身のセキュリティを確保。 ・人工知能を用いたネットワーク監視機器と SIEM³ やファイアウォールとの連携による、セキュリティインシデントの早期発見を目的とした自動遮断機能を維持。 ・仮想デスクトップ基盤を含めたクラウド活用や統合監視を含めた新しいセキュリティ対策を可能とする「IPA 共通基盤」刷新に向けた調査を実施し（令和 3 年 7 月）、調査結果に基いた基盤構築を開始。	上記により、中期計画の IPA の情報セキュリティの確保目標を達成できる見込みであること評価。		
	【戦略的な広報の推進】 -中期目標 P.20- ○IPA が実施する事業の内容及び成果を、最も効果的な広報手法を検討した上で積極的に実施し、広く国民の理解を得るとともに、IPA の認知度の向上に努める。 ○利用者の利便性向上を図るため、ウェブサイトの画面構成の改善等に努める。 ○（略）継続的な情報発信を行うとともに、IPA の情報を継続的に受け取る登録者を増加させる活動を行い、第四期中期目標期間中において 60,000 人以上の登	【戦略的広報の推進】 中期計画 P.21- ○機構が実施する事業の内容及び成果を、最も効果的な広報手法を検討した上で積極的に広報し、広く国民の理解を得るとともに、PDCA サイクルに基づく不断の見直しを実施する。 ○利用者の利便性向上を図るため、ウェブサイトの画面構成の改善等に努める。 ○（略）継続的な情報発信を行うとともに、機構の情報を継続的に受け取る登録者を増加させる活動を行い、第四期中期目標期間中において 6	＜主な定量的指標＞ IPA の情報を継続的に受け取る登録者数 ＜その他の指標＞ － ＜評価の視点＞ ○IPA 事業の周知・認知度向上および価値訴求ができているか ○情報発信の成果の可視化及び PDCA サイクルが実践できているか	＜主要な業務実績＞ [定量的指標の実績] ①累計 118,960 人／年（対最終目標値比 198%） [主な成果等] ○戦略的な広報の推進 ・IT の利活用による経済成長と社会的課題の解決を両立する Society5.0 の実現、令和 2 年から社会問題化したコロナ禍で加速する企業活動・国民生活における様々な局面でのオンライン化、さらにデジタル庁の創設に伴うデジタル化への社会全体の期待の高まりにも対応し、中期計画で定めた通り、①最適な広報手法による情報発信と PDCA サイクルでの継続的改善、②利用者の利便性向上を目的としたウェブサイト刷新作業、③報道発表・取材対応および各種チャネルを活用した継続的な情報発信を進め、さらに令和 2 年度にユーザー調査の分析結果から「新事業分野周知」「コンテンツ充実」「情報発信チャネル拡大」「内部広報推進」「報道対応拡充」の 5 つを注力分野として明文化。より広範なユーザー層に対してタイムリーかつ効果的なコミュニケーション活動を実践し、IPA の情報を継続的に受け取る登録	[主な成果等] ○戦略的な広報の推進 ・加速する社会と生活のデジタル化、改正情促法により加わった「DX」「アーキテクチャ」などの新事業により拡大したユーザー層のより広範な情報ニーズに対応すべく、令和元年実施のユーザー調査で判明した「視覚化」「コンパクト化」「オンデマンド化」したコンテンツへの期待に応え、イベント・広報誌・メールマガジン・SNS で発信するための寸劇・短尺映像・講演資料・その他のわかりやすく魅力的なコンテンツを継続的に制作、最適なチャネルでのタイムリーな情報発信を行った結果、確実にユーザーリーチを拡大し、令和 3 年度末時点で IPA の情報を継続的に受け取る登録者数 118,960 件と、すでに中期計画最終目標値比 198%を達成した点を評価。 ・報道対応において、報道担当が事業部門との連携を深め、新聞・雑誌に加えウェブ媒体をも対象にメディアの情報ニーズに迅速に		

³ SIEM(Security Information and Event Management)：サーバやネットワーク機器、セキュリティ関連機器、アプリケーション等から集められたログ情報に基づいて、異常があった場合に管理者に通知したり対策を知らせたりする仕組み

	録者を追加する。	0, 000人以上の登録者を追加する。	者数が新規で 118,960 名増加。 ・ 第四期中期目標での新たな IPA の方向性を見せる「社会変革に向けた IT の新たな潮流の把握・発信へ」と題した IPA シンポジウム 2018（平成 30 年 6 月 8 日）では幅広い業界から合計 535 名が参加。 ・ データとデジタルの時代を見据え、企業の DX 実践への関心を高めるべく「DX: その一歩を踏み出そう」をテーマに開催した IPA デジタルシンポジウム 2021（令和 3 年 10 月 11 日）では延べ 7,476 名の当日視聴者・アーカイブで延べ 3,677 名（令和 3 年 10 月 14～31 日集計）のユニーク視聴者数を獲得。事後アンケートでも 1,851 名から「DX というテーマに興味があった」との回答があり、新事業分野としての DX 関連情報の需要喚起に寄与。 ・ 令和 2 年 3 月に DX とアーキテクチャをわかりやすく解説した 3 分の短尺アニメーション解説動画を制作・公開。「デジタルトランスフォーメーション（DX）って何だ？」は、令和 2 年 8 月には YouTube における検索ランキングにおいて検索ワード「DX」での検索 1 位、検索ワード「デジタルトランスフォーメーション」での検索 2 位を動画部門でそれぞれ獲得。公開後 10 か月での再生回数は 4 万回を超え、DX の直観的理解に貢献。 ・ 第四期からメール配信も開始した広報誌「IPANEWS」は、令和 2 年度に雑誌編集事業者の制作ノウハウを盛り込んだ刷新を行い、新規・既存事業についてより読者に価値訴求し、読みやすい媒体として発行。令和 3 年度末の定期購読件数では 8,119 件（平成 29 年度末時点では 5,918 件。冊子送付分のみ）まで拡大。 ・ 近年個人利用のみならずデジタル時代の企業・組織の情報発信媒体としても注目されている SNS の即時性・拡散性を活かし、積極的に新着の啓発映像や注意喚起情報等をタイムリーかつ継続的に発信。、平成 29 年度末から令和 3 年度末までに	応え、記事掲載件数を第三期から飛躍的に向上させ、IPA の露出拡大および公的機関としての国民に対する情報発信・公開機能の充足に貢献。 ・ 各チャンネルにおいて様々な効果測定を実施し、蓄積されたデータの分析によって特に効果のあった施策を再生産する PDCA サイクルを構築・実践した点を評価。 上記により、中期計画の戦略的広報の推進についての目標を達成できる見込みである点を評価。		
--	----------	---------------------	--	---	--	--

				「Facebook」で 2,149 名（145%）、 「Twitter」で 30,627 名（322%）、 「YouTube」で 12,852 名（327%）と大幅 に新規登録者増が増加。 ・ IPA 主催イベント等への参加及び IPA 事 業の資料ダウンロードにも活用できる 「IPA 会員システム」を平成 30 年 5 月か ら稼働させ、初年度登録者は 8,620 人、令 和 3 年 3 月末時点での総数は 37,780 名ま で増加。 ・ 令和元年度より利用者の利便性向上・効率 的な情報公開のために IPA ウェブサイト の刷新プロジェクトを開始、ユーザー本位 のインターフェース設計、掲載コンテンツ の整理を行い、令和 4 年度末のリニューア ル公開を予定。 ・ コロナ禍によりテレワークが常態化した 環境下で職員間に情報ギャップを生まな いためにイントラネットを活用したタイ ムリーな情報発信を実施。 ・ 職員のニーズや問題意識を踏まえたより 良い職場環境や施策の実現につなげるべ く、組織への愛着・一体感（＝エンゲー ジメント）の度合いを可視化・定量化する職 員満足度調査（職員エンゲージメント調 査）を毎年定点観測で実施する前提で令和 3 年度から開始。 ・ 事業部門と連携し、報道機関からの問い合 わせ・取材依頼に迅速かつ丁寧に対応を行 い、記者とのリレーションを高めることで、 事業成果の認知度向上に繋がる露出率を大 幅に改善。（平成 29 年度メディア掲載実績： 871 件に対して、令和 3 年度紙媒体記事掲 載実績 622 件、ウェブ媒体記事掲載実績 2,212 件）。		
			＜課題と対応＞			

			課題	対応		
			○キャリアパスと研修制度を整理しキャリアパスに応じた研修メニューを設けるなど人材育成面で研修制度を拡充すること。	○人材確保・育成ワーキンググループの検討も踏まえ、令和４年度中にキャリアパスと研修制度を整理し令和４年度中に運用開始予定。		
			○内部統制の推進に関する規程に基づき内部統制委員会を開催しているが、開催頻度が不定期であり、かつリスク管理委員会との議題の切り分けが不明確である。また、インシデントの報告体制や、各種会議や委員会における資料・決定事項などの周知方法などが必ずしも統一されていない部分があり、IPA 内における情報共有体制の整備が求められている。	○令和４年度から内部統制委員会とリスク管理委員会を原則として四半期に一度定期的に同時に開催し、各委員会での年間計画を策定することによって PDCA サイクルを強化し、内部統制の充実を図る。また、インシデントの報告体制は令和３年度に整備済み。令和４年度内に各種会議や委員会における資料・決定事項などの周知方法などの整備に向け検討を行う。		
			○内部広報において、リモートワーク環境を前提とした IPA 内コミュニケーションを活性化させ、センター間の事業連携促進に寄与すること。	○IPA 内ポータル及びツール等を活用し、広報計画、事例紹介など広報に関する各種情報を積極的に共有したうえで双方向コミュニケーションが可能となる場を提供する。		

4．その他参考情報
＜会計検査院指摘を踏まえた取組＞ 令和元年 7 月会計検査院第 30 条の 2 の規定に基づく報告書（随時報告）において、IPA を含む 16 法人について「(内部統制の取組に関して) WBS 等の手法を用いて業務フローの認識及び明確化を行っていなかった」「リスクの識別を行う前段階として、業務フローの認識及び明確化は独立行政法人の業務ごとのリスクを網羅的に洗い出すために重要なプロセスであり、上記の 16 法人においては、リスク対応計画の作成や見直しなどの際に、業務ごとにリスクが網羅的に洗い出されるよう、WBS 等の手法を用いるなどして業務フローの認識及び明確化を行うことにより、リスクの識別をより効果的に行うことを検討することが望ましい。」との記載があったことを受け、IPA 内職員の業務が記述された職務記述書をベースに、業務フローが必要と想定される業務を中心に整備を進めつつ、今後のリスク調査、見直しの際には、リスクの識別をより効果的に行うことを企図するなど、引き続き適切に対応しているところ。